

第三次身延町総合計画 前期基本計画（案）

※表紙が入ります

目次

身延町総合計画 前期基本計画..... 1

第1章 計画の概要 1

1. 計画の位置づけ 1
2. 計画の期間..... 1
3. 基本計画と総合戦略の関係 1

第2章 計画の構成と体系図 2

1. 計画の構成..... 2
2. 計画の体系図 4
3. 各施策の構成 5

第3章 施策の展開 6

- 政策Ⅰ つながり 人と人、地域と地域が支え合うまち 6
- 【コミュニティ・地域活動・共生社会分野】 6
- 施策1 町民参加・協働の推進（企画政策課）【戦略】 6
- 施策2 地域ぐるみで取り組む身延駅周辺の美化・維持管理（建設課）..... 8
- 施策3 地域とともに進める安全・安心な道路環境づくり（建設課） 9
- 【移住・関係人口交流人口 分野】 10
- 施策4 様々な交流の推進（企画政策課）【戦略】 10
- 施策5 町の認知度向上に向けた情報発信（企画政策課）【戦略】 12
- 施策6 外国人住民との共生の推進（町民課） 13
- 施策7 移住の促進（企画政策課）【戦略】 14
- 【生涯学習・文化 分野】 16
- 施策8 学びと交流の場の推進（生涯学習課） 16
- 施策9 多世代が交流する地域の拠点づくり（生涯学習課） 18
- 施策10 持続可能なスポーツ環境の構築（生涯学習課） 20
- 施策11 いつでも身近に楽しめるスポーツ機会の充実（生涯学習課）【戦略】 21
- 施策12 芸術文化活動の振興と発表機会の充実（生涯学習課） 22
- 施策13 歴史と文化遺産の継承（生涯学習課）【戦略】 24
- 【教育・子育て 分野】 26
- 施策14 地域とともにある学校づくり（学校教育課）【戦略】 26
- 施策15 青少年健全育成の推進（生涯学習課） 28

施策16 子ども・子育て支援サービスの推進（子育て支援課・福祉保健課）【戦略】	29
政策Ⅱ 安らぎ 自然と調和し、安心して暮らせるまち	33
【福祉・医療 分野】	33
施策1 地域で支え合う福祉と生活支援の充実（福祉保健課）	33
施策2 高齢者が安心して暮らせる支援体制の充実（福祉保健課）	35
施策3 高齢者が安心して利用できる介護保険事業の運営（福祉保健課）	37
施策4 障害者の自立と安心を支える環境づくり（福祉保健課）	38
施策5 生涯にわたる健康づくりの推進（福祉保健課）【戦略】	40
施策6 安定した地域医療体制の充実（福祉保健課）	42
施策7 安心して利用できる医療保険制度の充実と安定運営（町民課）【戦略】	44
【交通・住宅・防災・防犯 分野】	46
施策8 公共交通の充実（交通防災課）【戦略】	46
施策9 住環境整備の推進（建設課）【戦略】	47
施策10 定住の促進（企画政策課）【戦略】	48
施策11 消防体制の充実（交通防災課）	50
施策12 地域防災力の強化（交通防災課）【戦略】	51
施策13 救急・応急救護体制の充実（交通防災課）【戦略】	53
施策14 交通安全環境と啓発活動の推進（交通防災課）	54
施策15 地域防犯と安全確保の推進（交通防災課）【戦略】	55
【自然・環境 分野】	56
施策16 自然環境の保全と共生意識の醸成（環境課）	56
施策17 持続可能な農業のための農業基盤の整備と鳥獣対策の推進（産業課）	57
施策18 脱炭素と環境保全活動の推進（環境課）	58
施策19 資源循環と生活排水対策の推進（環境課）	59
施策20 清潔で快適な生活環境の保全（環境課）	60
施策21 動物の適正管理と共生の推進（環境課）	61
政策Ⅲ 可能性への挑み：誰もが自分らしく挑めるまち	62
【農林業 分野】	62
施策1 効率的な農業振興と担い手の確保（産業課）【戦略】	62
施策2 農作業受託組織などの担い手育成（産業課）	63
施策3 特産品生産を活かした農業経営の展開（産業課）【戦略】	64
施策4 小規模農林産物の流通確保（産業課）	65
施策5 効率的な林業の振興（産業課）	66
【産業・観光 分野】	68
施策6 地域資源を活かした商工業の振興（観光課）【戦略】	68
施策7 商工業の振興と企業立地の受け入れ（企画政策課）	70
施策8 地域資源を活かした伝統産業の振興（観光課・産業課）【戦略】	71

施策9 地域資源の効果的な活用（産業課）	72
施策10 地域資源を活かした観光の振興（観光課）【戦略】	73
施策11 水辺・水産資源を活かした地域振興（産業課）	75
【人財 分野】	76
施策12 挑戦を支える人財育成と活躍促進（企画政策課）【戦略】	76
施策13 雇用の安定と勤労環境の充実（観光課）【戦略】	78
施策14 誰もが尊重され活躍できる社会の推進（企画政策課）	79
政策IV しゅくみ：町民の想いを支える、信頼されるまち行政	80
【暮らし・災害対策・公共空間 分野】	80
施策1 水道事業の運営（上下水道課）	80
施策2 水道施設の整備推進（上下水道課）	81
施策3 下水道事業の運営（上下水道課）	82
施策4 生活排水処理施設の整備推進（上下水道課）	84
施策5 森林整備による土砂災害の未然防止と被害の軽減（産業課）	86
施策6 治山及び土砂災害危険箇所に関する安全管理（建設課）【戦略】	87
施策7 景観保全及び整備（建設課）	88
施策8 河川保全及び整備促進（建設課）	89
施策9 環境整備と維持管理（建設課）	90
【土地利用・道路 分野】	91
施策10 都市計画等計画的な整備・推進（建設課）	91
施策11 遊休農地等の活用（産業課）【戦略】	93
施策12 地籍調査の推進と情報活用（土地対策課）	94
施策13 町道等の整備の促進（建設課）【戦略】	95
【行政経営 分野】	96
施策14 情報提供の充実（企画政策課）【戦略】	96
施策15 信頼される行政運営の推進（総務課）	98
施策16 業務におけるDXの推進（総務課）	100
施策17 適正かつ効率的な公金管理の推進（会計課）	101
施策18 持続可能な財政基盤の確立と健全な財政運営の推進（財政課）	102
施策19 町税の公正・公平な賦課徴収と納税意識の啓発（税務課）	104
施策20 連携によるまち・ひとづくり（企画政策課）	105

第4章 身延町地方創生に関する総合戦略 106

1 基本的な考え方	107
1.1 策定の背景	107
1.2 総合戦略の位置付け	107

1.3	計画期間.....	107
2	人口ビジョン	108
2.1	人口減少の現状と見通し	108
2.2	将来人口展望	109
3	総合戦略.....	115
3.1	総合戦略の基本的な考え方	115
4	地域ビジョン・基本目標と基本的方向	117
5	基本目標と基本的方向.....	118
	基本目標1．つながる	118
	基本目標2．安らぐ	119
	基本目標3．挑む.....	120
	基本目標4．支える	121

第1章 計画の概要

1. 計画の位置づけ

基本計画は、基本構想に掲げる町の将来像の実現に向けて、各分野における施策の方向性や主な取組を体系的に示すものです。

社会経済情勢や町民ニーズの変化、本町を取り巻く課題等を踏まえながら、基本構想で示したまちづくりの基本的な考え方を具体化し、町民、地域、事業者、関係団体、行政等がそれぞれの役割を担い、連携・協働してまちづくりを進めるための指針として位置づけます。

2. 計画の期間

基本計画は、基本構想の計画期間 10 年間を前期・後期に分け、それぞれ5年間を計画期間として策定します。

計画期間は、前期を令和9年度（2027年度）から令和13年度（2031年度）、後期を令和14年度（2032年度）から令和18年度（2036年度）までのそれぞれ5年間とします。

なお、社会経済情勢や町民ニーズ、各施策の進捗状況等の変化に的確に対応するため、前期基本計画の成果や課題を検証した上で、後期基本計画を策定します。

3. 基本計画と総合戦略の関係

人口減少や少子高齢化への対応、地域の活力の維持・向上は、本町のまちづくり全体に関わる重要な課題です。

このため、「身延町地方創生に関する総合戦略（地方版総合戦略）」については、総合計画と一体的にまちづくりを進める観点から、基本計画との整合を図り、人口減少対策や地方創生に関する取組を重点的に推進するものとして位置づけます。

基本計画に掲げる施策のうち、地方創生や人口減少対策に特に関連する取組を総合戦略として位置づけ、両計画を一体的に推進することで、基本構想に掲げる町の将来像の実現を目指します。

第2章 計画の構成と体系図

1. 計画の構成

基本計画は、基本構想で掲げた将来像を実現させるための4つの政策と、それぞれの政策を具体化する施策で構成しています。

将来像

つながりと安らぎのなかで 住みつづけたいまち みのぶ

「生まれてよかった 育ってよかった 住んでよかった」と思えるまちを目指して

4つの政策

政策Ⅰ つながり：人と人、地域と地域が支え合うまち

人口減少や高齢化が進む中においても、世代や立場を越えて人と人が関わり合い、地域の中で支え合う関係を育むことが、まちの活力と安心につながります。

多世代の交流や地域行事のあり方を見直しながら、移住者を含めた多様な人々が自然に交わり、それぞれが生きがいを感じられるコミュニティの形成を目指します。教育・子育てや地域活動などを通じて、誰もが地域の一員として関われる「つながり」を大切にしたまちづくりを進めます。

政策Ⅱ 安らぎ：自然と調和し、安心して暮らせるまち

豊かな自然環境と調和しながら、誰もが健やかで穏やかに暮らせることは、まちづくりの基本です。

医療・福祉や交通、防災、住環境など、暮らしを支える基盤を整えるとともに、農業や文化を守り育てることで、日々の生活に安心と安らぎをもたらします。年齢やライフステージに関わらず、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる環境づくりを進めます。

政策Ⅲ 可能性への挑み：誰もが自分らしく挑めるまち

子ども・若者・女性・高齢者・障がい者・外国人など、あらゆる人が学び、働き、活動に挑戦できる環境を整えることは、まちの未来を切り拓く

力となります。

産業や観光の振興、人財育成、事業承継や起業・就農支援などを通じて、新たな挑戦が生まれやすい土壌を育みます。一人ひとりが自分らしい役割や楽しみを見つけ、前向きに挑戦できるまちを目指します。

まち

政策Ⅳ しくみ：町民の想いを支える、信頼される行政

町民の想いをまちづくりに生かしていくためには、行政と町民が協働し、信頼関係に基づいて取り組むことが不可欠です。

行政運営の見える化やデジタル技術の活用、財政の健全化や職員の人財育成を進めるとともに、道路や公園、公共施設などの整備・維持管理にも取り組み、効率的で分かりやすい行政を実現します。町民の声を受け止め、支える「しくみ」を整えることで、持続可能なまちづくりの基盤を築いていきます。

施策は、なぜその施策をすることが必要なのかを示す「現状と課題」、具体的にはどのような取り組みを行うのかを示す「主な取組」、施策の達成状況を確認するための「指標」で構成しています。

このうち、「指標」については、行政サービスの実施量や整備状況だけでなく、町民の暮らしの実感からも捉えるため、Well-being（ウェルビーイング）の考え方を取り入れた指標を設定します。町民が感じる幸福度や暮らしやすさ、地域とのつながりなどを把握し、施策によって町民の暮らしがどのように変化したのかを確認しながら、「町の将来像」の実現につなげていきます。

2. 計画の体系図

体系図が入ります

3. 各施策の構成

【各施策の内容の見方】

4つの政策に紐づく各施策について、以下のとおり内容をまとめます。

例

政策Ⅰ つながり 人と人、地域と地域が支え合うまち

政策の名称です

【教育・子育て分野】

分野を記載しています

(Well-Being※¹指標) こどもの暮らしやすさ (R7: ●●)

理想とする将来像の実現に向けた進捗を可視化するため、各分野ごとに Well-Being 指標を設定しています

施策1 子ども・子育て支援サービスの推進

施策の名称が記載されています

(1) 現状

施策に関する現状が記載されています

(2) 課題

課題が記載されています

(3) 主な取組

○ × × × ×

○ × × × ×

(○○課)

・ × × × ×

・ × × × ×

・ × × × ×

施策に対して主担当課で取り組む内容を「○」で記載しています

副担当課として取り組むものについては、
() 内に副担当課名、取り組む内容を「・」で記載しています

(4) 成果指標

指標名	指標の説明	単位	現況値	目標値	
			R7	R12	R15
取組内容の成果が確認できるように、指標が設定されています ただし、すべての施策に設定されているわけではありません					

(5) 関連する計画

紐づく個別計画がある場合には、計画名を記載しています

※¹Well-Being 指標：地域幸福度の指標。自治体や地域のまちづくりにおいて、市民の「心ゆたかな暮らし (Well-Being)」と「持続可能な環境・社会・経済 (Sustainability)」を実現することを目的としています。これにより、複数の事業や施策が共通の目標に向かって連携しやすくなり、地域全体の価値観や目的を明確化できます (出典：デジタル庁)

第3章 施策の展開

政策Ⅰ つながり 人と人、地域と地域が支え合うまち

【コミュニティ・地域活動・共生社会分野】

施策1 町民参加・協働の推進（企画政策課）【戦略】

（1）現状

町民による自主的なまちづくり活動を促進するため、「活力ある住みよいまちづくり事業補助金」や「コミュニティ助成事業」等により、活動組織の育成や取組を支援しています。また、計画策定時のパブリックコメントなどを通じて、町民が町政やまちづくりに参画する機会を設けています。

一方、こうした制度や参画機会の周知が十分に行き届いておらず、まちづくりに参画・協働する町民は一部にとどまっています。また、活動組織では構成員の高齢化などによる活動の先細りが懸念されるほか、補助事業終了後の活動状況を十分に把握できていない状況があります。

（2）課題

町民参加・協働のまちづくりを広げるため、制度の効果的な周知を図るとともに、町民がまちづくりを身近に感じ、自ら参加してみたいと思える機会や場を充実させる必要があります。

町民ワークショップ等を継続し、多様な世代や関心を持つ町民が参加しやすい環境を整えることが重要です。また、自主的な活動が継続・発展していくよう、補助事業終了後も活動状況や課題を把握し、必要な支援につなげるとともに、町内の取組を共有・展開し、多様なコミュニティや新たな担い手の育成につなげることが求められます。

（3）主な取組

○ まちづくり自主活動の支援

町民との協働によるまちづくりを推進するため、創意工夫に基づいた持続可能なコミュニティの実現や地域活性化のための事業の実施など、地域課題の解決に自主性と主体性を持って取り組む活動を積極的に支援します。

○ 町民ワークショップの開催

地域課題への対応や地域協働活動の検討などについて、住民と行政相互が交流しながら共に考える機会を充実し、まちづくり等の企画立案、実施の過程において住民の参画を促進します。

○ 町民参画の場の提供

パブリックコメントや町民アンケートの実施などにより町政への住民参画の機会を促進するとともに、町民からの意見を町政運営に反映します。

○ 多様なコミュニティを育む体制の構築

公共的なサービスの提供を担うまちづくりグループや、地域活性化に向けた活動を行うコミュニティ組織など、各種団体の育成や情報交流などの活動を支援します。

また、協働の手法や支援制度について共有、展開することで、地域住民の協働意識の高揚と活動リーダー等の人材育成を進めます。

(4) 成果指標

指標名	指標の説明	単位	現況値	目標値	
			R7	R12	R17
活力ある住みよいまちづくり補助金活用件数	区やコミュニティ組織に対する補助金の活用件数	件	8	8	8
町民ワークショップ開催数	町が主催する町民ワークショップの開催回数	回	4	4	4

施策２ 地域ぐるみで取り組む身延駅周辺の美化・維持管理（建設課）

（１）現状

町の玄関口である身延駅周辺では、地域住民を巻き込んだ身延駅前広場及びポケットパークの環境美化に取り組んでいます。

一方で、平成８年に供用を開始したしょうにん通りでは、街路灯の塗装や修繕が行われておらず、老朽化が進んでいます。また、現在の環境美化の現在の取組は一定のエリア（駅前広場及びポケットパーク）に限定されており、が中心となっており、しょうにん通りをはじめとする駅前含めた駅前通り全体には十分に広がっていません。その取組には至っていません。

（２）課題

身延駅周辺を町の玄関口にふさわしい魅力ある環境として維持・向上させるしていくため、老朽化した街路灯の修繕やLED化を進めるとともに、駅前通り全体を視野に入れた環境整備と維持管理が必要です。また、県が管理する街路灯もあることから、県と町が連携して計画的な整備を進めるとともに、既存の地域住民が環境美化活動をしょうにん通りを含む駅前通り全体へと拡大していくことが求められています。あわせて、特定の住民に負担が偏ることなく活動が持続できるよう、や地域の団体や事業者など多様な主体の維持管理に参画を促し、地域全体で駅周辺の環境を守り育てていく体制やできる仕組みを構築していくつくり、行政と地域が協働して取り組んでいく必要があります。

（３）主な取組

○ 町民参画による身延駅周辺整備と維持管理

身延駅前広場環境美化運営組合を中心に、今後も駅前周辺の整備を中心に継続していきます。また、駅前通り全体についても県と町とで連携し、街路灯の塗装等計画的に行っていきます。

施策3 地域とともに進める安全・安心な道路環境づくり（建設課）

（１）現状

安全な道路環境を確保するため、通学路の安全点検を行うとともに、町道の草刈り、豪雨や台風等による倒木の撤去、積雪時の除雪など、道路の維持管理に取り組んでいます。一方、道路沿いでは管理が十分に行き届かない樹木や雑草もみられ、倒木や雑草の繁茂が懸念されています。また、地区住民の高齢化により、これまで地域で担ってきた草刈りや除雪などの維持管理が難しくなっています。

（２）課題

安全な道路環境を維持するため、道路の状況を日常的に把握し、修繕や倒木の撤去などに速やかに対応できる維持管理体制を整える必要があります。また、地区住民の高齢化が進む中でも、町道の草刈りや除雪等を継続できるよう、地域の実情を踏まえた持続可能な維持管理の方法や体制を構築していく必要があります。

（３）主な取組

○ 町道の維持・管理に伴う修繕や倒木の撤去

安全な道路環境を維持するため、定期的な見回りや台風通過後の点検を実施し、安全な通行を確保していきます。

○ 町道路線の草刈り

安全な道路環境を確保するため、今後も町道の草刈りを行っていきます。

○ 町道路線の除雪

安全な道路環境を確保するため、今後も町道の除雪を行っていきます。

【移住・関係人口交流人口 分野】

施策4 様々な交流の推進（企画政策課）【戦略】

（１）現状

ふるさと納税を通じた町の魅力発信により、町外の人とのつながりや関係人口の創出に取り組んでいます。また、姉妹都市である鴨川市との情報交換や「令和・南部藩」事業への参加など、町外の自治体や関係団体との交流を進めています。一方、こうした交流事業への参加者は限定的で、交流によって生まれたつながりを町の活性化に十分に活かしていない状況があります。また、国際交流については、町内で活動する団体が少なく、継続的な取組には至っていません。

（２）課題

町内外の多様な人とのつながりを町の活力につなげるため、姉妹都市や関係人口等との交流を広く周知し、より多くの町民が参加できる機会をつくるとともに、町民自身が身延町の魅力を町外へ発信するなど、つながりを広げていくことが重要です。また、事業者や民間団体等とも連携し、ふるさと納税や既存の交流を活かしながら、イベントやデジタル技術等による新たな交流の場や仕組みをつくり、地域や世代、居住地等を越えた継続的な交流へと発展させていく必要があります。

（３）主な取組

○ つながる機会の創出

多様な交わりを構築するため、町内はもとより町外の関係人口ともつながることができる、デジタル技術も活用した新たな交流のしくみを創ります。

○ 姉妹都市等交流の推進

姉妹都市である千葉県鴨川市に加え、静岡県静岡市や令和・南部藩等の交流を進め、交流地域相互の活性化に活かします。

○ 自主的な交流活動の促進

地域活性化に取り組む住民の、自主的な交流活動を支援します。

○ 国際交流組織の育成支援

国際交流を推進するため、住民主体の国際交流活動を支援します。

（観光課）

・ 姉妹都市との定期的な情報交換

イベント時のみでなく平時から情報交換を行い、相互の活性化に活かします。

（産業課）

・ 特産物を活かした交流の推進

あけぼの大豆産地フェア等の開催による交流を促進します。

(4) 成果指標

指標名	指標の説明	単位	現況値	目標値	
			R7	R12	R17
ガバメントクラウドファンディング実施件数 (個人向け)	ふるさと納税制度を活用した 資金調達の実施件数	件	1	2	4
交流イベント開催数	町が参画する交流に関するイ ベントの開催回数	回	1	2	4

施策5 町の認知度向上に向けた情報発信（企画政策課）【戦略】

（１）現状

SNS や町内観光施設のウェブサイト等を活用し、町の魅力や情報を発信しています。また、令和7年度には公式キャラクター「みのワン」のウェブサイトのリニューアルしました。「みのワン」のXのフォロワー数は10,000人を超えるなど、公式キャラクターを通じた情報発信は、町の魅力や認知度の向上に一定の成果を上げています。

（２）課題

町の認知度をさらに高めるため、SNS やウェブサイト、町内関連施設など、多様な媒体や発信主体を連携させ、効果的に情報を届けていく必要があります。また、「みのワン」の活用をはじめ、町民による町内外への情報発信や、事業者によるキャラクターグッズ等の商品・サービスを通じた発信を促すなど、行政だけでなく多様な主体が町の魅力を発信し、町への関心や認知度の向上につなげていく必要があります。

（３）主な取組

○ 媒体の利活用

ホームページは信頼性の高い公式情報を網羅的に集約し、SNS は速報性と双方向性それぞれの特性を活かして幅広い層へ情報を届けます。

○ 情報の発信

町の情報発信は、住民の生活に必要な行政情報や地域の魅力を、SNS や広報紙など多様な手段で分かりやすく届けるため、正確性と迅速性を重視し、誰もがアクセスしやすい環境づくりを進めます。また様々な媒体を有効に活用しながら情報発信を充実を進めます。

○ 公式キャラクターによる情報発信

公式キャラクターである「みのワン」の親しみやすいビジュアルとキャラクター性を活かし、行政情報や地域の魅力を分かりやすく伝えるため、効率的かつ効果的な情報発信を図ります。

（４）成果指標

指標名	指標の説明	単位	現況値	目標値	
			R7	R12	R17
みのワンのフォロワー数	町の魅力を発信するための認知度を図るフォロワー数	件	9,600	11,000	13,000
みのワンの出動回数	活動状況を図るための年間の出動回数	回	85	85	85

施策6 外国人住民との共生の推進（町民課）

（１）現状

外国人住民の各種手続きを支援するため、マイナンバーカード交付時に更新手続きについて案内するとともに、暗証番号に関する用紙を英語で作成するなど、分かりやすい窓口対応に取り組んでいます。一方、言葉の違いから行政手続き等の説明が十分に伝わらない場合があり、転出時に必要な手続きが行われないなどのケースもみられます。また、外国語で対応できる職員が限られており、円滑なコミュニケーションが難しい状況があります。

（２）課題

外国人住民が安心して暮らせる環境を整えるため、翻訳アプリ等の活用や申請書・案内・通知文等の多言語化を進め、必要な情報を分かりやすく伝える必要があります。また、外国人住民自身による事前の情報収集を促すとともに、外国人を雇用する事業所と手続き内容を事前に共有し、来庁時には必要に応じて通訳の同伴を求めるなど、外国人住民、事業者、行政が連携し、円滑に手続きや情報提供ができる体制を整えることが必要です。

（３）主な取組

○ 外国人に分かりやすい行政案内

外国人住民が行政手続きを円滑に行えるよう、申請書や案内文、ホームページ等の多言語化を推進します。また、外国人労働者が在籍する事業所と連携し、各種制度の周知や相談窓口の案内、必要な支援情報の提供を行います。

施策7 移住の促進（企画政策課）【戦略】

（1）現状

山梨県等と連携した移住情報の発信や首都圏での移住相談会への参加、田舎暮らし体験施設の内覧、移住体験ツアーなどを通じて、移住の促進に取り組んでいます。一方、相談会や体験ツアーの参加者が少なく、田舎暮らし体験施設についても他市町村との比較から利用につながらない場合があります。移住先の選択には、就職・就農などの仕事や生活の利便性、住環境等が影響しており、移住希望者のニーズに十分に答えられていない状況があります。

また、農業分野を中心に地域おこし協力隊を受け入れ、任期終了後の起業相談など、定住に向けた支援を行っています。一方、受入れ時における活動内容や将来像の共有が十分でない場合もあり、就任後のミスマッチや生活・将来への不安につながることがあります。

（2）課題

移住先として選ばれるため、仕事や住まい、生活環境、支援制度など、移住希望者が必要とする情報をその目線に立って分かりやすく発信する必要があります。また、夜間・休日等にも情報を得られるようデジタル技術を活用するとともに、移住希望者のニーズに応じた相談や体験の機会を充実させ、田舎暮らし体験施設のあり方についても検討していくことが重要です。

地域おこし協力隊については、事前の面談や田舎暮らし体験等を通じてミスマッチを防ぐとともに、活動中の生活相談や将来のビジョンの共有など、任期終了後の起業や定住までを見据えた継続的な支援が必要です。

（3）主な取組

○ U・J・I ターンに関する情報提供の強化

依然として高い田舎暮らしを求めるニーズに対応するため、全国的な情報提供機関との連携を通じて、U・J・I ターン希望者に対する住まいの情報、求人情報など、移住に関する情報提供を強化します。

○ 移住希望者のニーズに合わせた情報発信と機会の提供

オーダーメイドによる移住体験ツアーを実施します。また、田舎暮らし体験施設の活用を促進します。

○ 地域おこし協力隊制度の活用

地域おこし協力隊制度の活用を促進するとともに、退任後の定住を図ります。

（観光課）

・ 地域おこし協力隊の受け入れ

地域おこし協力隊制度の活用を促進し、各フェーズで一貫した支援を行います。

（産業課）

・ 移住定住へ向けた地域おこし協力隊の受入れの推進

移住定住の促進に向けて、各フェーズで一貫した支援を行います。

(4) 成果指標

指標名	指標の説明	単位	現況値	目標値	
			R7	R12	R17
移住相談会への参加回数	首都圏で開催される移住相談会への参加回数	回	3	3	3
オーダーメイドツアーの実施回数	オーダーメイドツアーを実施した回数	回	1	2	2
町全体の地域おこし協力隊の任用人数	町全体で任用している地域おこし協力隊の人数（現況）	人	3	3	3
地域おこし協力隊の定住率	地域おこし協力隊退任後の定住率	%	69.2	70.0	70.0

【生涯学習・文化 分野】

施策8 学びと交流の場の推進（生涯学習課）

（１） 現状

町民の自主的な学習活動を支援するため、**年間を通じて町民が自主的に活動する**自主企画講座に対する公民館使用料の免除や広報支援を行うとともに、各種公民館事業や**各種団体との共催事業**の実施、関係団体への支援など、多様な学びの**機会の提供と支援を行っています**。

（２） 課題

講師の高齢化に伴い休止・終了する講座が増加する中、新たな講座や自主企画講座につながる取組が十分に生まれていない状況にあります。また、趣味や学び方の多様化、SNS等の普及により学びのニーズや方法が変化しているほか、参加者の固定化が見られ、新たな参加者の確保が困難となっています。さらに、公民館や自主企画講座の制度が身近なものとして十分に認識されていないことや、講座および施設利用の申込手続きにおける利便性の向上など、利用しやすい面においても改善が必要となっています。

町民の多様化するニーズやライフスタイルに対応し、年齢や経験にかかわらず、誰もが気軽に参加できる学びの機会を充実させる必要があります。そのため、町民のニーズを捉えた講座内容の充実や新たな担い手の発掘・育成、効果的な情報発信、申込方法の工夫など、参加しやすい環境づくりを進めることが求められます。

また、公民館を「学ぶ場」ととどまらず、町民同士が出会い、交流し、仲間と活動する楽しさや生きがいを感じられる身近な場として活用していく必要があります。町民による自主的な活動を後押ししながら、新たな参加や交流につながる仕組みづくりを進めることが求められます。

（３） 主な取組

○ 学びと交流の場の提供と支援

多様な学びのニーズに応えるべく、公民館主催事業の実施、自主企画講座の推進、各種学習団体への支援と共催事業の実施等、多様な学びの機会の提供と体制強化に努めます。

また、発明クラブなど子どもの創造性を育む学習機会の提供など、全ての世代に向け、生きがいを感じられる学びと交流の場の提供に努めます。

○ いつも学びがそこにある、誰もが気軽に訪れる身近な公民館づくり

分館・集落公民館の自主運営による活動の支援と公民館の管理・整備の支援により、コミュニティの基礎である公民館を支えます。また、公民館を訪れる機会を多くつくるための工夫をするなど、身近な公民館づくりに努めます。

(4) 成果指標

指標名	指標の説明	単位	現況値	目標値	
			R7	R12	R17
講座開催回数	中央・地区公民館主催事業の年間講座開催回数	回	13	15	15

施策9 多世代が交流する地域の拠点づくり（生涯学習課）

（1）現状

図書館では、資料の貸出・閲覧、調査相談サービスをはじめ、多世代を対象とした事業の開催や月替わりのコーナー展示、SNS 等を活用した情報発信など、町民の読書や生涯学習活動を支援しています。また、学童保育施設、保育所、高齢者福祉施設への団体貸出や、公民館図書室、学校図書館、県内公共図書館との相互貸借を進め、身近な場所で本に親しめる環境づくりに取り組んでいます。さらに、地域に関する資料の収集・保存・目録整理や、またデジタル化を進め、地域の歴史や文化を学び後世へ伝えるための情報の蓄積を行っています。

（2）課題

人口減少や少子高齢化、読書環境の変化等により利用ニーズが多様化する中、図書館未利用者や幅広い世代の利用・事業参加につながる効果的な情報発信やサービスの充実が求められています。子どもから高齢者までが気軽に訪れ、読書をはじめ多様な学びや交流を楽しめるよう、利用者のニーズを踏まえた事業の推進を図るとともに、公民館図書室や学校図書館等との連携を深め、年齢や居住地域にかかわらず誰もが本や学びに触れられる環境づくりを進めていく必要があります。また、施設や設備の老朽化への対応や、増加する地域資料の整備や保存場所の確保、地域の歴史や文化を知る人材の減少など、知の地域資源の環境整備が課題となっています。地域の歴史や文化を後世へと継承するため、地域資料や地域の人々が持つ知識・情報を計画的に収集・整備・保存し、デジタル化等を通じて広く利活用できる環境を整える仕組みづくりを検討していく必要があります。

（3）主な取組

○ 気軽に集える住民の情報拠点の整備

いつ訪れてもリラックスして過ごせる住民のサードプレイスとして、読書活動をまん中に様々な学びの楽しさに出会える町の情報拠点づくりを推進します。

○ 住民の生涯学習活動の推進

地域に根差した情報拠点として住民の学習活動の支援と、幅広い世代が集う事業展開などサービスの充実に努めます。

○ 地域コミュニティの拠点の周知と推進

町内の図書館ネットワークの推進を図り、「いつでも・どこでも・だれでも」本が身近にある環境づくりをサポートします。

○ 誰もが利用できる地域の歴史／文化の収蔵庫としての図書館整備

地域に関わる多種多様な資料の保存・集積・目録整理・デジタル化など、「地域の歴史・文化を遺し伝える学び」を支援する取組を推進します。

(4) 成果指標

指標名	指標の説明	単位	現況値	目標値	
			R7	R12	R17
事業・取組の周知数	S N S や紙媒体での周知回数	回	190	350	350

施策１０ 持続可能なスポーツ環境の構築（生涯学習課）

（１）現状

町民が身近にスポーツに親しめる環境を確保するため、社会体育施設の管理・運営を行うとともに、利用者の意見等を踏まえた施設の修繕や、老朽化により利用できなくなった施設の解体を進めています。また、スポーツ健康増進施設における町民向けスタジオメニューの提供や、スポーツ推進委員による集落単位の運動教室の実施など、町民がスポーツに親しむ機会を提供しています。さらに、スポーツ活動を支える指導者に関しては、指導者登録に関するアンケート等の取組を行っています。

（２）課題

施設面においては、老朽化や物価高騰等により修繕・解体に要する費用が増加しているほか、施設の減少に伴い地域の活動場所の確保が困難となっています。このため、限られた財源の中で継続的な利用環境を確保できるよう、利用状況や老朽化の度合いを踏まえた計画的な修繕や統廃合を進めるとともに、多目的スポーツ施設を含めた既存施設の有効活用を図る必要があります。スポーツへの参加面においては、機会の提供を行っているものの、参加者が少なく特定の層に偏る傾向が見られます。年齢や生活スタイルにかかわらずより多くの町民がスポーツに親しめるよう、開催日時や内容、周知方法等を工夫し、日常的に運動する機会を広げていくことが求められています。指導者の確保・育成面においては、指導者の高齢化や専門知識を持つ人材の不足により、新たな指導者の確保が難しい状況にあります。スポーツ活動を継続的に維持していくため、スポーツ協会等と連携し、専門的な知識や技能を持つ指導者の確保と次世代を担う指導者の育成を進めていくことが課題となっています。

（３）主な取組

○ スポーツ施設等の充実

照明器具のＬＥＤ化など今後も活用していく施設については大規模な修繕などを行い施設の充実化を図ります。

○ スポーツ施設等の有効利用

利用状況や老朽化を踏まえ修繕・解体を行い施設の集約化を図ります。

○ 多目的スポーツ施設等の充実

利用環境の整理と整備を図ります。

○ 指導者の育成と確保

スポーツ推進員やスポーツ協会などと連携して指導者の育成を行います。

スポカルやまなしなどの指導者人材バンクを活用して指導者の確保を行います。

（４）成果指標

指標名	指標の説明	単位	現況値	目標値	
			R7	R12	R17
社会体育施設等利用者数	社会体育施設と学校行事以外で使用する学校施設（グラウンド・体育館など）の利用者数	人	40,169	38,000	36,000

施策11 いつでも身近に楽しめるスポーツ機会の充実（生涯学習課）【戦略】

現状

町民が身近にスポーツに親しめるよう、イベント等での軽スポーツ教室の開催をはじめ、スポーツ協会専門部や県外大会出場者への補助など、競技スポーツの振興に取り組んでいます。

また、スポーツ少年団への支援や交流事業を実施し、子どもたちがスポーツに取り組み、団体間で交流する機会を設けています。

一方で、イベントの会場や規模の変化により、これまで実施していたスポーツ教室の開催が難しくなっているほか、スポーツ少年団の交流事業への参加が一部の団体に限られるなど、スポーツに参加する機会が十分に広がっていない状況があります。

(2) 課題

年齢や体力、経験等にかかわらず、町民が自分に合ったスポーツに気軽に親しみ、継続できるよう、多様なスポーツ教室やイベント等への参加機会を充実させる必要があります。

また、競技スポーツやスポーツ少年団等の活動を支援するとともに、参加しやすい開催方法や周知方法を工夫し、スポーツを通じた交流や継続的な活動につなげていくことが課題です。

(3) 主な取組

○ スポーツ教室の開催促進

町民一人いちスポーツ普及のため各種スポーツ大会の開催や支援を行います。

スポーツ推進委員による町民参加型イベントを開催します。

スポーツ推進委員が地域を巡回しスポーツの普及を促進します。

○ 競技スポーツの振興

競技スポーツ振興のためスポーツ協会へ補助金を交付し運営を補助します。

県外の各種スポーツ大会出場経費の一部を補助します。

○ スポーツ少年団等への支援の推進

スポーツ少年団及び中学校クラブチームの活動費を補助します。

(4) 成果指標

指標名	指標の説明	単位	現況値	目標値	
			R7	R12	R17
スポーツクラブ活動参加者数	スポーツ教室への参加者数	人	35	80	100

施策１２ 芸術文化活動の振興と発表機会の充実（生涯学習課）

（１）現状

総合文化会館のホールや会議室等を、文化協会をはじめとする各種団体の練習や発表の場として提供するとともに、町内高校の学園祭や小中学校の芸術鑑賞会など、学校関連事業にも活用しています。また、自主事業として自衛隊や警察音楽隊によるコンサートを開催するなど、町民が芸術文化に触れる機会を提供しています。

一方で、文化芸術活動での利用は既存の団体が中心となっており、新たな団体や利用者による活動・発表の場としての利用が十分に広がっていない状況があります。また、予算上の制約から芸術鑑賞の機会が限られているほか、開館から 30 年を迎え、施設や設備の経年劣化への対応が必要となっています。

（２）課題

町民や文化芸術活動団体による活動や発表の機会を充実させるため、総合文化会館を芸術文化活動の場として広く周知するとともに、町民が日頃の練習や活動、成果発表の場として積極的に利用できる環境づくりと利用促進を図り、新たな利用者や団体の利用につなげていく必要があります。

また、学校関連事業への協力を継続するとともに、限られた予算の中でも多くの町民が良質な芸術文化に触れられるよう、自主事業の内容や実施方法を工夫し、芸術鑑賞の機会を充実させることが求められます。

併せて、誰もが安心して施設を利用できるよう、施設や設備の状況を踏まえた計画的な修繕・更新を進める必要があります。

（３）主な取組

○ 文化協会等の文化芸術活動団体への発表、活動の場の提供

文化協会等の日頃の練習拠点や発表の場として、会館施設を提供し町民の文化芸術活動を支援します。

○ 学校関連事業（学園祭・芸術鑑賞会等）への協力

町内の子どもたちが芸術に親しみ自分たちで作り上げる喜びの手助けと、音楽・演劇等を本格的な環境で鑑賞し、子供たちの感性を磨く場として会館施設を提供・支援します。

○ 自主事業での良質な芸術鑑賞の強化

町民のニーズを踏まえつつ優れた内容の公演を選定し提供することで、町民が芸術に触れ親しみ、文化芸術知識の向上を図っていきます。

○ 利用者が安心して利用できる施設の維持管理

利用者が安心して総合文化会館を利用できるよう施設の大規模修繕及び設備更新を順次進めていきます。

（４）成果指標

指標名	指標の説明	単位	現況値	目標値	
			R7	R12	R17
文化・芸術・教育関係の各種講演会や鑑賞会の利用回数	会館全体の年間貸館回数	回	543	560	560

施策13 歴史と文化遺産の継承（生涯学習課）【戦略】

（1）現状

町内に残る歴史・文化遺産を次世代へ継承するため、文化財の調査・保存・指定や、古文書・民具等の資料の収集・整理・保存、一部資料のデジタル化を進めています。また、郷土芸能や伝統行事について、記録保存や継承活動への支援を行っています。

文化財散策会や歴史講座、古文書教室、湯之奥金山博物館における展示等を通じて、地域住民や来訪者が歴史文化に触れる機会を提供するとともに、ホームページや SNS 等を活用した情報発信を行っています。また、小中学校の校外学習や出前講座の受入れなど、学校と連携した地域学習・郷土学習にも取り組んでいます。

一方で、少子高齢化や保存団体構成員の高齢化等により、文化財の保護や郷土芸能・伝統行事を継承する担い手が不足しています。また、文化財や地域の歴史に触れる機会や活動への参加者が一部に限られており、特に若い世代への広がりや、歴史文化資源の価値・魅力についての町民への浸透が十分ではありません。

さらに、調査研究や資料保存等を継続するための専門人材や財源の確保、増加する収蔵資料の保管場所や適切な保存環境の確保が必要となっています。湯之奥金山博物館についても、施設・設備の経年劣化が進んでおり、収蔵・展示環境や設備・機器類の維持・更新、安全性や防災機能、来館者の利便性等への対応が求められています。

（2）課題

町内に残る歴史・文化遺産を適切に保存・継承するため、調査研究や資料の収集・整理・保存を進めるとともに、専門人材の確保や地域、関係機関との連携による継承体制の充実が必要です。

また、学校や地域との連携、効果的な情報発信等を通じて、幅広い世代が地域の歴史文化に触れ、学び、活動に参加する機会を充実させ、郷土への誇りや愛着を育むことが求められます。

さらに、湯之奥金山博物館や文化財を生涯学習や交流の場として活用するとともに、観光事業者等との連携により交流人口の拡大や地域活性化につなげる必要があります。併せて、資料の適切な保存と安全・安心な利用に向け、施設・設備の計画的な維持・更新を進めることが必要です。

（3）主な取組

- ホームページや SNS を活用した情報発信の充実

歴史文化資源や調査研究成果、文化財イベント等の情報をホームページや SNS を活用して積極的に発信し、町の歴史文化の魅力をわかりやすく伝えます。

- 地域住民が歴史文化に触れる機会の提供

文化財散策会や歴史講座、展示会等を開催し、幅広い世代が地域の歴史や文化財に親しみ、学ぶ機会を提供します。

- 調査研究成果の発信及び学習機会の充実

湯之奥金山遺跡や町内の歴史文化資源の調査研究成果を展示や講座、刊行物等を通じて公開し、町民や来訪者の学習機会の充実を図ります。

- 資料の収集、整理保存の推進

古文書や民具、考古資料等の収集・整理・保存を進めるとともに、資料のデジタル化を推進し、適切な管理と活用を図ります。

○ 学校や地域と連携した地域学習、郷土学習支援

学校や地域団体と連携し、校外学習や出前講座等を通じて地域の歴史文化を学ぶ機会の充実を図ります。また、ブッポウソウ保護活動や綱脇龍妙上人及び深敬園関係資料の活用を通じて、自然環境や人権・福祉の歴史について学ぶ機会を提供し、次世代への継承を推進します。

○ 郷土芸能、伝統行事の記録保存、継承活動の支援

郷土芸能や伝統行事の記録保存を進めるとともに、保存団体や後継者育成の取組を支援し、地域文化の継承を図ります。

○ 博物館や文化財を活用した交流事業の推進

湯之奥金山博物館、木喰の里微笑館および歴史民俗資料館や町内の文化財を活用した展示・体験・交流事業を推進するとともに、関係機関と連携しながら歴史文化資源の魅力向上と情報発信を図り、交流人口の拡大と地域の活性化につなげます。

(4) 成果指標

指標名	指標の説明	単位	現況値	目標値	
			R7	R12	R17
各種団体利用数、一般来館者数、および地域内訳、年代内訳から統計する総来館者数	各種団体利用者および一般来館者を対象に集計した沿う来館者数（地域・年代別内訳を含む）	人	一般来館 25,000 団体来館 1,850	一般来館 22,000 団体来館 2,000	一般来館 22,000 団体来館 2,000
地域学習、郷土学習の支援回数	小中学生や町民に向けた文化財等学習講座の開催回数・郷土学習資料の作成数	回	講座回数 2 資料作成 数 2	講座回数 2 資料作成 数 2	講座回数 2 資料作成 数 2

【教育・子育て 分野】

施策１４ 地域とともにある学校づくり（学校教育課）【戦略】

（１）現状

各学校では、安全・安心な教育環境の確保や教職員の働き方改革を進めるとともに、町単教諭・講師や特別支援教育支援員の配置、向学館事業（退職した教員等による学習指導）、ICT・英語教育、地域資源を活用した体験学習など、多様な取組を通じて教育内容の充実を図っています。また、家庭や地域と連携した生活習慣の定着、ボランティア活動や高齢者との交流、相談体制の充実など、児童生徒の豊かな人間性や健やかな成長を支える取組を進めています。

さらに、地域人材を活用した授業や学校行事への地域住民の参加を進めるとともに、地域の声を学校運営に反映しやすくするため、町内すべての小中学校への学校運営協議会（コミュニティ・スクール）の設置を進めています。一方で、教育活動を支える人材の確保が難しくなっているほか、地域との連携など新たな取組による教職員の負担もことが懸念されています。

（２）課題

地域と学校が支え合いながら、安全・安心で質の高い教育環境を確保するとともに、学校運営協議会等を通じて地域の声や人材を学校運営に活かす体制を充実させる必要があります。

また、地域人材や地域資源を活かした学習支援や体験活動など、地域と連携した特色ある教育内容を充実させ、児童生徒の学力や豊かな人間性、健やかな心身を育むことが求められます。そのため、必要な人材の確保と教職員の負担軽減を図りながら、持続可能な学校運営を進める必要があります。

（３）主な取組

○ 学校教育環境の整備充実

安心して安全に学校生活が送れる学校施設等の整備や学校防災計画の見直し、通学支援や就学支援の充実、地域と連携する学校運営の確立、教職員の多忙化改善の推進により、教育環境の充実を図ります。

○ 学校教育内容の充実

児童生徒の学力や教員の指導力向上にむけた取組、体験的地域学習の展開、英語教育など現代的教育課題への対応、デジタル社会の到来による高度情報化への対応と活用、特別支援教育の充実などきめ細かな指導体制の確保により、確かな学力の向上に繋げるため学校教育内容の充実を図ります。

○ 健康な児童生徒の育成

児童生徒一人ひとりに生きる力の育成といのちの大切さを教える教育の取組、様々な悩みを抱える児童生徒がスクールカウンセラーなどの専門家による適切な相談が受けられる体制の整備、栄養教諭を中心とした「食」に対する正しい知識と望ましい食習慣を身に付けさせる食育を推進し、家庭・地域・学校が連携しながら健康な児童生徒の育成を図ります。

(4) 成果指標

指標名	指標の説明	単位	現況値	目標値	
			R7	R12	R17
向学館事業への評価	学習会への肯定的評価の割合 (児童生徒)	%	97	98	100
	学習会への肯定的評価の割合 (保護者)	%	97	98	100

(5) 関連する個別計画

- 第3期身延町教育振興プラン

施策15 青少年健全育成の推進（生涯学習課）

（１）現状

青少年の健全育成に向け、「子育て、親育ち相談室」を定期的を開催し、小中学校・高校、保育所（園）、児童館等と連携しながら、家庭教育や親の学びを支援する機会を提供しています。また、青少年育成町民会議による各種体験事業を実施し、子どもや親子の体験・交流の機会を提供しています。

一方で、「子育て、親育ち相談室」は利用者が少なく、取組の内容や存在が十分に知られていないことに加え、参加への心理的なハードルもみられます。また、体験事業についても、参加者の確保が難しい事業があります。

（２）課題

家庭教育や親の学びを支えるため、「子育て、親育ち相談室」の内容や役割を分かりやすく発信するとともに、参加方法の工夫などにより、保護者が気軽に利用・参加できる機会を充実させる必要があります。

また、子どもや親子が地域の中で多様な体験や交流ができるよう、ニーズを踏まえた事業の充実や他のイベントとの連携を図り、青少年の体験・交流機会への積極的な参加につなげることが求められます。

（３）主な取組

○ 青少年育成推進体制の充実

青少年の健全育成を効果的に推進すべく、青少年育成身延町民会議の取り組みを強化するとともに、地域での取り組みを活性化するため、育成会・子どもクラブなどの団体の支援に取り組み、地域ぐるみで青少年の健全育成に努めます。また、認定カウンセラーによる相談会の開催など、青少年の相談体制を充実し、問題の早期対応に努めます。

○ 子ども事業の充実と促進

本町の豊富な資源を活用した野外活動の体験や、世代間・親子・子ども同士・家族同士の交流活動の推進により、健全な地域環境づくりを継続的に進めるべく、子ども事業の充実を図ります。

施策16 子ども・子育て支援サービスの推進（子育て支援課・福祉保健課）【戦略】

（1）現状

子育て世帯が安心して子どもを育てられるよう、母子保健、教育・保育、学童保育、相談、経済的支援など、関係機関が連携しながら様々な子ども・子育て支援サービスを実施しています。保育所（園）や学童保育では、~~ニーズ~~利用希望に応じた定員・職員配置により待機児童ゼロを維持するとともに、利用者アンケート等を通じてニーズの把握に努めています。

また、保育所（園）での食育や児童館での各種事業、幼児期から英語に親しむ機会の提供など、子どもの育ちを支える取組を進めています。学校においても、保護者への情報発信や、学校生活における不安や悩みに対応する相談体制の確保など、関係部署と連携した支援を行っています。

一方で、子どもの数が減少する中、保育所（園）や学童保育、児童館等の利用状況も変化しており、施設や事業の効率化と、身近な場所で必要なサービスを受けられる利便性の維持を両立していくことが求められる状況となっています。

（2）課題

子どもや子育て世帯のニーズの変化を継続的に把握し、少子化が進む中でも、必要な子育て支援サービスの質と利便性を確保しながら、持続可能な提供体制を構築する必要があります。

また、~~母子保健から教育・保育、学童期まで~~妊娠前から妊娠期、出産、乳幼児期、学童、思春期にかけてのライフステージにおいて、切れ目なく支援するとともに、関係機関や学校との連携を強化し、必要な情報や相談・支援につながりやすい環境を充実させることが求められます。

さらに、子どもの貧困、児童虐待、ヤングケアラーなど、支援を必要とする子どもや家庭を早期に把握し、関係機関が連携してきめ細やかな支援につなげるとともに、子どもが安心して過ごせる居場所づくりを進める必要があります。

（3）主な取組

○ 母子保健対策の推進

妊娠、出産した方への経済的支援や伴走型支援を行います。

不妊治療費の助成を行います。

宿泊型産後ケア事業の利用者負担補助を行います。

デジタルを活用した子育て支援を行います。

○ 乳幼児期における教育・保育の充実

すべての子ども・子育て家庭を支援するため、質の高い乳幼児期の教育・保育の総合的な提供、質的改善、地域における子ども・子育て支援の充実を図ります。

保育所等の施設や設備を計画的に更新し、子どもたちにとってよりよい保育条件を確保します。また、地域とともに歩む保育所等に向けて地域交流を進めます。

乳幼児期から正しく栄養のバランスのとれた食習慣が定着し、家族団らんの大切さや食事の楽しさを学ぶ取り組みの中で、食を通じて豊かな人間性が形成されるよう、食育を進めます。

○ 情報提供・相談活動の充実

行政や関係機関、住民が協力して子育てを支える事業を進め、広報等を活用し、子育てに関する情報を積極的に発信するとともに、誰もが気軽に相談でき解決につながる体制を整え、保護者同士や関係機関との連携により地域の子育て力の向上を図ります。

仕事と子育ての両立には企業や事業主の理解と協力が不可欠です。情報提供や啓発活動を行い、出産や子育てを理由に離職することのない環境づくりとワーク・ライフ・バランスの実現に努めます。

○ 様々な子育て支援サービスの充実

子育てにかかる経済的負担の軽減に向けて、養育費、教育費、医療費の補助を継続し、子育てしやすい町の実現にむけて取り組みます。

一時預かり、病児・病後児保育、こども誰でも通園制度など就労や急な事情に応じた多様な保育サービスの提供体制を確保します。

地域子育て支援センターを拠点に親子の交流と育児相談の場を提供するとともに、乳児家庭全戸訪問や養育支援訪問等により、妊娠期から子育て期まで切れ目なく支援します。

放課後児童クラブ（学童保育）支援員の確保と研修による資質向上を図り、施設の安全点検・環境整備を進めるとともに、多様化する保護者のニーズに対応し、子どもが安心して過ごせる安全な放課後の居場所として、学童保育の受け入れ環境を整備・維持します。

利用者アンケート等を定期的実施し、変化する子育て世帯のニーズを的確に把握した上で、柔軟なサービスの拡充に努めます。

○ 貧困対策の推進

子どもの将来が、生まれ育った環境によって左右されることのないよう、子どもの将来の自立に向けた包括的な支援を行っていきます。

○ こどもの居場所づくり

家庭や学校以外に、子どもが安心して過ごし、遊べる場所として、児童館運営の充実と教育施設の開放を通じて、遊び場を確保します。

子どもの意見を聴く機会を設け、こどもの居場所づくりや新たな事業の内容に子どもの意見を反映させる取り組みを進めます。

地域住民やボランティア、民間団体等が行う、こどもの居場所づくりの運営を支援し、地域に定着し継続できる環境を整えます。

○ 要支援児童のきめ細やかな取り組みの支援

育児不安を抱える家庭や、子育て支援が特に必要な家庭に対し、保健師・助産師・栄養士等が訪問し、育児に関する相談、助言を行うとともに、関係機関と連携しながら、家庭に応じたきめ細やかな養育支援に努めます。

○ 児童虐待防止体制の充実

関係機関との連携のもと、虐待の防止や早期発見、早期対応、アフターケアに至るまでの総合的な支援を行うための体制を整備し、子どもの人権を守る取り組みを進めます。

○ ヤングケアラー支援の充実

子ども自身がヤングケアラーであることを認識し、周囲の大人に相談できるよう意識啓発

を進めるとともに、学校や民生委員・児童委員、医療・福祉等の関係機関と連携し、早期発見・早期対応の体制づくりを図ります。

- ~~地域子ども・子育て支援事業の充実~~
- ~~放課後児童クラブ(学童保育)の充実~~

(学校教育課)

- 子育て世代に向けて、役立つ情報発信及び相談体制の確保
最新の子育て情報については、子育て情報サイトの更新を行い、適切な情報を発信していきます。
- 小中学校における学校と保護者とのデジタルを活用した通信手段による情報発信受信
時間的な制約を受けずに確実に迅速な連絡を取れるよう、またペーパーレスによる印刷物や配布等の手間の削減を図るためにアプリを使って家庭と学校を繋がます。
- 学校生活における不安や悩みなどへの相談
スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の外部の専門機関と連携し適切な教育相談を受けることができる体制を整えます。

(4) 成果指標

指標名	指標の説明	単位	現況値	目標値	
			R7	R12	R17
多胎児妊婦健診の助成割合	多胎児妊婦健診受診者助成事業支給率	%	100	100	100
不妊治療費の助成割合	不妊治療費助成事業支給率	%	100	100	100
宿泊型産後ケア事業の利用者負担補助の割合	宿泊型産後ケア事業の利用者負担補助支給率	%	100	100	100
乳幼児用おむつ購入費の補助	乳幼児用おむつの購入費補助事業支給対象者への補助金支給率	%	100	100	100
学童保育運営に対する満足度	学童保育アンケートにおける利用者の満足度	%	95.4	97.0	98.0
保育無償化	国・県事業で対象とならない0歳から2歳までの世帯へ利用料の無償化 3歳から5歳までの副食費徴収対象者へ補助	%	100	100	100
保育所等入園支度金	保護者の負担軽減のため入園支度金を支給	%	100	100	100
0歳から18歳までの医療費の無料化及び入院時食事療養費の支給	子育て支援医療費助成金支給条例支給対象者への支給率	%	100	100	100

(5) 関連する個別計画

- 子ども子育て支援事業計画（**今後は「こども計画」に切り替え予定**）
- 身延町母子保健計画（**今後は「こども計画」に切り替え予定**）
- 身延町教育振興プラン

政策Ⅱ 安らぎ 自然と調和し、安心して暮らせるまち

【福祉・医療 分野】

施策1 地域で支え合う福祉と生活支援の充実（福祉保健課）

（1）現状

地域福祉の推進に向け、「身延町地域福祉計画」に基づき、社会福祉協議会や民生委員・児童委員をはじめとする関係機関・団体と連携するとともに、福祉センターの管理や各種団体への活動支援を行っています。また、ボランティアセンターへの支援や移動スーパー事業への協力など、地域における支え合いや日常生活を支援する取組を進めています。

高齢者や障害者、妊産婦など支援を必要とする人に対しては、ヘルプマークの普及や、保健・医療・福祉・介護が連携して必要なサービスにつなぐ取組を進めています。

また、生活困窮者に対する相談窓口を設置し、生活保護やフードバンク等の必要な支援につなげるとともに、民生委員・児童委員による生活実態の把握、無料法律相談など、自立した生活を支える取組を行っています。

（2）課題

誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、社会福祉協議会や民生委員・児童委員、地域住民、関係機関等との連携を深め、ボランティア活動や生活支援を含めた地域で支え合う体制を充実させる必要があります。

また、年齢や障害の有無等にかかわらず、誰もが利用しやすく暮らしやすい環境づくりに向け、ハード・ソフト両面からユニバーサルデザインを推進することが求められます。

さらに、生活に困難を抱える人を早期に把握し、必要な相談や支援制度につなげるなど、関係機関と連携した生活困窮者への継続的な自立支援を進める必要があります。

（3）主な取組

○ 地域で支え合う体制づくり

ボランティア機能の充実を図るため、社会福祉協議会が設置するボランティアセンターの事業を支援します。

○ ユニバーサルデザイン環境の整備

包括的にユニバーサルデザインを取り入れ、だれもが均等な機会を得られるコミュニティづくりを進めます。

○ 生活困窮者への自立支援

各種支援制度の適正な活用を進め、自立した生活に向けた相談、指導、負担軽減を図る支援を推進します。

政策Ⅱ 安らぎ

(4) 成果指標

指標名	指標の説明	単位	現況値	目標値	
			R7	R12	R17
ヘルプマークの交付枚数	申請により交付したヘルプマークの枚数	枚	5	5	5

(5) 関連する計画

- 身延町地域福祉計画

施策2 高齢者が安心して暮らせる支援体制の充実（福祉保健課）

（1）現状

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、配食サービス、生きがいデイサービス、自立ホームヘルプサービス、ふれあいペンダントなど、状況に応じた在宅福祉サービスの提供を行います。措置入所が必要と判断された方は養護老人ホームへの施設入所支援を行います。養護老人ホームへの措置入所をはじめ、配食サービス、生きがいデイサービス、自立ホームヘルプサービス、ふれあいペンダントなど、状況に応じた在宅福祉サービスを提供しています。

また、「いきいき百歳体操」や集落介護予防事業への支援、地域支え合い協議会による地域課題の把握・改善など、介護予防と地域での支え合いを進めています。認知症についても、認知症サポーターの養成や認知症カフェ・家族会~~会~~の支援、高齢者虐待への対応など、関係機関と連携した支援に取り組んでいます。

さらに、敬老事業や老人クラブ、シルバー人材センター等への支援を通じ、高齢者の社会参加や生きがいづくりを促進しています。一方で、一部の在宅福祉サービスでは利用者が減少しているほか、地域活動を担う人材の不足や、介護予防事業への男性の参加が少ないなど、地域活動や介護予防への参加が十分に広がっていない状況があります。

（2）課題

高齢者が住み慣れた地域で自立した生活を続けられるよう、ニーズの変化を踏まえた在宅福祉サービスを提供するとともに、地域包括ケアの充実や介護予防、認知症施策を関係機関と連携して推進する必要があります。

また、地域での支え合いを持続していくため、活動の担い手を確保するとともに、性別や年齢等にかかわらず町民が参加しやすい介護予防や支え合い活動の充実を図ります。

さらに、高齢者が地域とのつながりを持ち、いきいきと暮らし続けられるよう、老人クラブや地域活動、就労等を通じた社会参加や生きがいづくりにつなげていくことが課題です。

（3）主な取組

○ 在宅福祉サービスの充実

配食サービス、生きがいデイサービス、自立ホームヘルプサービス、ふれあいペンダント（高齢者緊急時通報システム）など、状況に応じた在宅福祉サービスの提供を行います。

○ 地域包括ケア支援と介護予防の推進拡充

高齢者の生活を包括的に支援します。フレイル予防、介護予防の推進を行います。

○ 地域支え合いと社会参加の推進

住民による第1層、第2層の地域支え合い協議会とともに、身近な地域課題から住民ができる活動を見出し、生活支援コーディネーターとともに支援します。

○ 認知症施策の推進

認知症を自分事として考えられ、理解できるよう普及啓発を行います。

（4）成果指標

政策Ⅱ 安らぎ

指標名	指標の説明	単位	現況値	目標値	
			R7	R12	R17
介護予防教室実施回数	集落や教室等での介護予防教室実施回数	件回	61	60	60

(5) 関連する計画

- 身延町地域福祉計画

施策3 高齢者が安心して利用できる介護保険事業の運営（福祉保健課）

（1）現状

「身延町介護保険事業計画」に基づき、必要な介護サービスを提供できるよう、介護保険料の賦課・徴収や保険給付など、介護保険事業の適正な運営に取り組んでいます。また、住み慣れた地域で必要なサービスを受けられるよう、地域密着型サービスをはじめとする介護サービスの提供を進めています。

一方で、介護保険制度は、利用者の多様なニーズに対応するため制度やサービスの仕組みが複雑であり、利用者にとって分かりにくい面があります。

（2）課題

高齢者やその家族が介護保険制度への理解を深め、必要なサービスを適切に利用できるよう、事業者やケアマネジャー、地域包括支援センター等の関係機関と連携し、分かりやすい情報提供や相談支援を充実する必要があります。また、サービス提供事業者等の制度への理解を促し、利用者一人ひとりに適したサービス利用につなげることが求められます。

さらに、「身延町介護保険事業計画」に基づき、地域の実情や高齢者のニーズを踏まえた地域密着型サービスの充実を図るとともに、持続可能で適正な介護保険事業の運営を進める必要があります。

（3）主な取組

○ 介護サービス情報の提供

介護保険サービス利用者が、安心してサービスを受けることができるように、介護保険制度の内容やサービス事業者等の情報を提供していきます。

○ 地域密着型サービスの充実

住み慣れた地域で、きめ細やかなサービスが受けられるよう、サービス事業者の協力を得ながら地域密着型サービスの提供を図ります。

○ 介護保険事業の運営

介護保険制度を円滑に運用するため、峡南広域行政組合との連携を図り、認定業務の適正化に努めます。

介護給付費の適正化のため、ケアプラン点検・指導の強化及び町指定の地域密着型サービス事業者の指導・助言・監督を行っていきます。また、介護予防事業の一層の推進を図るとともに、介護保険財政の健全な運営に努めます。

（4）関連する計画

- 身延町介護保険事業計画
- 身延町高齢者福祉計画

施策4 障害者の自立と安心を支える環境づくり（福祉保健課）

（1）現状

障害のある人が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、「身延町障害者基本計画」に基づき、障害福祉サービスや相談支援、医療費助成、補装具・日常生活用具の購入支援、移動支援など、一人ひとりの状況に応じた様々な生活支援を行っています。

また、地域活動支援センター「そよかぜワークハウス」における日中活動・就労の場の確保をはじめ、福祉タクシー利用助成、手話通訳等のコミュニケーション支援、障害者関係団体への活動支援など、障害のある人の自立と社会参加を支える取組を進めています。

さらに、障害者相談員や障害者虐待防止相談員を配置し、障害のある人やその家族からの相談に対応するなど、関係機関と連携した支援体制を整備しています。

（2）課題

障害のある人が住み慣れた地域で安心して自立した生活を送れるよう、一人ひとりの障害の特性や生活状況、ニーズに応じた障害福祉サービスや訪問・居宅サービス、相談支援を継続的に提供する必要があります。

また、障害のある人の日中活動や就労の場を確保し、社会参加や自立につなげるとともに、障害者関係団体等と連携した支援を充実することが求められます。

さらに、虐待や発達障害をはじめとする様々な課題に適切に対応できるよう、関係機関との連携を強化し、切れ目のない支援体制を充実させる必要があります。

（3）主な取組

○ 活動、就労の場の確保

身延町デイケアの実施を継続します。

障害のある人が日中活動・就労の場を利用できるように支援します。

○ 障害者総合支援制度の運営

障害者総合支援法に定められた制度を適切に運営していきます。

○ 訪問、居宅サービスの充実

障害のある人が、住み慣れた地域で自立した生活ができるように支援します。

○ 就労支援の促進

就労を希望する障害のある人が、安定して就労する上で必要な能力を身につける訓練などを受けることができるように支援します。

○ 障害者関係団体の支援

障害のある人を支援する団体との連携、支援を行っています。

（4）成果指標

指標名	指標の説明	単位	現況値	目標値	
			R7	R12	R17
就労支援の件数	障害福祉サービスの就労支援に関するサービス利用者数(月平均)	人件	46	48	50

政策Ⅱ 安らぎ

(5) 関連する計画

- 身延町地域福祉計画
- 身延町障害者基本計画
- 身延町障害福祉計画・身延町障害児福祉計画

施策5 生涯にわたる健康づくりの推進（福祉保健課）【戦略】

（1）現状

町民が生涯にわたり健康に暮らせるよう、各種健診やがん検診の受診勧奨、精密検査未受診者への受診勧奨など、生活習慣病の予防や疾病の早期発見・重症化予防に取り組んでいます。また、予防接種による感染症予防、歯科健診や口腔ケアの啓発、こころの相談やゲートキーパー養成など、心身の健康づくりを幅広く進めています。

また、健康づくり推進協議会、愛育会、食生活改善推進委員会、**精神障害者家族会（なごみ会）**等の活動を支援するとともに、医療機関や関係団体、庁内関係課等と連携し、健康づくりの普及啓発や町民の主体的な活動を支援しています。

一方で、高血圧、糖尿病、脂質異常症などの生活習慣病に関係する疾患が多く、特に若い世代の健診受診が少ない状況があります。健康づくりへの関心が薄く、運動習慣のない人も多いなど、日常生活の中で主体的な健康づくりを実践することが十分に浸透していない状況もみられます。また、高齢化等により健康づくりを担う人材や組織の維持が難しくなっているほか、自主的な健康づくり活動の担い手も不足しています。

（2）課題

生活習慣病の予防や疾病の早期発見・重症化予防に向け、若い世代を含めた健診受診率の向上を図るとともに、健康づくりへの関心を高め、運動や食生活など日常生活の中で健康づくりを実践する町民を増やしていく必要があります。

また、感染症予防や歯・口腔の健康づくりについて、ライフステージに応じた情報提供や予防・健診等の取組を継続し、健康に対する意識を高めていくことが求められます。

さらに、地域における健康づくり活動を持続していくため、既存の健康づくり組織を支援するとともに、新たな担い手や自主的な活動を育て、町民が身近な地域で健康づくりに取り組める環境を充実させる必要があります。

（3）主な取組

○ 生活習慣病予防対策の充実

各健診受診率の向上、生活習慣病予防教室や健康づくり事業を通して生活習慣病予防対策を推進します。

○ 感染症予防対策の充実

予防接種の接種勧奨や感染症予防対策を継続し、予防対策を推進します。

○ 歯科保健対策の促進

青年期、壮年期、老人期にわたる歯科保健対策を推進します。

○ 住民との健康づくり活動の推進

家庭、学校、職場、地域において、健康保持・増進を図る町民の主体的な健康づくり活動を推進します。

政策Ⅱ 安らぎ

(4) 成果指標

指標名	指標の説明	単位	現況値	目標値	
			R7	R12	R17
運動習慣のある者の割合	1 日 30 分以上の軽く汗をかく運動を週 2 回以上、1 年以上実施している割合	%	27.6	28.0	28.5

(5) 関連する計画

- 健康増進計画

施策6 安定した地域医療体制の充実（福祉保健課）

（１）現状

町民が安心して適時適切に医療を受けられるよう、飯富病院への支援や町営診療所の運営を通じて、地域における医療提供体制を確保しています。

救急医療については、峡南圏域で休日・夜間急患診療体制を整備するとともに、県初期救急医療センターや救急安心センター（＃7119）、小児救急電話相談（＃8000）などの周知を行い、急な病気やけがの際に適切な相談・受診につながるよう取り組んでいます。

また、在宅医療・介護連携推進事業や峡南地域保健医療推進会議等を通じて、広域的な保健・医療・福祉・介護の連携を進めています。

一方で、人口減による患者数の減少、人手不足による医師・看護師確保の困難、物価・人件費の高騰等、それに伴う病院経営の不安定化などにより、地域医療を取り巻く環境はとても厳しい状況にあり、早川町・身延町・南部町において、「早川町・身延町・南部町医療事務組合」を設置し、対象医療施設を指定管理者制度を導入した公設民営として再編しました。

（２）課題

人口減少局面にあっても「住民の皆様がいつまでも安心して医療を受けることができる」ように、供給者・受益者双方にとって安定した医療提供体制を継続する必要があります。

また、今後も地域医療体制の維持と医療の質の向上を図るために、各医療施設が連携し、それぞれの特色を活かすことで、地域全体の医療機能の充実を図ることが重要であります。

また、高齢化や世帯構成の変化等により支援ニーズが複雑化する中、保健・医療・福祉・介護の関係機関が情報を共有し、必要な支援を切れ目なく提供できる連携体制を充実させる必要があります。

さらに、休日や夜間における子どもの急な病気やけがを含む急患時に、適切な相談や受診につながるよう、救急医療体制や相談窓口等について分かりやすく情報提供し、適正な受診を促進する必要があります。

（３）主な取組

○ 安定した医療提供体制の継続

医療事務組合を構成町として支援することで、将来にわたって安定的かつ継続的な医療提供体制を継続します。

診療所の管理運営に努めます。

○ 保健・医療・福祉・介護の連携体制の充実

広域的な取り組みにより、各種関係機関との連携体制を充実します。

（子育て支援課）

- ・ 子どもの急患対策の充実

政策Ⅱ 安らぎ

(4) 成果指標

指標名	指標の説明	単位	現況値	目標値	
			R7	R12	R17
医療施設数	医療事務組合設置による町内 医療施設数	か所	0	病院 1 診療所 1	病院 1 診療所 1

施策7 安心して利用できる医療保険制度の充実と安定運営（町民課）【戦略】

（1）現状

マイナ保険証の利用促進に向け、広報紙や町ホームページで登録方法や利便性を周知するとともに、国民健康保険制度に関する冊子を送付しています。また、医療費通知やジェネリック医薬品差額通知の送付、生活習慣病予防健診や特定保健指導を実施し、医療費の適正化と健康づくりを進めています。

一方、マイナ保険証については、具体的な利便性が十分に伝わっていないことや、高齢者には手続きが複雑に感じられることに加え、保険情報の紐づけミス等に対する不信感もみられます。また、特定保健指導の面談を拒否するケースもあり、生活習慣病のリスクや健康管理への関心を高める必要があります。

国民健康保険税については、収納確保に向けて納税勧奨、納税相談、財産の差押え等を行うとともに、時間や場所を問わず納付できるキャッシュレス納付を推進していますが、利用実績は低調で、利便性の認知が十分に進んでいません。

（2）課題

マイナ保険証については、高齢者にも分かりやすい案内や対面でのサポート・相談体制を充実するとともに、セキュリティ対策や安全性について丁寧に周知し、安心して利用できる環境づくりを進める必要があります。

医療費の適正化と健康づくりに向けては、生活習慣病のリスクに関する理解を深め、健診や特定保健指導の利用につなげるとともに、データヘルス計画の策定・評価を通じて取組を継続的に検証していく必要があります。町民にも、自らの健康への関心を高め、健康管理に取り組むことが期待されます。

国民健康保険制度の安定運営に向けては、保険税の収納率向上を図るため、キャッシュレス納付の利便性が伝わる周知方法を工夫し、来庁時の案内など利用を促す取組を進める必要があります。また、町民には国民健康保険税の納期限内納付が求められます。

（3）主な取組

○ マイナ保険証の推奨

マイナ保険証の利用について、広報紙、ホームページ、窓口等で周知するとともに、登録方法や利用方法を案内します。

○ 医療費適正化の総合的な推進

健診受診、重症化予防、後発医薬品の利用促進等により、健康増進と医療費の適正化を進めます。

○ データヘルス計画の策定・評価

健診・医療・介護等のデータを分析して保険事業を計画し、実施結果を評価・改善します。

（税務課）

・ 保険税の徴収率向上

法に基づく確実な督促を実施し、口座振替等の多様な納付手段による利便性向上を図り、徴収率の向上に努めます。

政策Ⅱ 安らぎ

(4) 成果指標

指標名	指標の説明	単位	現況値	目標値	
			R7	R12	R17
特定健診受診率	特定健診受診率 60%を目指す	%	55.2	60.0	60.0

(5) 関連する計画

- データヘルス計画

【交通・住宅・防災・防犯 分野】

施策8 公共交通の充実（交通防災課）【戦略】

（1）現状

町民の日常生活に必要な移動手段を確保するため、町営バスや乗合タクシーを運行するとともに、地域公共交通活性化協議会において利用者の意見や要望を把握しながら、公共交通の利便性向上に取り組んでいます。

また、鉄道との接続性を高めるため、町営バスが接続していない駅への乗り入れについて検討してきましたが、鉄道利用者の増加が見込みにくいことなどから実施には至っておらず、既存の乗り入れ駅との接続性を含め、公共交通全体の利便性を高める視点での検討を進めています。

一方で、人口減少や医療を取り巻く環境の変化などにより移動ニーズが変化・多様化しており、町営バスや乗合タクシーの運行についても、利用実態やニーズに応じた対応が求められる状況となっています。

（2）課題

年齢やライフステージにかかわらず、町民が買い物や通院など日常生活に必要な移動手段を確保できるよう、町営バスや乗合タクシー等を持続的に運行し、地域の実情や利用者のニーズに応じた公共交通を確保する必要があります。

また、人口減少や生活環境の変化、利用者ニーズの多様化に対応するため、利用状況や利用者の意見・要望を把握しながら、運行エリアや運行方法、鉄道との接続などを含め、公共交通全体の利便性と効率性の向上に向けた検討を進める必要があります。

（3）主な取組

○ 町営バスや乗合タクシーの運行

町民の日常生活に必要な移動手段の確保のため、町営バスや乗合タクシーを運行します。

○ 公共交通の利便性向上のための調査検討

人口減少や生活環境の変化、利用者ニーズの多様化に対応するため、利用状況やニーズを把握しながら、公共交通全体の利便性と効率性の向上に向けた検討を進めます。

（4）成果指標

指標名	指標の説明	単位	現況値	目標値	
			R7	R12	R17
乗合タクシーの利用者満足度	乗合タクシーアンケート調査での「とても良い」「良い」の割合	%	82	87	92

施策9 住環境整備の推進（建設課）【戦略】

（１）現状

安心・安全な住環境の確保に向け、住宅長寿命化計画に基づき町営住宅の適正な管理を行うとともに、必要な修繕や老朽化した住宅の用途廃止・解体を進めています。また、今後の住宅整備に向け、集落再編に関するニーズの把握や民間資金を活用した整備手法について検討しています。

また、住宅の耐震化を促進するため、広報等を通じて無料の耐震診断について周知し、利用促進を図っています。

一方で、耐震診断を実施しても、改修に多額の費用を要することや住宅の後継者がいないことなどから、耐震改修につながりにくい状況があります。また、町営住宅についても、入居者がいる中で老朽化した住宅の用途廃止を進めることが難しいなど、今後の管理や活用が課題となっています。

（２）課題

町民が安心して暮らせる住環境を確保するため、耐震診断の普及啓発を進めるとともに、国等の支援制度の活用や情報提供を通じて住宅の耐震改修等を促進し、建物の安全性を高める必要があります。

また、町営住宅については、老朽化や入居状況、今後の住宅需要等を踏まえて団地ごとの活用方針を定め、必要な修繕や用途廃止・解体などを計画的に進め、適正な管理と住環境の整備を図る必要があります。

（３）主な取組

○ 安心、安全な住環境の普及、整備

町営（有）住宅については今後も「身延町公営住宅長寿命化計画」に基づき、団地別の活用方針を定め、ライフサイクルコストの縮減につなげていきます。

耐震診断の必要性についての啓発と耐震改修の促進に引き続き努めます。

○ 空家等の管理、整備への推進

「身延町空家等対策計画」に基づき、危険空家等の対策を続けていきます。

空き家・土地バンク制度により、利活用できる空き家や空き地の登録推進を図るとともに、HP 等により、広く情報提供を行い、移住・定住につなげます。

（４）成果指標

指標名	指標の説明	単位	現況値	目標値	
			R7	R12	R17
耐震化率	住宅の耐震化率の目標	%	75	80	85

（５）関連する計画

- 身延町空家等対策計画

施策１０ 定住の促進（企画政策課）【戦略】

（１）現状

定住人口の確保に向け、町有地を活用した宅地分譲を行うとともに、ホームページや広報紙、イベント等を通じて情報発信を行っています。~~一方で、近年は分譲地の販売実績がなく、立地や区画の形状、価格などが販売に影響している状況があります。~~

また、空き家・土地バンクを通じて物件情報の収集・発信を行い、空き家等の利活用に取り組んでいますが、登録後も成約に至らない物件があるなど、定住の受け皿として十分な活用につながっていない状況もみられます。

さらに、定住促進対策の一環として出会いの場を提供するため、婚活イベント等を実施しています。一定数のカップルが成立するものの事業実施後の経過を追うことが難しく、結婚・定住・出産につながったかが把握できないという課題があります。

定住に関する各種祝金では、住宅建設等に対する祝金の支給対象を移住者だけでなく町内在住者にも拡大するなど、町外からの移住とともに、現在住んでいる町民の定住を支援しています。また、定住する意思のある町民の結婚や出産等に対し祝金を支給することで、結婚や出産時等における経済的負担の軽減を図っています。

しかし、一方で若者や子育て世代は、仕事や教育、買い物、医療等の生活利便性を重視して居住地を選ぶ傾向があり、人口減少が進む中で定住人口を確保していくことが難しくなっています。

（２）課題

まえながら、宅地の分譲や空き家等の既存ストックの有効活用を進め、定住につながる住まいを確保する必要があります。

婚活事業については、その性質上、成果の検証が難しいことから、事業内容の有効性など、評価可能な観点から適切に検証していく必要があります。

また、特に若者や子育て世代をはじめとする町民が町内で暮らし続けることを選択できるよう、住まいや暮らしを含めた定住環境の充実を図るとともに、**経済的負担を軽減する祝金等による定住**への支援を総合的に進める必要があります。

（３）主な取組

○ 宅地の分譲

分譲地の販売を促進し、移住・定住につなげます。

○ 空き家等の利活用

空き家・土地バンク制度により、利活用できる空き家や空き地の登録推進を図るとともに、ホームページ等により広く情報提供を行い、移住・定住につなげます。

○ 結婚への支援

出会いの場を提供する事業を実施し、結婚への後押しをします。

○ 定住者への支援

定住祝金、定住促進条例に関する祝金制度について、ホームページや広報紙への掲載、イベント会場でのチラシ配布等により周知するとともに、施策内容の定期的な見直しを実施し、移住・定住を支援します。

政策Ⅱ 安らぎ

(福祉保健課)

・ 出産への支援

妊娠、出産した方への経済的支援や伴走型支援を行います。

不妊治療費の助成を行います。

宿泊型産後ケア事業の利用者負担補助を行います。

(4) 成果指標

指標名	指標の説明	単位	現況値	目標値	
			R7	R12	R17
分譲地の販売件数	町分譲地の販売件数	件	3	10	10
空き家バンクへの物件登録件数	空き家バンクへ物件登録した件数	件	17	20	20
婚活イベント等の開催回数	婚活イベント等を開催した回数	件	2	2	2
定住祝金、定住促進条例に関する祝金支給件数	定住祝金、定住促進条例に関する祝金の支給件数	件	28	30	30

施策１１ 消防体制の充実（交通防災課）

（１）現状

地域の消防力を確保するため、消防団による**日頃の活動や火災予防運動、年末年始特別警戒**などを実施し、町民の火災予防・防火意識の向上に取り組んでいます。

また、地域からの要望や機器の更新計画等を踏まえ、消防団設備や耐震性貯水槽の整備、老朽化した消火栓設備等の更新を進め、消防体制の強化を図っています。

一方で、人口減少などを背景に消防団員が減少しており、地域の消防力を維持していくための担い手の確保が難しくなっています。また、消火栓をはじめとする消防設備の老朽化も進んでいます。

（２）課題

地域の消防力を将来にわたって維持していくため、消防団活動への町民や事業者の理解・協力を促し、消防団員の加入促進や処遇改善など、消防団員を確保し活動しやすい環境を整える必要があります。

また、火災等の発生時に迅速かつ適切に対応できるよう、消防団設備や消火栓設備等について、老朽化や地域の状況を踏まえながら、計画的な整備・更新を進める必要があります。

さらに、火災を未然に防ぎ、地域全体の防火力を高めるため、防火対策や啓発活動を継続し、町民一人ひとりの防火意識を高めるとともに、地域で互いに支え合いながら安全を守る意識を醸成する必要があります。

（３）主な取組

○ 消防団員の加入促進

地域消防力の維持のため、消防団員の加入促進を図ります。

○ 消防団員の処遇改善

地域消防力の維持のため、消防団員の処遇改善を図ります。

○ 消防団設備や消火栓設備等の更新

火災等の発生時に迅速かつ適切に対応できるよう、老朽化や地域の状況を踏まえながら、消防団設備や消火栓設備等の整備・更新を進めます。

○ 防火対策と防火啓発活動の充実

火災を未然に防ぎ、地域全体の防火力を高めるため、防火対策や啓発活動を推進します。

施策１２ 地域防災力の強化（交通防災課）【戦略】

（１）現状

自然災害等に備えるため、ハザードマップを転入者に配布するなど、危険箇所や避難場所等の周知を行っています。また、国・県の動向等を踏まえながら、ハザードマップや地域防災計画の見直しを進めています。

災害発生時に必要となる防災備蓄品については、購入計画に基づき計画的な備蓄を進めています。また、防災専門官が地域に出向いて防災講座を実施するなど、町民の防災意識の向上に取り組むとともに、高齢者や障害のある人など、災害時に配慮や支援を必要とする人に対して、関係部署等が連携して支援できる体制づくりを進めています。

一方で、危険区域や避難所等は国・県の事業等に伴い変化するため、最新の防災情報を町民に分かりやすく伝えていくことが難しくなっています。また、人口減少や少子高齢化に伴う地域コミュニティの衰退により、地域で防災活動を担う力の低下が懸念されています。

（２）課題

災害から町民の生命や暮らしを守るため、危険箇所や避難場所等の最新情報を分かりやすく周知するとともに、地域の実情や災害リスクを踏まえ、防災備蓄品を計画的に整備・更新することが求められます。

また、人口減少や少子高齢化が進む中、学校や集落等での防災講座を通じて町民の防災意識を高め、地域で支え合う防災力を高めていくことが重要です。併せて、福祉部門や地域、関係機関等との連携を強化し、要配慮者への支援体制を充実していく必要があります。

（３）主な取組

○ 危険箇所や避難場所等の周知

防災・行政ナビ「ライフビジョン」やハザードマップ等を活用し、危険箇所や避難場所等の周知徹底を図ります。

○ 防災備蓄品の計画的備蓄

地域の実情や災害リスクを踏まえ、防災備蓄品を計画的に整備・更新します。

○ 防災専門官による学校や集落等への防災講座の実施

町民の防災意識の高揚を図るため、学校や集落等を対象とした防災講座を実施します。

（福祉保健課）

・ 要配慮者対策の充実

病院、福祉施設や自主防災組織、消防団、関係機関と相互に連携し、要配慮者対策の推進を図ります。

（４）成果指標

指標名	指標の説明	単位	現況値	目標値	
			R7	R12	R17
防災・行政ナビ「ライフビジョン」登録者数	防災・行政ナビ「ライフビジョン」の登録者数を R17 年までに 6,000 人を目指す	人	2037	4000	6000

施策１３ 救急・応急救護体制の充実（交通防災課）【戦略】

（１）現状

峡南広域行政組合消防本部との情報共有・連携を図り、地域の救急体制の確保に取り組んでいます。また、町有地に設置されているドクターヘリ離発着場の維持管理を行い、救急搬送体制を支えています。

応急救護については、消防団員を対象とした普通救命講習を実施し、救命に必要な知識や技能の普及に取り組んでいます。一方で、再受講者が増加する一方、新規受講者は減少しており、応急救護に関する知識や技能の普及が十分に広がっていない状況があります。

（２）課題

救急時に迅速かつ適切な対応につなげられるよう、峡南広域行政組合消防本部との情報共有・連携を継続するとともに、ドクターヘリ離発着場の適切な維持管理など、救急搬送体制を確保していくことが求められます。

また、救急車が到着するまでの応急救護の重要性について理解を広げ、消防団員に限らず、より多くの町民が救命に必要な知識や技能を身につけられる機会を充実させることが必要です。

（３）主な取組

○ 応急救護の重要性の普及

応急救護の重要性について理解を広げ、救命に必要な知識や技能を身につけられる機会の充実を図ります。

○ 消防本部との情報共有・連携を図る

救急時に迅速かつ適切な対応につなげられるよう、消防本部との情報共有・連携を図ります。

○ ドクターヘリ離発着場の維持管理、新規設置の検討

救急体制確保のため、ドクターヘリ離発着場の維持管理や地域の実情にあわせた新規設置の検討を行います。

（４）成果指標

指標名	指標の説明	単位	現況値	目標値	
			R7	R12	R17
普通救命講習実施回数	講習会を毎年２回実施する。	回	2	2	2

施策１４ 交通安全環境と啓発活動の推進（交通防災課）

（１）現状

交通事故を防止し、安全な道路交通環境を確保するため、地域からの要望等を踏まえ、カーブミラーなどの交通安全施設の整備を進めています。一方で、既設施設の更新を含め様々な要望があることから、現場の状況を確認し、必要性を見極めながら整備を進めています。

また、交通安全関係機関と連携した街頭指導や交通安全教室の開催、チャイルドシート購入費への補助、高齢者の運転免許証自主返納への支援などを通じて、交通安全意識の向上に取り組んでいます。一方で、人口減少や少子高齢化により交通安全活動を担う人材が減少しているほか、社会情勢の変化に応じた交通安全教育や啓発活動が求められる状況となっています。

（２）課題

安全な道路交通環境を確保するため、地域からの要望や現場の状況、必要性等を踏まえながら、交通安全施設の適切な整備・更新を進めることが求められます。

また、子どもから高齢者まで交通事故を起こさず、事故に遭わないよう、関係機関と連携し、年齢や社会情勢の変化に応じた交通安全教育・啓発を進め、町民の交通安全意識を高めていくことが重要です。

（３）主な取組

○ 交通安全施設等の整備

安全な道路交通環境確保のため、地域の要望等を踏まえ、必要性に応じて交通安全施設等の整備を進めます。

○ 交通安全教育と啓発

町民の交通安全意識の高揚を図るため、年齢や社会情勢の変化に応じた交通安全教育・啓発を進めます。

（４）成果指標

指標名	指標の説明	単位	現況値	目標値	
			R7	R12	R17
交通安全教室実施回数	町内の交通安全教室を年 60 回実施する	回	58	60	60

施策15 地域防犯と安全確保の推進（交通防災課）【戦略】

（１）現状

犯罪を未然に防止するため、防災行政無線や警察からの広報等を活用した情報提供を行うとともに、南部警察署等と連携した防犯診断や町内巡回、防犯パトロールなど、防犯啓発や地域の見守りに取り組んでいます。また、悪質電話詐欺対策機器の購入を支援するなど、高齢者等の被害防止を図っています。

また、通学路の安全点検や防犯灯の整備支援に加え、スクールガードリーダーによる児童の登下校時の見守りを継続するなど、犯罪が起こりにくく、子どもが安全に生活できる環境づくりを進めています。一方で、詐欺手口が巧妙化しているほか、人口減少や高齢化、地域コミュニティの希薄化に伴い地域の目が減少し、防犯上の死角が生じやすくなっています。

（２）課題

犯罪被害を防ぐため、警察等の関係機関と連携し、犯罪の発生状況や巧妙化する詐欺手口等について分かりやすく情報提供し、町民の防犯意識を高めることが求められます。

また、人口減少や高齢化が進む中でも地域の安全を確保できるよう、防犯パトロールや~~防犯灯の整備~~、児童の登下校時の見守りなど、地域や関係機関と連携した防犯活動を継続し、犯罪が起こりにくい環境づくりを進めることが重要です。

（３）主な取組

○ 防犯啓発活動の推進

警察等の関係機関と連携し、防災行政無線等を活用した広報を行い、町民の防犯意識の高揚を図ります。

○ 犯罪の未然防止の推進

地域や関係機関と連携し、防犯パトロール等を実施し、犯罪が起こりにくい環境づくりを推進します。

（学校教育課）

- ・ スクールガードリーダーによる児童の登下校時の継続的な安全確保

スクールガードリーダーによる児童の登下校時の交通誘導や巡回、通学路の危険個所の指摘等を行うことによって、学登下校時の児童の安全確保を支援します。

（４）関連する計画

- 身延町教育振興プラン

【自然・環境 分野】

施策１６ 自然環境の保全と共生意識の醸成（環境課）

（１）現状

豊かな自然環境を守るため、町内の自然環境保全地区を定期的に巡視し、清掃を行うとともに、山梨県自然監視員や自然公園指導員等と連携し、自然環境や周辺の緑の保全・管理に取り組んでいます。

また、自然環境を将来に引き継いでいくため、自然保護の重要性について周知・啓発を行っています。一方で、町内の自然環境保全地区の認知度が低く、身近な自然環境やその保全の重要性が十分に知られていない状況があります。

（２）課題

豊かな自然環境を将来に引き継いでいくため、関係部署や関係機関等と連携し、自然環境保全地区の巡視・清掃をはじめ、周辺の緑を含めた自然環境の適切な保全・管理を継続していくことが求められます。

また、学校や地域等と連携した学習や情報提供などを通じて、町民が身近な自然に触れ、その大切さを知る機会を充実させ、自然環境への理解や関心、保全意識を高めていくことが重要です。

（３）主な取組

○ 自然環境保全地区の巡視と清掃

町内の自然環境保全地区を守るため、定期的な巡視と清掃に取り組みます。

○ 町民に対し自然保護対策の重要性の周知

関係課と連携しながら、児童生徒や町民に学習や周知の場を提供します。

（産業課）

・ 自然保護の重要性の啓発

自然保護の重要性や必要性について、あらゆる機会を通じてその啓発に努めます。

・ 周辺の緑の保全

身近な里山や農地等は農林業の振興によって保全を図ることを基本とし、生物多様性や景観の維持を図るため、ボランティア活動の受入れなど、新しい担い手確保や保全管理手法について検討します。

・ 自然環境の保全管理

自然環境の多面的機能の保全と活用を図るため、町民や都市住民などが自然に親しむ場としての森林整備を促進するとともに、自然環境の適切な保全管理を進めます。

（４）成果指標

指標名	指標の説明	単位	現況値	目標値	
			R7	R12	R17
自然環境保全地区の巡視と清掃の実施回数	職員が実施する巡視と清掃の実施回数	回	2	3	3

施策１７ 持続可能な農業のための農業基盤の整備と鳥獣対策の推進（産業課）

（１）現状

農作物への鳥獣被害を防止し、農業者の営農を支えるため、有害鳥獣防除柵の設置等に対する補助を行っており、補助事業の活用実績は増加しています。また、県営事業を活用した鳥獣被害防止対策や、整備箇所の復旧・修繕への支援など、農業基盤の維持・保全に取り組んでいます。

一方で、防除柵等による対策だけでは鳥獣被害の抜本的な解決には至っておらず、森林や里山の管理の停滞に加え、有害鳥獣の捕獲を担う猟友会員の高齢化などにより、継続的な鳥獣被害対策が難しくなっています。

（２）課題

農業者が安心して営農を続けられるよう、県営事業や補助制度等を活用し、鳥獣被害防止施設の整備や復旧・修繕を進めるとともに、防除柵の設置支援や有害鳥獣の捕獲など、地域の実情に応じた対策を推進することが求められます。

また、鳥獣被害対策を持続していくため、猟友会等と連携し、捕獲活動を担う人材の確保や負担軽減を図るとともに、森林や里山の適切な管理などを含めた総合的な対策を進めることが重要です。

（３）主な取組

○ 農業基盤の整備と鳥獣対策の強化

営農意欲を維持するための取組として、鳥獣防除柵への助成など有害鳥獣対策を推進します。

（建設課）

- 県営事業による鳥獣被害防止対策の推進

事業化に向けて調整しながら、鳥獣侵入防止柵等を検討していきます。

- 県営事業箇所の復旧、修繕に係る補助制度の活用

台風等による倒木被害などを念頭に置きながら、復旧に向けた修繕の補助を実施します。

（４）成果指標

指標名	指標の説明	単位	現況値	目標値	
			R7	R12	R17
有害鳥獣防除柵補助金の活用	有害鳥獣防除柵補助金の活用実績	件	57	60	60

（５）関連する計画

- 身延町鳥獣被害防止計画

施策１８ 脱炭素と環境保全活動の推進（環境課）

（１）現状

地球温暖化対策を推進するため、家庭での温室効果ガス削減につながる「環境家計簿」を全戸に配布するなど、町民の環境に配慮した行動を促進しています。また、住宅用太陽光発電システムの設置に対する補助を行い、再生可能エネルギーの活用を支援しています。

町においても、「身延町地球温暖化対策実行計画」に基づき、町有施設や公用車から排出される温室効果ガス排出量を把握・公表し、排出量の削減に取り組んでいます。

一方で、近年は防災意識の高まりなどから蓄電池システムへの関心が高まるなど、再生可能エネルギー設備に対する町民のニーズが変化しています。

（２）課題

脱炭素社会の実現に向け、環境家計簿の活用や情報提供などを通じて、町民一人ひとりの環境に配慮した行動を促進するとともに、太陽光発電や蓄電池などの導入を支援し、家庭における温室効果ガスの削減を進めることが求められます。

また、「身延町地球温暖化対策実行計画」に基づき、町有施設等から排出される温室効果ガスを継続的に把握・公表し、町自ら率先して排出量の削減に取り組むことが重要です。

（３）主な取組

○ 環境にやさしい町づくりの推進

環境家計簿を全戸配布し、家庭での環境にやさしい町づくりへの取り組みを促進します。

○ 地球温暖化対策の推進

「身延町地球温暖化対策実行計画」に基づき町有施設、公用車から排出される温室効果ガスを公表し、率先して削減に取り組めます。

（４）成果指標

指標名	指標の説明	単位	現況値	目標値	
			R6	R12	R17
町有施設（削減目標値施設）の温室効果ガス排出量	町有施設及び公用車等の温室効果ガス排出量 （出典：身延町地球温暖化対策実行計画）	kg	1,435,883 ※R6 現況値	1,005,549	1,000,000

（５）関係する計画

- 身延町地球温暖化対策実行計画

施策１９ 資源循環と生活排水対策の推進（環境課）

（１）現状

ごみの減量と資源の有効活用を図るため、広報紙等を通じて４Ｒ（リフューズ・リデュース・リユース・リサイクル）の実践を呼びかけるとともに、電気式生ごみ処理機や生ごみ処理容器の購入に対する補助を行っています。

また、生活排水による水質汚濁を防止するため、浄化槽の設置を支援するとともに、適切な維持管理に向けた法定検査の受検指導を行っています。

一方で、可燃ごみに資源物が混入するなど、ごみの分別が十分に行われていない状況があり、高齢化により細かな分別が難しいケースもみられます。また、浄化槽の法定検査受検率が低い状況にあります。

（２）課題

ごみの減量と資源循環を進めるため、４Ｒの意義や分別方法について分かりやすく周知し、町民一人ひとりの理解と実践につなげるとともに、生ごみ処理機等の活用を促進することが求められます。

また、生活排水による水質汚濁を防止するため、県や関係機関と連携して浄化槽の適正な維持管理について周知し、法定検査の受検を促進していくことが重要です。

（３）主な取組

- ごみの減量化・資源化意識の**向上**

広報誌等を通じ４Ｒの実践を呼びかけて、ごみの減量と資源化を推進します。

- 一般廃棄物の適正処理推進

ゴミの分別についてわかりやすく周知し、適正処理を進めます。

- 生ごみ処理の普及推進

電気式生ごみ処理機等の購入に対する補助を行い、活用を促進します。

- 適正なし尿処理の推進

県、浄化槽協会と連携し、適正な処理の周知と推進を図ります。

（４）成果指標

指標名	指標の説明	単位	現況値	目標値	
			R7	R12	R17
可燃ごみの量	家庭、事業系を含めた可燃ごみの量	kg	2,973,940	2,800,000	2,400,000

（５）関連する計画

- 身延町一般廃棄物処理基本計画

施策２０ 清潔で快適な生活環境の保全（環境課）

（１）現状

清潔で快適な生活環境を保つため、地域に環境美化活動への協力を呼びかけるとともに、身延山や本栖湖西岸でのクリーン大作戦を実施しています。また、地区や学校、ボランティア団体等による環境美化活動を支援するなど、地域と連携した環境美化を進めています。

不法投棄については、撤去作業や防止柵・看板の設置などの対策を行っていますが、山林に接する道路など投棄されやすい場所が多く、峡南地域の中でも不法投棄が多い状況にあります。

また、騒音・振動等の苦情に対する調査・指導や空き地等の適正管理に取り組んでいますが、人口減少に伴う空き地・空き家の増加などを背景に、草木の繁茂等に関する苦情が増加しています。

（２）課題

清潔で快適な生活環境を維持するため、地域や学校、ボランティア団体等と連携した清掃活動を継続し、町民の環境美化への意識や参加を高めていくことが重要です。

また、県等と連携した不法投棄の撤去や防止対策を進めるとともに、騒音・振動等の公害への適切な対応や、土地所有者への周知・指導を通じた空き地等の適正管理を推進することが求められます。

（３）主な取組

○ 環境美化活動の推進

クリーン大作戦、地区の美化活動など地域や学校、ボランティア等と連携し活動を進めていきます。

○ 不法投棄対策と監視指導の強化

県と連携し、不法投棄場所等の情報を共有しながら撤去作業を進めていきます。

○ 生活型公害の防止推進

適正管理を推進する啓発及び土地所有者に対する周知・指導を進めていきます。

（４）成果指標

指標名	指標の説明	単位	現況値	目標値	
			R7	R12	R17
清掃活動の実施回数	町、地区、学校などが実施した清掃活動の回数	回	56	60	60

（５）関係する計画

■ 身延町地球温暖化対策実行計画

施策２１ 動物の適正管理と共生の推進（環境課）

（１）現状

動物の適正な飼育・管理を促進するため、巡回による狂犬病予防注射を実施するとともに、猫の不妊・去勢手術費への補助や、公益財団法人どうぶつ基金の「さくらねこ無料不妊手術チケット」の活用などに取り組んでいます。

一方で、狂犬病予防注射の接種率は７割弱で横ばいとなっているほか、飼い犬が死亡した際の届出が行われていないケースもあり、飼い主による適正な飼育・管理が十分に行われていない状況があります。

（２）課題

動物の適正な飼育・管理を進めるため、狂犬病予防注射や各種届出をはじめ、飼い主としての責任や適正な飼育について分かりやすく周知し、飼育管理に対する意識の向上を図る必要があります。

また、良好な生活環境を保全し、人と動物が共生できる地域づくりに向け、猫の不妊・去勢手術への支援などを継続し、適正な管理につなげていくことが大切です。

（３）主な取組

○ 狂犬病予防の推進と管理指導の強化

飼育に対する意識向上のため、広報紙等で周知し適正管理を推進します。

○ 飼い猫及び地域猫との共生推進

猫の不妊・去勢手術の補助金交付などにより、人と動物が共生できる町づくりを支援します。

（４）成果指標

指標名	指標の説明	単位	現況値	目標値	
			R7	R12	R17
飼育管理に関する苦情件数	犬・猫等に関する苦情の件数	件	8	5	5

政策Ⅲ 可能性への挑み：誰もが自分らしく挑めるまち

【農林業 分野】

施策１ 効率的な農業振興と担い手の確保（産業課）【戦略】

（１）現状

農業振興地域整備計画に基づき、農地利用の最適化に向けた検討を進めるとともに、農道や水路等の農業基盤施設の整備、鳥獣害対策に取り組んできました。一方、農業従事者の高齢化や後継者不足が進んでおり、農地の維持管理が困難になるとともに、農用地の利用率低下や荒廃農地の拡大がみられます。また、農道や水路等の農業基盤施設の老朽化も進んでいます。

（２）課題

農地の適正な管理と有効活用を図るため、地域計画と連携しながら、担い手への農地の継承や農地の集積・集約化を進める必要があります。また、新規就農者や農業法人等を含めた担い手の確保・育成を図るとともに、農業基盤施設の計画的な整備・維持管理を進めることが必要です。さらに、荒廃農地の拡大を防止するため、町民や農業者、事業者等と連携し、農地の適正な管理や維持・保全に取り組む必要があります。

（３）主な取組

- 農業振興地域整備計画による適正な農地の管理

農業振興地域整備計画により適正な農地管理を行います。

- 農業基盤整備の促進

新規就農や農作業の受委託の促進に向け、農地集積などの担い手の確保に向けた取組を進めます。

（建設課）

- ・ 農業基盤整備の促進

地元との意思確認を進めながら、ハード事業の実施を検討していきます。

（４）成果指標

指標名	指標の説明	単位	現況値	目標値	
			R7	R12	R17
新規就農者数	新たに就農した農業者の数	人	0	5	5
農業法人等の数	農業法人の数（累計）	件	4	5	5

（５）関連する計画

- 身延町地域計画

施策２ 農作業受託組織などの担い手育成（産業課）

（１）現状

農業従事者の高齢化や後継者不足が進む中、認定農業者や新規就農者の確保・育成、農地の集積、地域おこし協力隊の受入れなど、新たな担い手の確保に取り組んできました。一方、高齢農家への依存や担い手不足などにより、農地の維持管理や地域農業の継続が困難となっています。また、新規就農にあたっては、安定した収入の確保に加え、農地や住居、農業機械等の確保、地域との関係づくりなどが参入の障壁となっています。

農作業の省力化・効率化に向けて、自走式草刈り機の導入などを進めていますが、導入コストやデジタル技術に関する知識等が障壁となり、スマート農業技術の導入は十分に進んでいません。

（２）課題

新たな担い手の確保・定着を図るため、農地や住居、農業機械等の確保、地域とのマッチング、就農・起業に向けた相談など、参入から定着までの一体的な支援を進める必要があります。また、担い手不足が進む中でも地域農業を維持できるよう、農地の集積・集約化や農作業受託体制との連携を図りながら、スマート農業技術の導入を促進し、農作業の省力化・効率化を進める必要があります。さらに、荒廃農地の拡大を防止するため、町民や農業者、事業者等と連携し、農地の適正な管理と維持・保全に取り組む必要があります。

（３）主な取組

○ 担い手の育成

認定農業者や新規就農者などの担い手の確保と育成のため、関係機関と連協して情報提供や技術の普及を行います。

○ 農作業受託組織の育成

農作業の受委託の促進のため、農作業受委託組織の育成を進めます。

○ 農地の集積と集落営農体制の強化

農地の利用調整と集積を進め、集落営農組織の体制の強化を支援します。

○ スマート農業の促進

スマート農業の促進や共同利用機械の整備など、省力化への取り組みを進めます。

○ 生きがい型シルバー農業の振興

高齢農業者、定年帰農、休日農業者など、多様な担い手を育成する支援を進めます。

○ 企業・NP0等の農業参入の促進

農業生産組織の法人化、企業、NP0、ボランティア組織等の農業への参入を啓発していきます。

○ 地域おこし協力隊員の受け入れ

地域おこし協力隊員の受入れを進め、新規就農者の確保に努めます。

施策３ 特産品生産を活かした農業経営の展開（産業課）【戦略】

（１）現状

地域の特産品であるあけぼの大豆は、地理的表示（GI）保護制度に登録されており、地域ブランドを活かした農業振興に取り組んできました。一方、GI登録から一定期間が経過する中で、生産や出荷等に関するルールが十分に徹底されていないケースもみられ、ブランドの信頼性や価値を維持していくための対応が求められる状況となっています。また、農業従事者の高齢化などにより、生産量の維持・確保も重要となっています。

（２）課題

あけぼの大豆のブランド力を維持・向上させ、農業経営の収益力強化につなげるため、GI登録に基づく生産・出荷等のルールの周知・徹底を図るとともに、継続的な情報発信やPRに取り組む必要があります。また、町民や農業者、事業者等と連携し、枝豆や大豆の生産量の維持・拡大を図りながら、地域ブランドとしての価値を持続的に高めていく必要があります。

（３）主な取組

○ 継続的な広報PR活動

県内外への継続的な広報PR活動によりブランド力の維持向上に努めます。

○ 有機農業等の環境保全型農業の推進

環境保全型農業の促進など、安全、安心な農産物の生産を促進します。

○ 地域資源循環や地産地消、ブランド化の推進

農林産物の地域内流通の推進に向けて直売施設等への円滑な供給に向けた仕組みの継続とともに、都市部への産地直送販売やインターネット販売など地域外への販売を促進します。

○ 自然環境と調和した持続可能な農業への取組支援

耕作放棄地の発生を抑え、農地と周辺の自然環境を多面的に維持する取り組みを支援します。

（４）成果指標

指標名	指標の説明	単位	現況値	目標値	
			R7	R12	R17
大豆出荷奨励金	あけぼの大豆の出荷奨励金受給件数	件	42	45	45

（５）関連する計画

■ 身延町地域計画

施策4 小規模農林産物の流通確保（産業課）

（1）現状

小規模農業者の出荷・販売機会を確保するため、直売所機能を有する施設の運営を継続するとともに、産地フェアなどを通じた農林産物の販売促進に取り組んできました。一方、物流コストの上昇や集荷体制の縮小、農業の担い手不足などにより、小規模農業者が安定して農産物を出荷・販売できる環境の維持が難しくなっています。

（2）課題

小規模農業者の生産意欲や農業所得の向上につなげるため、直売所機能を有する施設の集客力や販売力を高め、地域で生産された農林産物を安定して出荷・販売できる環境を確保する必要があります。また、地産地消や EC 販売、観光との連携など、多様な販売機会の確保を図るとともに、町民や農業者等による出荷に向けた生産の維持・強化を促し、安定的な出荷につなげる必要があります。

（3）主な取組

○ 小口農産物の流通確保

自給的小規模農家が生産する少量多品目の新鮮農産物を、直売施設等に円滑に供給する地産地消の仕組みを進めます。

○ 農産物加工・食への展開

地産地消の仕組みの中で、生産・農産物直売・食品加工の施設整備などともに、取り組むグループの育成と連携の強化を図り、「食」と「農」のネットワークづくりを進めます。

○ 農林産物の地産地消の推進

直売所をはじめ、学校給食、飲食店での活用など農林産物の地産地消の取組を推進します。

○ 加工分野の開拓

農産物や林産物の加工分野の開拓を進めます。

○ 環境関連ビジネスの推進

竹炭や竹粉碎屑肥料の販路拡大、木材資源等のバイオマスを活用した環境にやさしい取組の推進に努めます。

（4）成果指標

指標名	指標の説明	単位	現況値	目標値	
			R7	R12	R17
直売所における農林産物の売上額	直売所における農林産物の売上額	百万円	90	90	90
農業法人等の数	農業法人の数（累計）	件	4	5	5

施策5 効率的な林業の振興（産業課）

（1）現状

森林の適正な管理と持続可能な林業経営に向け、森林組合への支援を行うとともに、森林経営管理制度に基づく全体計画を策定し、森林整備を進めてきました。一方、森林所有者の高齢化や林業従事者の不足が進み、森林の適正な管理や施業の継続が難しくなっています。また、森林施業の効率化を図るため、施業の集約化や森林情報の整備、ICT や高性能林業機械等を活用したスマート林業への対応が求められる状況となっています。

（2）課題

森林の適正な管理を進め、災害防止や水源涵養など森林が有する多面的機能を維持していくため、森林経営管理制度を活用し、森林所有者や林業関係者等との連携のもと、施業の集約化や計画的な森林整備を進める必要があります。また、林業従事者が減少する中、担い手の確保・育成を図るとともに、ICT や高性能林業機械等を活用したスマート林業の導入を検討し、森林施業の省力化・効率化を進める必要があります。

（3）主な取組

○ 既設林道の適切な維持管理

林道、作業道の整備など森林施業の基盤整備を進め、維持管理に努めます。

○ 森林施業の合理化（スマート林業の推進）

林業施業の合理化を図るため、スマート林業の導入による作業の省力化、効率化を促進します。

○ 林業経営体の育成

森林の保育管理体制の強化のため、森林組合などの林業経営体の強化や担い手の育成に努めます。

○ 森林の適正管理と森林経営管理制度の推進

森林の保育管理、広葉樹林の育成など森林の環境保全に努め、水源涵養をはじめ土砂災害や河川氾濫の防止などの国土の保全、鳥獣被害の防止など、森林の多面的機能を強化します。

○ 特用林産物の生産振興

椎茸、山菜等の特用林産物の生産振興を図ります。

○ 間伐材の利用促進

間伐材、竹木の利用促進など、新しい林産物づくりを促進します。

○ 鳥獣の生息環境の改善

鳥獣による農林産物への被害対策の一環として、集落周辺の里山整備、広葉樹林拡大や植林地の混植など林相の転換を促進し、鳥獣の生息環境を改善します。

○ 森林整備の活動支援

森林の有する多面的機能が十分発揮されるよう森林環境譲与税を活用するほか、業の森づくり、CSR（企業の社会的責任）活動の受入れを推進するなど森林整備を支援します。

（建設課）

森林経営管理制度の推進→既設林道の適切な維持管理

政策Ⅲ 可能性への挑み

定期的な見回りや台風通過後の点検を実施し、安全な通行を確保していきます。

~~【NEW】スマート林業の導入検討などによる担い手確保~~

(4) 成果指標

指標名	指標の説明	単位	現況値	目標値	
			R7	R12	R17
森林経営管理制度の進捗率	私有林人工林面積のうち、意向調査実施済の面積	%	5	7	9

(5) 関連する計画

- 身延町森林整備計画

【産業・観光 分野】

施策6 地域資源を活かした商工業の振興（観光課）【戦略】

（１）現状

商工会への支援を通じて、新規創業や新規事業、事業承継、経営基盤の強化など、地域の商工業の振興に取り組んできました。また、まちづくり活動と連動した商業展開やコミュニティビジネスなど、地域資源を活かした事業活動の促進を図ってきました。一方、取組が多岐にわたることから事業によって進捗に差がみられるほか、商工会を通じた支援が中心となっているため、個々の事業の実施状況や課題を十分かつ迅速に把握しにくい状況があります。

（２）課題

地域の商工業を持続的に発展させるため、商工会等の関係機関との連携を強化し、事業者の状況やニーズを的確に把握しながら、新規創業や事業承継、経営基盤の強化など、事業者の段階に応じた支援を進める必要があります。また、地域資源やまちづくり活動を活かした商業展開、コミュニティビジネス、多様な主体による事業化や産業複合型の取組を促進し、新たな地域産業の創出につなげることが必要です。さらに、町民からの積極的な事業提案や事業者による主体的な事業展開を促し、地域全体で新たな事業や商業活動を生み出していくことが求められます。

（３）主な取組

- 新規創業等への支援（新規事業等への支援、起業支援の強化、新たな産業創出の研究支援、事業おこし活動の推進）

空き店舗等を活用したチャレンジショップ等の事業、観光関連事業の起業など、関係団体と連携し、地域雇用を創出できるような制度を組み立て、支援体制を整備します。

観光と連携した商品開発への支援や、新商品等の販路拡大について商工会等と連携して取り組んでいきます。

新規創業や新規事業化に関する国・県等の支援制度についての積極的な情報提供を行うとともに、産学官連携や企業間相互の情報交換、共同研究、異業種交流などを促進し、企業育成を図ります。

新たな産業創出と育成、地域内の就労・雇用に貢献する起業を促進するため、各種団体、自治会等集落組織、産業団体等における学習会、話し合い、ワークショップなどを通じて事業おこしの可能性を研究する活動を推進します。

起業講座の開講、既存の事業に体験研修的に参画できるプログラムの実施、新たな補助金制度による事業おこし支援などを推進します。

- まちづくり活動と連動する商業展開の促進

乗合タクシーを活用した移動手段を持たない高齢者対策や、宅配や出張サービスなど町内消費者の購買利便性の改善を図る取り組み、地域特産品づくりと連携した活動など、地域課題と連携する活動を支援します。

インターネット取引のトラブルや高齢者の生活不安、将来不安を逆手に取った詐欺商法

政策Ⅲ 可能性への挑み

など、近年消費者を取り巻く様々な問題が発生しています。消費者の不安を取り払い、町民の安心安全な暮らしを確保していきます。

○ コミュニティビジネスの促進

商業者が持つ経営ノウハウを活かし、コミュニティ・ビジネス起業への商業者の事業参画を促進します。

○ 事業承継の支援

企業、事業者等の後継者対策のため、商工会等と連携するほか、国等の事業承継支援制度を活用して円滑な事業承継を支援します。

○ 経営基盤の強化

商工会など関係機関との連携により、企業の経営基盤を強化するため、国・県の各種支援制度を活用した企業の経営改善、設備投資、製品開発や技術開発などを促進し、企業の安定経営を支援します。

○ 多様な事業組織の育成

事業内容に応じて任意団体、自治会、NPO、組合、一般法人等、事業を担う多様な組織形態を検討します。

○ 産業複合型の事業化促進

観光体験プログラムやモノづくり事業など、産業複合型の新規事業の開発や起業への支援を進めます。

○ 特産品販売施設の連携

各特産品販売施設相互の連携とインフォメーション機能の充実を図ります。

(産業課)

・ 6次産業化の推進

あけぼの大豆などの身延オリジナルの特産物の生産を強化し、農作業受委託の円滑化、特産品や加工品の製造・販売、生産の6次産業化などの多様な農業経営を推進します。

・ 地域資源を活かした事業化の促進

農業者を中心に商工会や農業などがコーディネート役となり、農工商連携を推進し、あけぼの大豆の地理的表示(GI)保護制度への登録と運用、ゆば、椎茸、味噌などの「身延ブランド」のさらなる育成・定着に努めます。

(4) 成果指標

指標名	指標の説明	単位	現況値	目標値	
			R7	R12	R17
町人口に対する商工会会員数割合	町人口に対する商工会会員数の割合を現状維持する	割	0.5	0.5	0.5
補助対象事業数	創業支援・商工振興費の補助件数	件	9	11	11

施策7 商工業の振興と企業立地の受け入れ（企画政策課）

（1）現状

町民の働く場の確保に向け、身延町産業集積助成金制度を整備し、情報産業やオフィス設置に対する支援を充実するとともに、県等からの照会に応じて企業立地に関する情報提供を行ってきました。一方、町内には企業立地に適した広く平坦な土地が少なく、企業からの照会に対して提供できる用地情報が限られています。また、民有地については所有者の意向確認が必要となることから、企業に紹介できる用地情報の把握が難しい状況にあります。

（2）課題

町民の就労機会の確保につながる企業誘致を進めるため、企業の多様な立地ニーズを踏まえ、平坦地に限らず活用可能な土地の情報を収集・整理し、企業に提供できる環境を整える必要があります。また、県等の関係機関と連携しながら、企業誘致に関する情報発信や企業への働きかけを進め、本町への事業所の立地につなげることが必要です。さらに、企業立地によって創出された雇用が町民の就労につながるよう、町内で働くことへの関心を高め、地元企業等への就職を促していくことが求められます。

（3）主な取組

○ 企業誘致環境の整備

地元雇用率の高い企業の誘致を積極的に推進するため、企業支援制度の充実や用地情報の提供など、企業立地の環境整備に努めます。

○ 企業誘致の情報提供の推進

進出検討企業に提供できる土地の情報を収集・整理するとともに、企業誘致に関する情報発信を進めます。

（税務課）

- 町内進出企業の優遇税制等により企業立地の促進

地元雇用率の高い優良企業の誘致を積極的に推進するための優遇税制等について検討していきます。

（4）成果指標

指標名	指標の説明	単位	現況値	目標値	
			R7	R12	R17
用地情報の提供回数	県等からの照会に対し用地情報を提供した回数	回	4	4	4

施策８ 地域資源を活かした伝統産業の振興（観光課・産業課）【戦略】

（１）現状

西嶋和紙をはじめとする伝統産業の振興に向け、関係団体への支援や西嶋和紙絵手紙展の開催などを通じて、地場産業のPRや振興に取り組んできました。一方、和紙需要の減少や物価高騰などを背景に、和紙工業協同組合の会員数が減少しており、伝統産業を支える担い手や組織基盤の維持が難しくなっています。

（２）課題

西嶋和紙の伝統や技術を次世代へ継承し、地域産業として維持していくため、新規開業や若者の就業を支援するなど、新たな担い手の確保・育成を進める必要があります。また、西嶋和紙の魅力や価値を広く発信するとともに、観光との連携や体験機会の充実などにより観光資源としての活用を進め、交流や消費につなげていくことが必要です。

さらに、町民からの積極的な事業提案や事業者による主体的な取組を促し、地域と連携しながら伝統産業の振興を図ることが求められます。

（３）主な取組

○ 観光資源としての西嶋和紙の振興⇒伝統産業のPRや商品開発の振興（観光課）

各種支援制度を活用しながら、西嶋和紙振興事業補助金、地場産業振興支援事業などにより新たな商品開発などを支援します。

西嶋和紙などの伝統的な地場産業の振興のため、商工会等を中心に町内の各観光地との連携やインターネットによる都市部への販路拡大・開拓を促進します。

効果的なPRにつながる体験など、伝統産業と親しむ機会を増やすなど、観光・交流の分野との連携を強めます。

○ 卒業証書の紙漉き体験を通じた伝統産業に触れる機会の継続（産業課）

原料であるミツマタの栽培から加工による卒業証書の紙漉による伝統産業へ触れる機会を継続していきます。

（４）成果指標

指標名	指標の説明	単位	現況値	目標値	
			R7	R12	R17
西嶋和紙のPRやイベント回数	キャンペーンやイベントの回数	回	6	6	6

施策９ 地域資源の効果的な活用（産業課）

（１）現状

本町の特産品である「あけぼの大豆」は、極上味噌をはじめとする加工品の商品化やブランド化が進み、地域を代表する特産品として定着しています。一方で、担い手不足や鳥獣被害等による収量の低下により、加工品の原材料となる大豆の安定的な確保が難しくなっています。

（２）課題

あけぼの大豆のブランド力を維持し、加工品の普及につなげていくため、担い手の確保・育成や鳥獣被害対策に加え、事業者等と連携して大豆の栽培に取り組むなど、生産を支える主体を広げながら安定的な生産量を確保する必要があります。また、GI 制度の適切な運用により品質やブランド価値を維持し、加工品の普及につなげていくことが求められます。

（３）主な取組

○ あけぼの大豆のブランド力の維持と加工品の普及促進

地理的表示（GI）保護制度への登録によるブランド力の維持に向け、運用の徹底を図るとともに、あけぼの大豆味噌を中心とした加工品の普及を促進します。

（観光課）

・ 特産品の PR や開発の推進

効果的なPRの検討や、特産品と親しむ機会を増やすなど、観光・交流の分野との連携を強めます。

（４）成果指標

指標名	指標の説明	単位	現況値	目標値	
			R7	R12	R17
味噌加工施設の味噌売上	味噌加工施設の味噌売上実績	t	6	10	10

施策１０ 地域資源を活かした観光の振興（観光課）【戦略】

（１）現状

観光協会や各種実行委員会等への支援を通じて観光推進体制の強化を図るとともに、身延町観光協議会において観光振興ビジョンを策定し、町全体の観光振興の方向性を示してきました。また、SNS等を活用した情報発信やPR活動を強化し、幅広い観光客の誘致に取り組んできました。一方、地域によって観光資源や関係団体の事業規模等が異なることから、取組内容や事業展開に差がみられます。

（２）課題

地域資源を活かした観光振興を進めるため、身延町観光協議会を中心に観光関係団体等との連携を強化し、観光振興ビジョンに基づく町全体としての方向性を共有しながら、広域観光や効果的な情報発信、観光客の受入環境の充実を進める必要があります。また、多様な地域資源を活かした体験機会の充実や国際化に対応した観光地づくり、地域おこし協力隊等の活用を進めるとともに、町民からの積極的な事業提案や事業者による主体的な取組を促し、多様な主体が連携した観光振興につなげる必要があります。

（３）主な取組

○ 観光推進組織体制の整備

観光をけん引していく創造性を持ったリーダーを育成し、観光関係団体との連携事業を強化するとともに、民間活力等を積極的に活用し企画します。

○ 広域観光づくりの強化

富士川地域に立地する身延町・市川三郷町・富士川町・早川町・南部町の峡南５町をはじめ、関係機関、団体等が官民一体で広域な連携をとり、富士川地域の広域観光コースづくりなど中部横断自動車道の開通による効果を活用した連携事業を強化し、峡南地域への誘客を図ります。

○ 観光情報の発信（観光課Instagramやみのラブで様々な施設を紹介することにより周遊先の増加を図る）

観光大使等の協力もいただきながら各種メディアやインターネット、SNSによる情報の発信等PR活動を強化し、幅広い観光客の誘致に努めます。

○ 観光受け入れ体制の整備

体験学習において観光受け入れ機能を強化するため、ボランティアガイドの育成や組織化を支援し、来訪者との交流を促進します。

豊かな自然や文化・歴史遺産等の点在する既存の観光資源を活用するとともに、新たな観光資源の発掘・整備を行い、個々の観光資源を効果的に結ぶ周遊ルートの開発に努めます。

地域拠点景観づくり事業などにより、しだれ桜の里をはじめとする特色ある里づくりの整備を進めます。

○ 体験フィールドづくりの展開促進

体験型施設の機能充実を図るとともに、相互の連携を促進し、一体的な活用を進めます。

政策Ⅲ 可能性への挑み

農業体験・民泊等田舎暮らし体験、農地や作物のオーナー制度、農林産物を材料にしたものづくり体験など、農工商が連携して六次産業化によるグリーン・ツーリズムを展開します。

アニメのイメージとなった地域等の連携や、地域内における様々な分野の拠点同士の連携によりアニメを核として身延町の魅力を一体的に発信し、観光誘客の促進や地域活性化の促進につなげていきます。

国立公園となっている本栖湖畔の豊かで多様な自然環境の中で、都市部との交流を含めた環境講座や自然体験ツアーの開催などを通じてエコツーリズムプログラムを提供します。

温泉関係事業者を中心に、保健・保養医学関係機関と連携し、温泉効果を活かした健康づくりプログラムの開発やワーケーションの場の醸成を進めます。

○ 国際化対応の観光地づくりの展開

外国人観光客に分かりやすい観光ガイドの育成、外国語併記のサインや案内板の整備等、関係組織と連携し、町民の理解と協力を得ながら国際化対応の観光地づくりを進めます。

広域的連携の中で、世界文化遺産構成資産の本栖湖や身延山などの観光資源について、SNSなどを活用し、インバウンド観光客に向けたPRを推進します。また、中部横断自動車道の開通を活かし、新たな観光ルートを提示するなど積極的にPRしていきます。

(産業課)

- ・ 農業体験機能の充実

リンケージ農園を活用した農業体験を推進します。

- ・ 農業を活かした交流

あけぼの大豆産地フェア、味噌、ゆばのイベント等の開催による交流を促進します。

(5) 成果指標

指標名	指標の説明	単位	現況値	目標値	
			R7	R12	R17
観光入込客数	町に訪れる観光入込客数を令和7年度比で3割増加させる。 出典：山梨県観光動態調査	割	1,407,758	1,618,000	1,830,000
インスタグラム登録者数	身延町の公式インスタグラムのフォロワー数を令和7年比の20割増加を目指す	件	11,801	23,000	35,000
補助金対象事業数	観光費の補助件数	件	13	14	14

(5) 関連する計画

- 身延町観光振興ビジョン

施策１１ 水辺・水産資源を活かした地域振興（産業課）

（１）現状

河川や本栖湖などの水辺・水産資源を活かすため、漁業協同組合への補助を通じた水産資源の確保や保護活動を進めています。一方、気候変動に伴う水温上昇や豪雨災害の頻発、外来種や鳥獣による食害など、水産資源を取り巻く環境は大きく変化しています。また、漁協関係者や遊漁者の高齢化等により、水産資源を管理・保全する組織・人材の体制維持が難しくなっています。

（２）課題

水辺・水産資源を将来にわたって地域振興に活かしていくため、漁業協同組合等と連携し、稚魚放流や外来種対策、生息環境の保全などにより水産資源を持続的に確保するとともに、その保全を担う体制を維持していく必要があります。また、遊漁の解禁情報など、水辺・水産資源の利用に関する情報発信を進め、その活用につなげていくことが求められます。

（３）主な取組

- 漁業組合への補助金の交付維持と水産資源の保護活動の推進

各漁協への補助金の交付により、稚魚の放流や外来魚対策などの水産資源の確保に努めます。

- 遊漁の解禁情報などの発信

町ホームページなどを通じて、釣りの解禁情報などの発信を行います。

（４）成果指標

指標名	指標の説明	単位	現況値	目標値	
			R7	R12	R17
遊漁券の販売数	各漁協との協力により水産資源を保護し、遊漁の振興を図る。	枚	5,819	5,900	5,900

【人財 分野】

施策１２ 挑戦を支える人財育成と活躍促進（企画政策課）【戦略】

（１）現状

地元高校と大学との連携事業への支援や研究成果の報告会、町長と高校生との意見交換会に加え、町民を対象としたワークショップ等を通じて、地域を知り、まちづくりについて考え、意見を交わす機会を設けてきました。一方、少子化や地元高校への進学者の減少などにより、若者を対象とした事業への参加者が減少しています。また、こうした取組で得られた成果や意見が町の施策や地域での実践に十分に活かされていないほか、参加後の活動状況を把握できておらず、町民の主体的なまちづくり活動や継続的な活躍にどのようにつながったのかが見えにくい状況にあります。

（２）課題

町民一人ひとりが地域に関心を持ち、それぞれの知識や経験、能力を活かしてまちづくりに参画し、主体的に挑戦・活躍できる機会を広げる必要があります。また、ワークショップや意見交換等への参加を、その場限りのものとせず、町民の自主的な活動や地域での実践につなげるとともに、活動する町民への継続的な支援を進めることが必要です。

さらに、町民のまちづくりへの関心や主体的な行動を促すとともに、事業者等による若者の活動への支援や専門性を活かした助言など、地域全体で町民の挑戦や活躍を支える環境づくりが求められます。

（３）主な取組

○ 町民の活躍機会の創出

町民のまちづくりへの参画機会を創出するため、関係機関と連携し活動をサポートします。

○ 町民のまちづくりへの参画

町民ワークショップや意見交換会等を開催し、町民のまちづくりへの参画に取り組めます。

○ 活躍する町民の支援

町民の自主的な活動を支援するため、町が積極的に関わり、地域全体で活動を支援する環境を整えます。

（生涯学習課）

・高校生との意見交換会の開催

地元在住の高校生と町長が、これからのまちづくり等をテーマに意見交換をする機会を創出します。町への愛着や関心を高め、地域の将来を担う人財の育成及び青少年の健全育成を図ります。

政策Ⅲ 可能性への挑み

(4) 成果指標

指標名	指標の説明	単位	現況値	目標値	
			R7	R12	R17
まちづくりの取り組みへの支援件数	まちづくりへの取組に対して町が支援した件数	件	1	3	3
町民主体のまちづくり事業実施回数	町民が自主的・主体的に行うまちづくり事業の実施回数	回	1	3	3

施策１３ 雇用の安定と勤労環境の充実（観光課）【戦略】

（１）現状

関係機関と連携し、雇用情報の提供や就業機会の拡充などを通じて、町民の就労や雇用の場の確保に取り組んできました。一方、町内事業者が限られる中、就労者や事業者が雇用・就労に関してどのようなニーズを持っているのかを十分に把握できておらず、必要とされる支援につなげにくい状況にあります。

（２）課題

町民の安定した雇用と就業機会の確保に向け、就労者や事業者のニーズを把握しながら、関係機関と連携した雇用情報の提供や技能習得への支援を進めるとともに、新たな就労・雇用の創出につなげる必要があります。

また、勤労者が安心して働き続けられるよう、福利厚生の実施など働きやすい環境づくりを促進する必要があります。

さらに、町民の雇用・就労に関する取組への理解を促すとともに、事業者からの積極的な雇用情報の提供や就業機会の拡充を促し、地域全体で雇用を支える環境づくりを進める必要があります。

（３）主な取組

○ 雇用情報の提供と技能習得の促進

関係機関と連携し、広域的な求人・雇用情報の提供に努めます。また、職業訓練校等での技能実習や生涯学習での職業人実践講座等の受講を促進します。

○ 勤労者の福利厚生の促進（働きやすい職場づくり）

勤労者が健康で、安心して就労することができるよう、健康・福祉対策の実施や福利厚生施設の利用を促進します。

商工会等と連携を図りながら、雇用条件の向上や仕事と子育てが両立できる職場環境づくりを促進します。

○ 就労・雇用の創出（町内雇用の促進、就業機会の拡充）

ハローワーク等関係機関と連携し、求人・雇用情報の提供に努め、それぞれの経験や技術を活かせる就労を支援します。

農業、林業、商工業、観光関連事業等事業者の主体的な取り組みを促し、地域経済の着実な発展と町内での雇用・就労環境の創出を図ります。

（４）成果指標

指標名	指標の説明	単位	現況値	目標値	
			R7	R12	R17
説明会の回数	就職説明会の回数	件	6	6	6

施策１４ 誰もが尊重され活躍できる社会の推進（企画政策課）

（１）現状

第２次みのぶヒューマンプランに基づき、男女共同参画推進委員会を中心とした活動や研修、広報による啓発などを進めるとともに、審議会等への女性や若者の登用に取り組んできました。

一方、活動機会の減少や内容の固定化、推進委員のなり手不足などがみられ、男女共同参画に対する町民の関心や活動への参加が十分に広がっていない状況にあります。

（２）課題

誰もが尊重され、自分らしく地域で活躍できるよう、男女共同参画や多文化共生などに対する理解を深めるとともに、年齢、性別、国籍などにかかわらず、多様な人々がまちづくりに参画し、活躍できる機会を広げる必要があります。また、幅広い世代が関心を持ち、参加できる啓発活動や交流機会の充実を図り、相互理解や意識改革につなげることが必要です。さらに、町民の積極的な参加を促すとともに、事業者における意識啓発や女性の管理職への登用など、地域や職場を含めた社会全体で多様な人々の活躍を支える環境づくりを進める必要があります。

（３）主な取組

○ 多様な人々の活躍の場の提供

年齢、性別、国籍に関わらずコミュニティ活動などへ参画できるよう促進するとともに、多様な人々の政策決定の場への参画や各種審議会等への登用を進めます。

○ 相互理解の推進

互いを理解する機会を確保するため、交流機会の充実を図ります。

○ 意識改革に向けた活動の支援

啓発活動や研修等を通じて、家庭、地域、職場等における性別役割分担意識の是正など共同参画社会実現への意識の変革、啓発に努めます。

（４）成果指標

指標名	指標の説明	単位	現況値	目標値	
			R7	R12	R17
男女共同参画・多文化共生等イベント開催回数	町主催の男女共同参画等に関するイベントの年間開催回数	回	2	2	2

（５）関連する計画

- みのぶヒューマンプラン
- 身延町特定事業主行動計画

政策Ⅳ しくみ：町民の想いを支える、信頼される行政^{まち}

【暮らし・災害対策・公共空間 分野】

施策１ 水道事業の運営（上下水道課）

（１）現状

水道事業の運営では、経営戦略の見直しを行い、安定的に事業を継続するための具体的な計画づくりを進めています。

一方、給水人口の減少に伴い料金収入が減少する一方で、老朽化した施設等の更新費は増大しています。また、人口減少や地理的要因等により施設の再編が難しく、限られた収入の中で事業を継続していくことが厳しい状況となっています。

（２）課題

将来にわたり水道事業を安定的に継続するため、経営戦略に基づき経営の効率化を進めるとともに、経営状況を踏まえた料金体系の適正化や料金改定を検討し、必要な収入の確保につなげる必要があります。町民にも、料金改定への理解が求められます。

また、施設の再編が難しい状況を踏まえ、再編を伴わない経費削減策も含め、水道システムの再構築を検討し、持続可能な事業運営につなげる必要があります。

（３）主な取組

○ 経営の効率化

経営戦略に基づき、施設・管路のスペックダウン及びダウンサイジングを図り、無理のない合理化を進めます。

○ 料金体系の適正化

経営状況を踏まえた、適正な料金水準を検討し、３年から５年ごとの料金の見直しを行うため料金改定の必要性について検証します。

（４）成果指標

指標名	指標の説明	単位	現況値	目標値	
			R7	R12	R17
料金回収率の増加	料金回収率 60.0%	%	39.8	60.0	60.0

（５）関連する計画

- 身延町水道事業経営戦略
- 身延町アセットマネジメント計画

施策2 水道施設の整備推進（上下水道課）

（1）現状

水道施設の整備では、施設台帳の整備や経営戦略の更新、耐震化の見直しを進め、施設の維持更新と安全な水の供給に取り組んでいます。

一方、施設更新等に必要な費用の確保や工事業者の不足に加え、広域的かつ点在する施設の管理が課題となっています。人口減少に伴う人員不足や料金収入の減少も生じており、施設の維持管理・更新を継続していくための体制と財源の確保が必要な状況です。

（2）課題

水道施設を適切に維持し、安全な水を安定して供給するため、施設管理を着実にを行うとともに、計画的な施設更新を進める必要があります。あわせて、料金改定による費用の確保や水道システムの再構築を検討し、限られた人員・財源の中で持続可能な施設管理につなげる必要があります。

また、耐震化の見直し等を踏まえながら施設の維持更新を進めるとともに、町民には宅内漏水の早期修繕など、水道水の有効利用に向けた対応が求められます。

（3）主な取組

○ 施設管理

定期的な施設の点検等、施設管理を着実にを行います。

○ 計画的な施設更新

老朽化した施設の更新に合わせ、災害に備えた耐震化等を進めていきます。

（4）成果指標

指標名	指標の説明	単位	現況値	目標値	
			R7	R12	R17
有収率の増加	現状の全国平均 75.0%	%	58.1	65.0	75.0

（5）関連する計画

■ 身延町上下水道耐震化計画

施策３ 下水道事業の運営（上下水道課）

（１）現状

~~下水道事業の運営では、毎年、広報による加入啓発を行うとともに、地区ごとに個別訪問を実施し、下水道への加入促進に取り組んでいます。また、料金改定に向けて上下水道審議会を開催するなど、経営の健全化に向けた取組を進めています。~~

~~一方、下水道への加入については、金銭的な事情を含めて理解が得られないケースが多くなっています。高齢世帯が増加する中、加入促進を進めるためには、下水道事業への理解を得ながら、個々の状況に応じた働きかけを継続していく必要がある状況です。~~

下水道事業の運営では、経営戦略の見直しを行い、安定的に事業を継続するための具体的な計画づくりを進めています。

一方、下水道整備区域内人口の減少に伴い料金収入が減少する中で、老朽化した施設等の更新や修繕費は増大しており、限られた収入の中で事業を継続していくことが厳しい状況となっています。

このような中で、料金改定に向けて上下水道審議会を開催するなど、経営の健全化に向けた取組を進めています。

また、下水道への加入促進に向けて、広報による加入啓発を行うとともに、地区ごとに個別訪問を実施するなど、接続率の向上に向けた取組を進めています。

（２）課題

~~下水道への加入促進に向け、広報等による継続的な啓発と、地区ごとに計画した個別訪問を通じて、下水道事業への理解を深め、加入につなげていく必要があります。町民にも下水道事業への理解と加入への協力が求められます。~~

~~また、下水道事業経営の健全化に向け、経営戦略を踏まえながら上下水道審議会を開催し、料金の見直しや事業の効率化を進める必要があります。~~

下水道事業経営の健全化に向け、経営戦略を踏まえながら、料金の見直しや経費削減策も含めた事業の効率化を進める必要があります。

また、下水道への加入促進に向け、広報等による継続的な啓発と、地区ごとに計画した個別訪問を通じて町民との対話を重ね、下水道事業への理解を深めながら加入につなげていく必要があります。

引き続き、町民の皆様のご理解とご協力を得ながら、持続可能な事業運営を確立していくことが求められます。

（３）主な取組

○ 広報等で加入啓発

○ 経営の効化

整備施設の維持管理について効率的な運営を図り、経営の健全化に努めます。

○ 地区ごとに計画して個別訪問

○ 料金体系の適正化

上下水道審議会等により、適正な料金のあり方について審議していただきます。

政策Ⅳ しくみ

⊖——上下水道審議会を開催

○ 下水道加入啓発・促進

公共下水道整備区域における下水道加入の促進を図ります。

(4) 成果指標

指標名	指標の説明	単位	現況値	目標値	
			R7	R12	R17
下水道加入率の増加	公共桝設置数に対する下水道 接続数の割合	%	64.8	66.5	68.0

(5) 関連する計画

- 身延町下水道事業経営戦略
- 身延町公共下水道事業計画

施策4 生活排水処理施設の整備推進（上下水道課）

（1）現状

生活排水処理施設の整備では、下水道ストックマネジメント更新事業により、~~として、国庫補助金の要望活用~~や企業債の借入れを行いながら、~~下水道施設~~計画的な施設の更新を進めています。

また、下水道整備区域外においては、浄化槽設置整備事業により、合併処理浄化槽の設置者に補助金を交付しています。~~合併処理浄化槽の設置に対する補助金を交付し、地域の实情に応じた整備を推進しています。~~

一方、下水道設備は特殊かつ大規模な施設であり、近年の物価高騰の影響も重なって、設備更新には多額の工事費を要しています。~~更新や修繕には多額の費用を要しています。~~

今後も生活排水処理施設の機能を安定して維持していくため、更新費用を必要な財源を確保しながら、より効率的に施設を整備・更新していくことが必要な状況です。~~重要な状況となっています。~~

（2）課題

~~下水道施設については、国庫補助金等を活用しながらストックマネジメント更新事業を計画的に進めるとともに、既存施設の利用や施設の統廃合を検討し、効率的な施設整備・更新につなげる必要があります。~~

~~また、下水道整備区域外では、浄化槽設置整備事業による合併処理浄化槽の普及を進め、生活排水処理の向上を図る必要があります。町民にも、クリーンな生活排水処理への理解が求められます。~~

~~下水道施設については、施設の長寿命化や統廃合なども視野に入れ、より効率的な施設整備・更新につなげる必要があります。~~

~~また、下水道整備区域外においては、浄化槽設置整備事業による合併処理浄化槽の普及促進を図り、生活排水処理環境の向上に努める必要があります。~~

~~引き続き、クリーンな生活排水処理の重要性について啓発し、推進していくことが求められます。~~

（3）主な取組

○ 下水道ストックマネジメント更新事業

「身延町下水道事業ストックマネジメント全体計画」に基づき、老朽化した機械や設備を更新していきます

○ ~~既存施設利用や、施設統廃合の検討~~

人口減少や費用対効果を踏まえ、効率的な下水道事業運営が持続できるよう検討していきます。

（環境課）

・ 浄化槽設置整備事業（個人設置型）

「身延町生活排水処理基本計画」に基づき、下水道区域外においては合併処理浄化槽の設置に対する補助金を交付します。

政策Ⅳ しくみ

(4) 成果指標

指標名	指標の説明	単位	現況値	目標値	
			R7	R12	R17
汚水衛生処理人口	下水道接続及び 合併処理浄化槽使用人口の割合	%	88.8	91.0	93.0

(5) 関連する計画

- 身延町生活排水処理基本計画
- 身延町下水道事業ストックマネジメント全体計画
- 身延町下水道総合地震対策計画

施策5 森林整備による土砂災害の未然防止と被害の軽減（産業課）

（1）現状

森林整備による土砂災害の未然防止と被害の軽減に向け、森林環境譲与税を活用した森林整備、木材利用、人材育成、普及活動に取り組むとともに、森林経営管理制度に基づく全体計画を策定しています。

一方、森林整備の不足や森林所有者の高齢化等により、森林が持つ水源涵養機能や土砂災害防止機能の低下が懸念されています。森林の公益的機能を維持し、災害に強い森林づくりにつなげるため、継続的な森林整備と管理体制の強化が必要な状況です。

（2）課題

森林環境譲与税を活用し、森林経営管理制度に基づく森林整備や危険木の除去等を着実に進め、水源涵養機能や土砂災害防止機能の維持・向上につなげる必要があります。

また、森林管理を継続的に進めるため、森林管理体制の強化や担い手の育成を図り、災害に強い森林づくりを推進することが求められます。

（3）主な取組

- 森林環境譲与税を活用した森林経営管理制度などの森林整備

森林経営管理制度全体計画をもとに、森林環境譲与税を活用した森林経営管理を推進します。

施策6 治山及び土砂災害危険箇所に関する安全管理（建設課）【戦略】

（1）現状

山地災害パトロールや土砂災害危険箇所パトロールを実施し、危険箇所の確認に取り組んでいます。

一方、台風に加え、近年のゲリラ豪雨などにより予測が難しい土砂崩れ等が発生する可能性があります。荒れている山腹や流路、急傾斜地、土石流危険渓流等では、急激に水を含むことで地盤が緩み、土砂崩落災害等につながるおそれがあります。

（2）課題

山地災害や土砂災害の未然防止と被害軽減に向け、パトロールを継続して危険箇所を把握し、早期の安全対策につなげる必要があります。

また、財源の確保が難しい状況も踏まえ、危険度等に応じて優先順位を設定し、急傾斜地や土石流危険渓流等の整備を計画的に進めることが求められます。

（3）主な取組

○ 山地災害パトロールや土砂災害危険箇所パトロールの実施

危険箇所の確認を行い、関係機関と連携しパトロールを実施していきます。

○ 災害防止対策の推進

危険箇所の確認を行い、工事実施を検討して安全を確保していきます。

○ 急傾斜地及び土石流危険渓流等の整備促進

危険箇所の確認を行い、工事実施に向け、関係機関へ要請していきます。

施策７ 景観保全及び整備（建設課）

（１）現状

身延町景観計画及び景観条例に基づき、必要な届出の指導を行うとともに、地域住民から相談・苦情等のあった空家等について、所有者等に適切な管理を行うよう指導しています。また、身延山門内地区景観まちづくり事業による店舗への補助や、公共空間の景観づくりに向けた検討を進めています。

一方、景観計画に基づく届出対象の規模や内容への理解が十分でないほか、空家等では所有者不明や相続人がいないことにより指導通知ができない場合があります。さらに、景観整備に伴う費用負担や、関係部署が複数に分かれていることで課題認識にも差が生じています。

（２）課題

景観計画や届出制度について町ホームページ等を通じて周知を図り、事業者等の理解を促進する必要があります。また、所有者等が確認できない老朽家屋については、状況に応じた看板等による注意喚起を行うなど、安全確保に向けた対応が求められます。

身延山門内地区等の景観形成については、店舗全体の整備に限らず、屋外広告物など実施可能な範囲での整備を促すとともに、作業部会等を通じて関係部署間の共通認識を図り、連携して景観保全と整備を進める必要があります。

（３）主な取組

○ 景観保全と整備

「身延町景観計画」及び「身延町景観条例」に基づき、身延町らしい景観形成を町全体で協働による取り組みを推進していきます。

（４）関連する計画

■ 身延町景観計画

施策8 河川保全及び整備促進（建設課）

（1）現状

河川の日常パトロールを行い、必要に応じて浚渫や除草を実施するとともに、関係機関へ浚渫等を依頼しています。また、関係機関と連携して立木の伐採や浚渫等を行い、河川景観の保全に取り組んでいます。

一方、異常気象による降雨や台風等に伴う大雨により、河川に土砂が堆積する状況が生じています。

（2）課題

災害防止と河川環境の保全に向け、日常的な状況把握を継続し、必要な箇所について定期的な河川の浚渫を進める必要があります。

また、河川の管理状況に応じて関係機関への協力依頼を行い、浚渫や立木の伐採等を連携して実施することで、河川の保全を継続していくことが求められます。

（3）主な取組

○ 定期的な河川の浚渫

災害防止と河川環境の保全に向けパトロールを行い、必要に応じて浚渫や除草を実施していきます。また、河川の管理状況に応じて関係機関への協力依頼を行っていきます。

○ 水辺環境の保全

災害防止に向けパトロールを行い、必要に応じて修繕の実施や河川の整備を行っていきます。また、河川の管理状況に応じて関係機関への協力依頼を行っていきます。

施策９ 環境整備と維持管理（建設課）

（１）現状

公園・緑地の整備について必要に応じて検討を進めるとともに、事業者と環境美化作業の委託契約を交わし、身延駅前広場及びポケットパークの環境維持を行っています。美化に取り組んでいます。

一方、駅前広場やポケットパークだけでなく、これらを含むまた、駅前通り（しょうにん通り）には、町および県が管理する街路灯を設置していますが、全体の環境美化が必要となっています。平成８年の供用開始以降、しょうにん通りの街灯は塗装を含む大規模な修繕等が行われていません。らず、施設の維持管理への対応が求められています。

（２）課題

公園・緑地や身延駅前通りの良好な環境を維持するため、駅前広場、やポケットパークなどの良好な環境を維持するため、施設の状況を把握しながら、必要なを含めた公園等の整備・改善や維持管理をと環境美化を継続して進める必要があります。

また、しょうにん通りの街路灯については、老朽化の状況を踏まえ、柱等の修繕やとともにLED化を計画的に進める必要があります。県が管理するの街灯もあることから、関係機関と連携し、管理主体に応じた適切な足並みを揃えながら修繕・更新等を進めることが求められます。

（３）主な取組

○ 公園等の整備、改善

身延駅前広場環境美化運営組合を中心に、今後も駅前周辺の整備を中心に継続していきます。また、駅前通り全体についても県と町とで連携し、街路灯の塗装等計画的に行っていきます。

【土地利用・道路 分野】

施策１０ 都市計画等計画的な整備・推進（建設課）

（１）現状

都市計画等の計画的な整備・推進に向け、適切な届出の指導を実施してきたほか、各所属長や策定委員会、都市計画審議会委員等による検討・審議を経て、令和５年度に都市計画マスタープランを策定しました。また、身延山門内地区では、歴史的な街並みを目指して景観まちづくり事業を実施し、事業を行った店舗に対しての補助を実施してきました。

町全体の土地利用については、~~国土利用計画（平成30年度～令和8年度）を策定するとともに、~~身延町土地指導要綱に基づく開発行為の事前協議申請について、関係課や県との情報共有、必要に応じた土地利用審議会への諮問により対応しています。また、中富 IC 付近の下田原地区は、地域未来投資促進法に基づく県の計画の重点促進区域に位置付けられ、企業の誘致が期待されています。

一方、届出や大規模な開発行為への対応に必要な体制が不十分なほか、町の現状が旧町時代から変化し、都市計画区域内の状況も変化しています。~~また、国土利用計画に基づく土地利用が十分に図られておらず、計画の策定にとどまっている状況です。~~中富 IC 付近では農地や民有地が含まれ、有効活用できる土地が限られていることなどから、県等からの工場等用地の照会に対して情報提供を行っているものの、企業誘致には結びついていません。景観まちづくり事業についても、国・町による補助に上限があり、事業実施に伴う費用負担が生じています。

（２）課題

町全体で計画的な土地利用を進めるため、土地利用・活用の方針を総合計画上で明確にし、都市計画マスタープラン等を踏まえながら、持続可能な土地利用と都市計画区域等の事業整備を進める必要があります。また、町の現状や都市計画区域内の変化を踏まえ、都市計画道路の機能・位置付け・必要性を再確認し、必要な見直し・整備を進めることが求められます。

届出や開発行為に適切に対応できるよう、県の研修会等への参加や情報収集を通じて専門的な知識・経験を高めるとともに、関係課・県との連携を強化する必要があります。必要に応じて例規の改正も検討し、社会情勢や開発の状況に応じた土地利用の管理を進めることが求められます。事業者には、適正な開発への理解が期待されます。

中富 IC 付近の土地については、県等から用地照会があった際、条件に合う土地について積極的な情報提供を継続する必要があります。あわせて、身延山門内地区の景観まちづくり事業については、補助上限による事業実施者の費用負担を踏まえながら、取組を進める必要があります。

（３）主な取組

○ 都市計画区域等の事業整備、推進

今後、町を取りまく社会情勢の変化等において現在の都市計画の変更等がある場合は上位法令や「身延町都市計画マスタープラン」に示す都市づくり方針に即し、町民意向等を勘案しながら、適切な都市計画の変更・決定等に対応していきます。

政策Ⅳ しゅみ

(企画政策課)

- ・ 持続可能な土地利用の推進

上位法令や他の計画等に基づき、環境との共生や景観の保全、災害の防止など安全性に配慮しながら、適正かつ計画的な土地利用を誘導します。

- ・ 社会情勢に対応した土地利用の管理

開発行為にかかわる規制の周知・啓発を進めるとともに、法改正等も注視しながら、条例、指導要綱等により適切な開発指導を図ります

(4) 成果指標

指標名	指標の説明	単位	現況値	目標値	
			R7	R12	R17
全町目標人口	都市計画マスタープラン内の目標人口	人	9,287	8,700	(R25年度) 8,300
都市計画区域内人口		人	3,384	3,200	3,000

(5) 関連する計画

- 都市計画マスタープラン

施策１１ 遊休農地等の活用（産業課）【戦略】

（１）現状

計画的な土地利用と遊休農地等の活用に向け、農地基盤地理情報システムや農地台帳システムを運用し、土地に関する情報提供に取り組んでいます。

一方、耕作放棄地の増加や農業の担い手の減少が進んでおり、農地の適切な利用を継続していくことが難しくなっています。遊休農地等の発生防止と活用に向け、農地を必要とする担い手等につなげる仕組みづくりが必要な状況です。

（２）課題

遊休農地等の発生や耕作放棄地の拡大を抑制するため、農地バンク制度のような仕組みを検討し、農地の活用につなげる必要があります。

また、農地基盤地理情報システムや農地台帳システムによる土地情報の提供を継続しながら、農地の貸借や利用に関する相談等を通じて、遊休農地等の有効活用を進めることが求められます。

（３）主な取組

○ 計画的な土地利用の推進

実態調査や意向確認により、農地バンク等を利用した担い手への集約、再生支援等、農地の保全と利活用を検討します。

○ 土地利用を視点としたまちづくりの検討

長期的な観点から、中部横断自動車道インターチェンジの周辺整備や富士川護岸整備等による新たな土地利用、土地開発の可能性を検討します。

○ 遊休農地等の活用

遊休農地等の活用を図るため、関係機関と連携して土地情報提供や斡旋の充実を図ります。

（４）成果指標

指標名	指標の説明	単位	現況値	目標値	
			R7	R12	R17
農地賃貸借の実績	農地中間管理機構を通じた農地賃貸借の実績	件	6	5	5

施策１２ 地籍調査の推進と情報活用（土地対策課）

（１）現状

第 7 次国土調査事業十箇年計画に基づき、令和 11 年度までに対象となる平坦地の地籍調査を完了することを目指して調査を進めています。令和 7 年度末時点では、平坦地計画面積 41.25 km²のうち 36.70 km²の調査を実施し、進捗率は 88.97%となっており、計画に沿って進捗しています。

一方、調査区域では、土地の荒廃に伴う山林原野化によって見通しが悪化しているほか、公共事業等による土地形状の変化も生じています。また、土地所有者等の町外在住や世代交代等により、従前の土地の状況や境界に関する情報を確認しにくいケースもあり、明治時代初期の公図作成時の筆界である原始筆界の確認が難しくなっています。

（２）課題

令和 11 年度までの平坦地計画面積の調査完了に向け、引き続き地籍調査を着実に推進するとともに、原始筆界を適切に確認できる調査環境を整える必要があります。山林原野化した区域では、必要に応じて事前に伐採を行い、現地確認ができる環境を確保することが求められます。

また、公共事業等によって土地形状が変化している区域では、関係機関との調整や建設当時の資料等の収集・確認を行うとともに、調査区域全体の現況測量結果と公図を比較し、筆界の検討に必要な情報を整理する必要があります。土地所有者等が従前の境界を把握しにくい場合には、事前に仮杭を設置するなど、筆界案を分かりやすく示した上で立会調査を行い、円滑かつ適切な筆界確認につなげることが求められます。

（３）主な取組

○ 地籍調査の推進

「第 7 次国土調査事業十箇年計画」に基づき、防災や災害復旧、土地トラブル防止に向けて一筆ごとの土地の境界・面積を明確にするため毎年実施し、早期の完了を目指します。

（４）成果指標

指標名	指標の説明	単位	現況値	目標値		
			R7	R12	R11	R17
計画年度内での調査の完了	平坦地の計画面積	km ²	36.74		41.25	—

（５）関連する計画

- 第 7 次国土調査事業十箇年計画（令和 2 年～令和 11 年）

施策１３ 町道等の整備の促進（建設課）【戦略】

（１）現状

町道の道路改良工事や、地区から要望のあった緊急性の高い箇所の修繕を進めています。また、橋梁・トンネル・道路附属物施設の点検・修繕による長寿命化、林道三石山線・林道富士見山線の計画的な改良、通学路の安全点検、町道の草刈りや倒木撤去、積雪時の除雪などに取り組んでいます。地区からの要望箇所についても、道路交通環境の改善やガードレール等の設置を進めています。

一方、町が管理する路線数が多く、各地区からの整備要望も多いことから、必要な整備を進めるための財源確保が課題となっています。

（２）課題

安全な交通環境を確保するため、各地区からの要望や通学路の安全点検等を通じて必要箇所を確認し、緊急性の高い箇所から優先的に町道整備や道路交通環境の改善を進める必要があります。

また、橋梁・トンネル・道路附属物等の点検・修繕を継続するとともに、非常時の町道の代替路としての機能も踏まえ、町道と連携した農林道の整備を計画的に進めることが求められます。

さらに、国道・県道の整備促進に向けて、関係機関への継続的な要望活動を進める必要があります。

（３）主な取組

○ 町道整備の推進

橋梁・トンネル・道路附属物等の定期点検を実施し、必要に応じて早期に修繕を行います。また、安全な交通環境を確保するため、整備箇所を確認し、実施に向け検討していきます。

○ 道路交通環境の改善

各地区からの要望や通学路の安全点検等を通じて必要箇所を確認し、緊急性の高い箇所から改善し、安全な通行を確保していきます。

○ 農林道の整備

定期的な見回りや台風通過後の点検を実施し、安全な通行を確保していきます。

○ 国道・県道の整備促進に向けた要望活動

国道・県道の整備促進に向けて、関係機関への継続的な要望活動を行います。

【行政経営 分野】

施策１４ 情報提供の充実（企画政策課）【戦略】

（１）現状

町のホームページや広報紙を通じて、町の情報を分かりやすく提供しているほか、視覚障がい者にも広報紙の内容を把握してもらえよう、ボランティアによる録音音声広報誌を通じて、町の情報を分かりやすく提供しているほか、視覚障がい者にも広報誌の内容を把握してもらえよう、ボランティアによる録音音声を提供しています。ホームページについては、より利用しやすいものとなるよう令和７年度にリニューアルを実施しました。また、有事の際に速やかに情報提供できるよう、災害時の情報発信サイトへの切替訓練を毎年実施しており、町のマスコットキャラクターを活用した情報発信により、身延町の認知度向上にも取り組んでいます。

議会においても、議会広報紙を年４回発行して各戸配付するとともに、町ホームページや防災・行政ナビ等を活用して情報発信を行っています。一方、議会広報紙には聞き慣れない言葉も多く、より分かりやすく伝わりやすい表現が求められているほか、懇談会等への参加者が少ない状況にあります。

また、オンライン申請やコンビニ交付などの行政手続きのデジタル化も推進しています。一方で、案内や説明が十分でない状況もみられ、利用方法等を分かりやすく周知していく必要があります。さらに、AIなどを駆使したサイバー攻撃も増えており、情報基盤と情報セキュリティの両面で対応が必要となっています。

（２）課題

町民に必要な情報を分かりやすく届けるため、ホームページや広報紙など既存の広報媒体の充実を図るとともに、議会広報についても、町民に伝わりやすい表現やYouTube等を活用した発信を進める必要があります。また、少人数でテーマを絞ったふれあい懇談会など、町民との距離を縮める取組を進めることが求められます。

ホームページのリニューアル後も、電子申請・設備予約・メールマガジンの利用について検討を継続し、より使いやすいシステムへの改善が求められます。あわせて、オンライン申請やコンビニ交付等について、ホームページや広報紙を活用して利用方法等を分かりやすく周知し、情報提供力を高めていく必要があります。また、災害時のアクセス増加に対応できる情報発信環境について検証し、必要な対策を講じていきます。

情報システムについては、町民サービスの停滞を招かないよう機器の更改スケジュールを作成し、費用を抑えた計画的な更改を進めていきます。あわせて、情報セキュリティ対策を強化し、安全で安定した情報基盤を維持していく必要があります。

（３）主な取組

○ 情報基盤の充実

行政サービスのデジタル化や住民の利便性向上に向け、安全で安定した情報基盤の整備を図ります。クラウドの活用やネットワークの強靱化を進め、サイバーセキュリティを確保しながら、効率的で持続可能な行政運営の実現を目指します。

○ 情報セキュリティの強化

情報セキュリティの強化は、多様化するサイバー攻撃や不正アクセスから行政データを守るため、職員の意識向上や適切なアクセス管理、最新のセキュリティ対策を組み合わせ、安全で信頼性の高いシステム運用を継続的に推進します。

○ 広報媒体の充実

自治体における広報媒体の充実は、住民のニーズの多様化に対応し、確実な情報伝達を行うため、広報紙やホームページ、SNSなどのデジタル媒体を組み合わせることで、すべての世代へ迅速かつ効果的な情報発信をします。

（議会事務局）

・ 議員（議会）活動の推進

議員（議会）は、活動に関する情報公開を徹底し、説明責任を果たさなければならぬため、議会事務局として、町民との交流を深める活動と、わかりやすい議会広報発行へのサポートを推進します。

（町民課）

・ マイナンバーカードの利便性の周知

各種行政手続きやオンライン申請における利便性を広く伝えるため、ホームページや広報紙等を通じてマイナンバーカードの活用促進を図ります。

・ コンビニ交付利用の充実

住民の利便性向上を図るため、ホームページや広報紙等による利用推奨を行います。あわせて、コンビニ交付で取得できる証明書の種類増加に向けた検討を進めます。

（４）関連する計画

■ 身延町議会基本条例（第７条）

施策15 信頼される行政運営の推進（総務課）

（1）現状

定年延長により、職員の年齢構成が多様化する中、業務の複雑化・多様化に対応するため、世代間のバランスを考慮した職員配置が求められます。行政ニーズを踏まえた組織編制および適正な職員配置に努めるとともに、定員適正化計画に基づき、職員全体の年齢構成を考慮した採用試験の年齢要件の検討を行っています。今後は、必要な職員数の確保に加え、多様化する業務に対応できる職員の能力向上が求められています。また、峡南地域の連携やネットワークシステムの管理・運用といった広域行政への対応は庁内において横断的に関係する取組を行っています。

行政文書の適正な保存管理や廃棄・移管を行うとともに、個人情報ファイルの適正管理に努め、情報公開および個人情報保護を推進しています。今後は、文書の登録・廃棄基準に関する職員間の認識統一を図る必要があります。

当初予算および補正予算の編成前に、新規事業の事前評価を行う庁内検討会を実施しています。今後は新規事業に限らず、既存の行政事務についても、常に見直しが必要な事務を的確に精査していく必要があります。

（2）課題

行政組織・機構を適切に運営するため、退職者数等を踏まえた必要な職員数の確保に努めるとともに、多様化する業務に対応できるよう効果的な研修を実施し、人材育成と人事諸制度の充実を図る必要があります。また、広域行政の連携については、各課が関わる事業としての位置付けを整理し、連携を継続していく必要があります。

さらに、行政文書の適正管理と制度の運用を徹底するため、文書の登録・廃棄基準の周知を図るとともに、既存の文書管理システムの運用を見直すことで、効率的かつ統一的な管理体制を構築する必要があります。加えて、行政評価においては、新規事業の事前評価に加え、既存の事務事業についても見直し対象を的確に精査し、具体的な取組方法を検討しながら継続的な業務改善につなげる必要があります。

（3）主な取組

○ 行政組織・機構の改善

事務事業の見直しを進めるとともに、定年延長制度への対応も踏まえ、「身延町 定員適正化計画」と連動した最適かつ効率的な組織・機構の編成に努めます。

広域連携や企業等との協働による地域課題の解決を通じ、より柔軟で機能的な機構への改善を図ります。

○ 文書等行政資料管理の強化

行政文書の適切な管理体制の強化と文書管理システムの有効活用を進め、法令に基づいた迅速かつ正確な情報公開に努め、開かれた行政運営に努めます。

○ 制度の適正運用

「身延町情報公開条例」及び「身延町個人情報保護条例」の適正な運用に努めます。

○ 行政評価制度の推進

政策Ⅳ しくみ

事業の立ち上げや改善にあたり、必要性や費用対効果などを全庁的・横断的に検証する事務事業事前評価の仕組みを強化し、実効性の高い行政運営を推進します。

多様なニーズに対応するため民間活力の導入や指定管理者制度の活用を進める

とともに、積極的な情報公開と共有化を図り、町民参加型の協働を推進します。

目的指向や成果重視の視点から職員の経営意識と能力を高め、最小の経費で最大の成果を生み出す効率的な役場経営に努めます。

○ 職員の育成及び人事諸制度の充実

人財育成基本方針に基づく計画的かつ積極的な職員研修を通じて、職員の行動改革を推進します。さらに、地方分権型社会に対応できる高度な能力と資質を備え、常に町民の視点で発想・行動できる職員の育成に努めます。

職員の能力と実績を正確に評価し公正な処遇に反映させることで、意欲向上と能力開発につながる人事評価制度に取り組みます。また、人財育成の観点から計画的なローテーションや適材適所の人事配置を実施し、組織の活性化と質の高い行政運営を図ります。

○ 新たな本庁舎建設と支所の在り方の検討

町民の利便性に配慮し、交通アクセスや周辺の官公署との連携なども十分に視野に入れながら、災害時における防災拠点としての機能も併せ持つ新たな本庁舎の整備に向けた検討を進めます。

本庁と支所の役割分担や支所機能の在り方、効率的な行政運営に向けた組織体制の集約化について検討します。

(身延支所・下部支所)

・支所機能の再編に向けた検討

支所、出張所機能の現状と課題把握に努め、在り方について検討します。

(4) 成果指標

指標名	指標の説明	単位	現況値	目標値	
			R7	R12	R17
組織環境の向上	全職員の年次休暇取得数	日	13.88	12	12

(5) 関連する計画

- 特定事業主行動計画
- 定員適正化計画
- 人材育成基本方針

施策16 業務におけるDXの推進（総務課）

（1）現状

行政運営の効率化に向け、電子申請やオンライン手続きの導入といった部分的な検討が進みつつあります。しかしながら、組織全体を見渡すと、専門知識を持つ職員のが不足していることや高額なシステム導入費用など検討段階においても課題があります。また従来の慣習に囚われたアナログな業務フローが残っており、一部の先進的な試みが組織全体への波及や、抜本的な業務プロセスの変革には至っていない状況にあります。

一方で課題はあるものの、勤務管理システムを導入し、職員の勤務管理を行うことや、生成AIシステムを活用し業務の能率化を図る取組みを進めています。

また、災害発生時の拠点や観光拠点では、情報収集環境を確保するためWi-Fi環境を一部整備しています。

（2）課題

デジタル技術を活用した行政運営の効率化を進めるとともに、組織横断的にデジタル化を牽引できる人材の育成が必要となります。あわせて、業務のデジタル化やDXの活用等について検討し、柔軟に適應できる環境づくりや必要な仕組みの導入を進めることが求められます。

また、既にDXの取組みを進めている業務については、引き続き継続するとともに、今後は、単なるツールの導入に留まらず、職員の意識改革を促しながら、全庁的な体制で継続的に行政サービスの効率化を推進する仕組みの構築が必要となります。

（3）主な取組

○ 行政運営の効率化強化

全庁的な業務の棚卸を通じて、業務を可視化し、業務改善及びDXを加速させる基盤の体制及び職員の主体的に取り組む意識の醸成を図る仕組みを推進します。

（企画政策課）

・ デジタル施策の推進

AI・RPA等の先端技術導入による職員の負担軽減、さらにはオープンデータの公開やデジタルデバイド（情報格差）解消等を推進します。

施策17 適正かつ効率的な公金管理の推進（会計課）

（1）現状

関係法令等に基づき、会計事務及び出納事務を行うとともに、公金及び基金の管理・運用を行っています。公金を取り扱う会計事務には正確性と透明性が求められており、適正な事務処理を継続していく必要があります。

また、公金及び基金については、安全性を確保しながら適切に管理するとともに、効率的な運用を図ることが求められています。

（2）課題

適正かつ効率的な公金管理を推進するため、関係法令等に基づく正確な会計事務及び出納事務を徹底するとともに、適切なチェック体制のもとで、確実かつ効率的な事務処理を継続していく必要があります。

また、公金及び基金については、安全性を確保することを基本としながら、資金の状況等を踏まえた適切かつ効率的な管理・運用に取り組む必要があります。

（3）主な取組

○ 適正な会計事務及び出納事務の実施

法令遵守を徹底し、適切なチェック体制のもとで正確な会計事務及び出納事務を行います。

○ 公金及び基金の適切な管理・運用

安全性を確保しながら、資金の状況等を踏まえて適切かつ効率的な公金及び基金の管理・運用に努めます。

施策１８ 持続可能な財政基盤の確立と健全な財政運営の推進（財政課）

（１）現状

特定財源の確保や経費の節減を進め、財政の安定化と予算編成の適正化に取り組んでいます。また、財務書類等の公表等による財政情報の提供や、各課等への受益者負担の適正化等の健全な財政運営に向けた働きかけを行うとともに、公共施設等総合管理計画に基づき、個別施設計画の進捗把握や令和８年度からの計画見直しと実施に向けた各課等との庁内調整を進めています。

一方このような中、少子高齢化と急速な人口減少に伴う町税等の自主財源の減少や、社会保障費等を含む義務的経費の増加により、財政構造の硬直化が進んでいます。さらにまた、過去に整備した多くの公共施設の多くが一斉に更新時期を迎えており、所管する各課等において、維持管理・更新コストへの対応に加え、施設の適正配置に向けた各課等間の管理調整についてや合意形成、行政サービスや利用者の利害、各課等の方針との整合を図ることが求められています。

（２）課題

将来の財政を見通しながら財政規律の確保を図り、予算規模の適正化と持続可能な財政運営体制を確立する必要があります。そのためには、投資対効果を意識した事業の選択と集中やスクラップ・アンド・ビルドによる事務事業の見直しを進めるとともに、多様な手法による自主財源の確保や国・県の補助制度等の国の補助金をはじめとする有利な財源の活用を図り、財政構造を強化することが求められます。

また、エビデンスに基づく政策立案と事務事業の進行管理・成果検証を進め、効果的な行財政運営につなげる必要があります。あわせて、公債費の抑制や財政調整基金・特定目的基金等の適正な運用・活用により健全な財政指標を維持するとともに、全庁的な連携のもとで取り組みとして公共施設等の長寿命化や総量の適正化を進める必要があります。

さらになお、ホームページや広報誌を通じた財政情報の提供を継続し、行財政運営の透明性の向上を図ることが求められます。

（３）主な取組

○ 財政規模の適正化と持続可能な体制財政基盤の確立

中長期的な財政を見通し、人口減少に対応した適正な予算規模を維持します。

また、基金の積み立てや地方債の適正管理を行い、変化に強い持続可能な財政基盤を確立します。

○ 事業の選択と集中の推進

限られた財源を有効活用するため、事務事業事前評価庁内検討会による事業の調整機能を有効活用し、事業の選択と集中を推進します。時代の変化や住民ニーズに適切に対応した重点分野へ優先した財源の配分を図ります。

○ 自主財源の確保と財政構造強化の推進

町税等の収率向上や町有地の有効活用に努めるとともに、ふるさと納税の推進や国・県の補助金をはじめとする特定財源を積極的に活用します。依存財源に頼らない自立性をも確

政策Ⅳ しゅみ

保した財政構造の構築を目指します。

○ エビデンスに基づく政策立案と計画的な検証

各事業にかかった経費や実際の効果のチェックを促し、客観的なデータやコスト分析に基づく予算計上を推進します。

○ 改善に基づく効果的な行政運営の推進

デジタル技術（DX）の活用による業務効率化や、民間委託の推進により事務経費業務プロセスを点検・改善し、最小の経費で最大の効果を挙げる行政運営を推進します。

○ 将来世代に責任ある財政運営の推進

将来へ過度な負担を残さないよう、地方債の発行額を適正に管理します。公共施設の更新費用など将来の財政需要を見込み、健全な財政を次世代へ引き継ぎます。

○ 公共施設等総合管理計画の推進

総務省の指針に基づく公共施設等総合管理計画により保有する公共施設やインフラの長寿命化や集約化・多機能化等を推進するとともに総量の適正化を推進し、維持管理コストの削減と最適な配置を図ります。

○ 財政情報の提供

予算や決算の状況、財政の健全性を、グラフなどを用いて分かりやすく「見える化」します。広報紙や公式ホームページ等を通じて公表し、住民への透明性を確保します。

（４）成果指標

指標名	指標の説明	単位	現況値	目標値	
			R7	R12	R17
財政健全化判断比率における国の早期健全化基準の達成状況	財政健全化法に基づく 4 つの財政指標（実質赤字・連結実質赤字・実質公債費・将来負担の各比率）について、国の定める早期健全化基準（安全な水準）を満たしている割合	%以内	50	50	50

（５）関連する計画

- 身延町公共施設等総合管理計画
- 身延町個別施設計画

策１９ 町税の公正・公平な賦課徴収と納税意識の啓発（税務課）

（１）現状

町税の公正・公平な徴収と納税の推進に取り組むとともに、効率的な事務処理を進めています。町税の徴収率は３年連続で上昇していますが、県平均を下回っており、さらなる徴収率の向上が必要な状況です。

特に、固定資産税の現年収納率が低下しているほか、執行停止等の状況を精査し、不納欠損の対象を見直していく必要があります。また、相続人への継承を進め、相続人不明地等を減らしていくことも求められています。

（２）課題

町税全体の収納率の向上に向け、ホームページや広報等を活用した納税意識の啓発を進めるとともに、催告等による徴収を着実に実施する必要があります。特に、収納率が低下している固定資産税の現年分について、徴収率の改善を図ることが求められます。

また、執行停止等の状況を精査し、不納欠損対象の適切な見直しを進めるとともに、相続人への継承を進め、相続人不明地等の減少につなげる必要があります。これらの取組を通じて、町の財源確保と公正・公平な行財政運営を推進することが求められます。

（３）主な取組

○ 町税の徴収率の向上

法に基づく確実な督促を実施し、口座振替等の多様な納付手段による利便性向上を図り、徴収率の向上に努めます。

○ 公平・公正な負担による財源の確保

町税の適正賦課と積極的な徴収を推進するとともに、執行停止や不納欠損等の精査、相続人不明等の縮減を図ります。

○ 納税意識の醸成に向けた啓発活動の実施

広報等を活用した分かりやすい情報発信により、納税意識を高め、自主的な納付と信頼される税務行政を推進します。

（４）成果指標

指標名	指標の説明	単位	現況値	目標値	
			R7	R12	R17
町税の徴収率の増加	町税の徴収率を前年度比で上回る		96.7%	R7 年度比 +0.5%	R7 年度比 +1.0%

施策２０ 連携によるまち・ひとづくり（企画政策課）

（１）現状

事業所等との連携協定を 100 近く締結しているほか、複数の部署にまたがって山梨県立大学との共同研究を実施しています。また、**県が主導する**峡南地域ネクスト共創会議において、峡南地域での連携について検討を進めています。

一方、連携協定を締結したものの、具体的な取組に結びついていないものがあります。連携協定の締結に当たって町が受け身の立場となっており、町が実施したい事業に応じて連携先を探す形になっていないことが要因となっています。

（２）課題

多様な主体との連携を具体的な事業につなげるため、幅広く情報を収集し、町が実施したい事業に対して連携して取り組むことができる企業等を主体的に探していく必要があります。あわせて、地域課題の解決や町の持続可能性の向上につながる連携を進め、**職員のスキルアップにつながる**新たな知見の獲得や、事業コストの低減を図ることが求められます。

また、企業版ふるさと納税制度も活用しながら町が行いたい事業をＰＲし、企業と連携して事業を実施できる体制を構築する必要があります。事業者には、連携協定の締結に加え、具体的な取組についての提案や協力が期待されます。

（３）主な取組

○ 応援してくれる企業との連携の推進

企業版ふるさと納税制度の活用などにより、地域課題解決や町の持続可能性の向上に資する効果的な連携の推進を図ります。

○ 地域課題解決のための連携の推進

複雑多様化する地域課題に対応するため、行政だけではなく、町民、事業者、大学などの教育研究機関、地域コミュニティ、各種団体といった多様な主体との連携を進めるとともに、連携を通じた新たな知見の獲得にも努めます。

○ ~~まちの持続可能性を高める連携の推進~~

（４）成果指標

指標名	指標の説明	単位	現況値	目標値	
			R7	R12	R17
企業版ふるさと納税受入件数	企業版ふるさと納税を受け入れた件数	件	8	10	10

第4章 身延町地方創生に関する総合戦略

1 基本的な考え方

1.1 策定の背景

市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略はまち・ひと・しごと創生法（平成 26 年法律第 136 号）に基づき、策定するものです。~~その目的は、「少子高齢化の進展に的確に対応し、人口の減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への人口の過度の集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくために、「まち・ひと・しごと創生」に関する施策を総合的かつ計画的に実施すること」です。~~

本町においては、2014 年 12 月に国が策定した「まち・ひと・しごと総合戦略」を受け、平成 27 年度（2015 年度）からの 5 年間を計画期間とした第 1 期身延町まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「総合戦略」という。）、令和 2 年度（2020 年度）から「第 2 期総合戦略」を策定し、地方創生への取り組みを切れ目なく推進してきました。

令和 4 年度（2022 年度）には、国が「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を抜本的に改訂した「デジタル田園都市国家構想総合戦略」を策定したことを受け、令和 6 年度（2024 年度）には本町においても、様々な施策に対し、デジタルの力を活用してさらに継承・発展させていくことを目指した「デジタル田園都市国家構想総合戦略」として第 2 期総合戦略を改訂しています。

さらに、令和 7 年度（2025 年度）には、国が「デジタル田園都市国家構想総合戦略」を変更し、当年を初年度とする 5 カ年の新たな「地方創生に関する総合戦略～これまでの地方創生の取組のフォローアップと推進戦略～」を策定しました。今般、国の地方創生に関する総合戦略の内容を踏まえ、本町においても人口ビジョンの見直しを行うとともに、「まち・ひと・しごと創生法」に基づく地方版総合戦略として、「身延町地方創生に関する総合戦略」を策定します。

1.2 総合戦略の位置付け

「身延町人口ビジョン」は、本町における人口の現状を分析するとともに、人口の将来展望を示すものです。

また、本総合戦略は、「まち・ひと・しごと創生法（平成 26 年法律第 136 号）」第 10 条に基づき、人口ビジョンで示した将来展望を踏まえ、人口減少への対応や地域の活力の維持・向上に向けた取組の方向性を示すものです。

本町では、人口減少~~への対応をまちづくり全体に関わるを正面から受け止めた上での施策展開~~を重要な課題として捉え、人口ビジョン及び総合戦略を総合計画と一体的に策定し、各施策を総合的に推進します。

1.3 計画期間

計画期間は令和 9（2027）年度から令和 13（2031）年度までの 5 年間とし、施策進捗状況や情勢の変化を考慮し、必要に応じて見直しを行います。

2 人口ビジョン

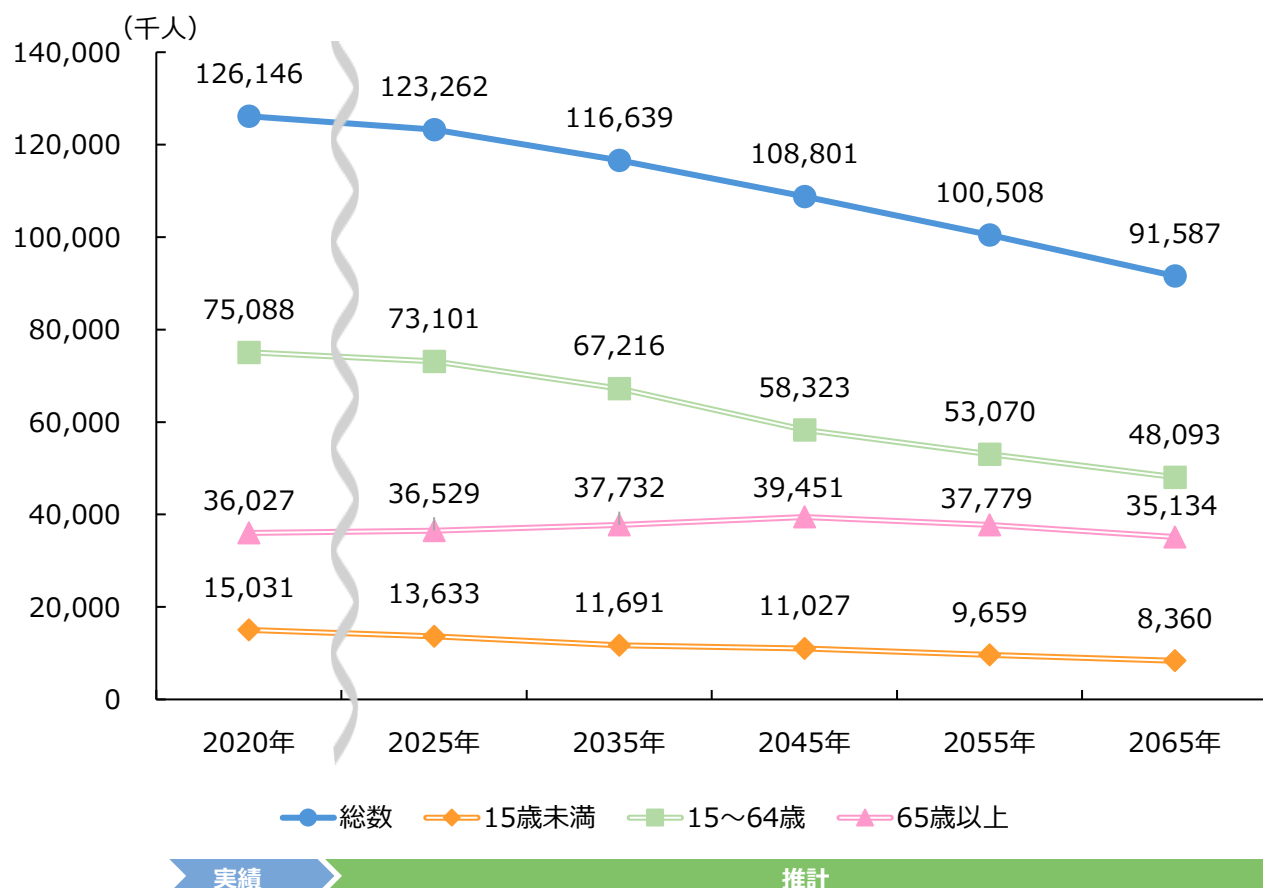
2.1 人口減少の現状と見通し

日本の合計特殊出生率は、1970年代半ばに人口を長期的に維持できる水準(2.07)を下回り、その後も低下傾向が続きました。2008(平成20)年に総人口は1億2,808万人をピークとして減少局面に入り、日本は本格的な人口減少社会に移行しました。

国立社会保障・人口問題研究所(以下、「社人研」という。)の2023年推計によれば、今後の総人口の減少スピードはさらに加速すると見込まれています。

一方、65歳以上人口は引き続き増加し、2040年代に約3,900万人でピークを迎えると推計されています。その後は総人口の減少とともに65歳以上人口も減少に転じますが、高齢化率は上昇を続け、2030年：31%、2040年：35%、2070年：38.7%、と超高齢社会が続く見通しです。

図 15 日本の将来推計人口



【出典】2020(令和2)年は「令和2年国勢調査」、2025(令和7)年以降は、社人研「日本の将来推計人口(令和5年推計)」出生中位(死亡中位)推計

2.2 将来人口展望

■ 将来の人口シミュレーション結果

第1・2期人口ビジョンに則して、人口データの更新を踏まえ、3つのパターンによる推計を行いました。

社人研推計準拠による推計のほか、国より提供された資料を活用し、合計特殊出生率等の仮定値を用いていくつかの推計パターンでシミュレーションしました。

なお、希望出生率については、以下の計算式で算出しています。

■ 町民希望出生率の算出方法

$$\begin{array}{ccccc}
 \text{総人口における既婚者の割合} & & \text{総人口における未婚者の割合} & & \\
 \mathbf{29.7\%} & & \mathbf{70.3\%} & & \\
 \text{(20～39 歳・女性)} & & \text{(20～39 歳・女性)} & & \\
 & \times & & \times & \\
 & & + & & \\
 \text{既婚者の理想子ども数} & & & & \text{未婚者の理想子ども数} \\
 \mathbf{2.55} & & & & \mathbf{1.55} \\
 \text{(20～39 歳・女性)} & & & & \text{(20～39 歳・女性)} \\
 & & & & \times \text{ 離死別等の影響 } \mathbf{0.966}
 \end{array}$$

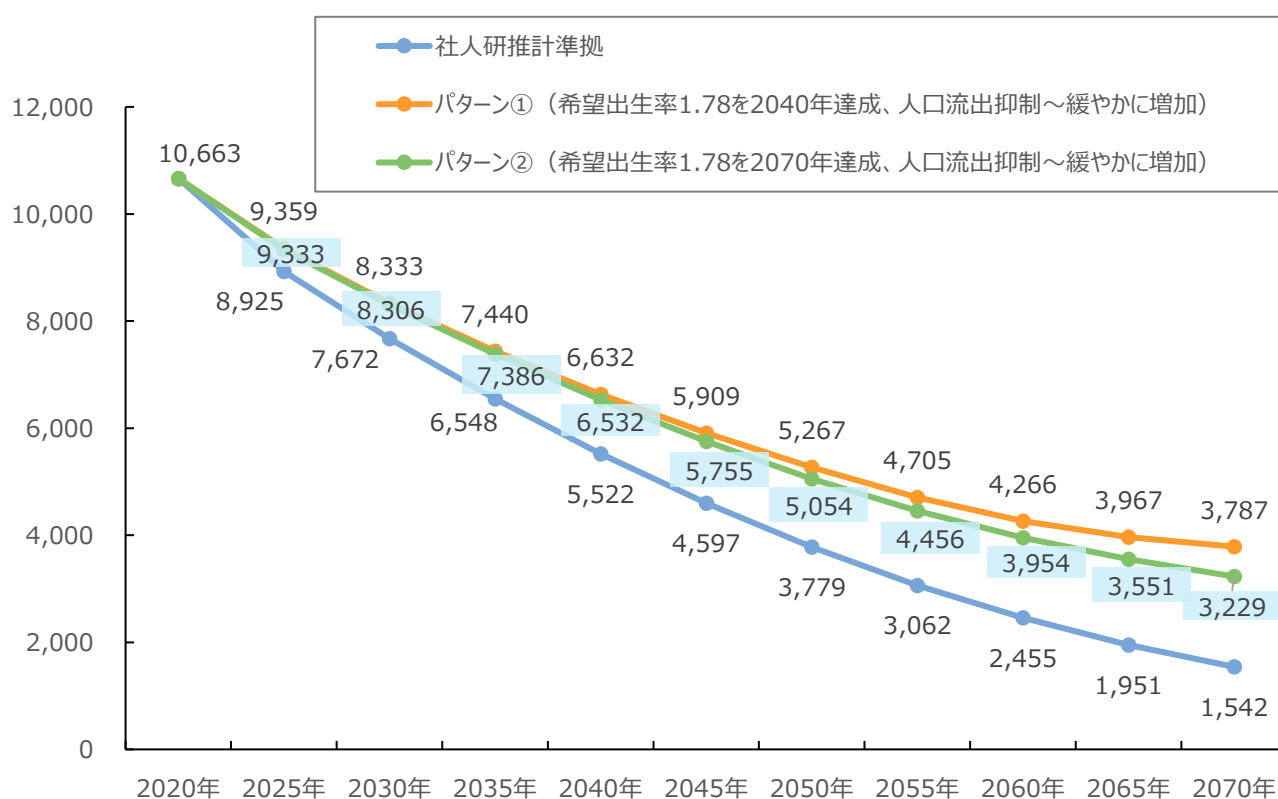
【出典】

「総人口における既婚者の割合」及び「総人口における未婚者の割合」 …総務省「国勢調査」
「既婚者の理想子ども数」及び「未婚者の理想子ども数」 …身延町「令和7年度町民アンケート報告書」
「離死別等の影響」 …社人研「日本の将来推計人口」

シミュレーション結果は以下の通りです。

推計分類	条件
社人研 推計準拠	・ 社人研の 2023 年推計を基にした推計
パターン① (独自推計)	・ 社人研推計準拠 + 合計特殊出生率の上昇 + 転出の抑制および一部年齢層での緩やかな増加 【合計特殊出生率】 2040 年に町民希望出生率 1.78、2050 年に人口置換水準 以上 に達した場合を想定。 ※将来の生残率については社人研推計準拠と同様の値を引用。 【移動数】 移動数による推計結果に基づく。進学・就職に伴う若年層の構造的な転出超過は継続するものの、公共交通やインフラの発達、町内就職や U・I ターン就職の増加により、転出数は社人研推計準拠と比較して概ね 2～5 割程度抑制されると想定。特に、20～39 歳を中心とした若年・子育て世代では、2025～2045 年にかけて転出入が概ね均衡し、この間の人口移動の増減数は概ね 2～5 割程度に緩和され、2045 年以降は、子育て環境の充実や地元回帰志向を背景に、30 代前半を中心に緩やかな転入超過へ移行する場合を想定している。
パターン② (独自推計)	・ 社人研推計準拠 + 合計特殊出生率の小幅な上昇 + 転出の抑制および一部年齢層での緩やかな増加 【合計特殊出生率】 2070 年に町民希望出生率 1.78 に達した場合を想定。 ※将来の生残率については社人研推計準拠と同様の値を引用。 【移動率】 移動率による推計結果に基づく。進学・就職に伴う若年層の構造的な転出超過は当面継続するものの、施策効果により、2025～2035 年にかけて転出超過の規模は社人研推計準拠と比較して概ね 3～7 割程度に縮小すると想定。 その後、町内就職や U ターン就職、近隣地域への通勤・就業の定着により転出が徐々に抑制され、2035～2050 年にかけては流出規模が約 4～5 割程度に縮小し、2050 年以降は若年層を中心とした転出入が概ね均衡するとともに、子育てや生活環境を重視した回帰・定住、家族の介護等を契機とした世帯単位の移動により、30 代前半を中心に小幅な転入超過が生じる場合を想定している。

図 16 身延町の将来人口推計



■ 合計特殊出生率の推移

パターン①（早期に希望出生率を達成するケース）

パターン①では、身延町の希望出生率である 1.78 が 2040 年に達成され、その後も出生率が上昇し、2050 年には人口置換水準¹以上を達成・維持するものと想定しています。

パターン②（最終年に希望出生率を達成するケース）

パターン②では、身延町の合計特殊出生率が 1987 年を除き、近年は概ね 1.2～1.3 で推移しており、短期間で希望出生率 1.78 に達した実績が見られないことを踏まえ、希望出生率の達成時期を 2070 年と設定しました。その上で、それまでの期間については、施策効果が徐々に積み重なることを前提に、合計特殊出生率が段階的に上昇していくことを想定しています。

	2030 年	2035 年	2040 年	2045 年	2050 年	2055 年	2060 年	2065 年	2070 年
社人研推計準拠	1.01	1.04	1.05	1.05	1.05	1.05	1.05	1.05	1.05
パターン① (独自推計)	1.43	1.63	1.78	1.90	2.10	2.10	2.10	2.10	2.10
パターン② (独自推計)	1.25	1.30	1.35	1.40	1.45	1.50	1.60	1.70	1.78

■ 社会増減の推移

パターン①（移動数による推計）

パターン①は、移動数を用いて推計しています。進学・就職に伴う若年層の構造的な転出超過は当面継続するものの、公共交通やインフラの発達により、町内からの通勤・通学や通勤圏内就業が拡大し、転出数は段階的に抑制されると想定しました。

2025～2045 年にかけては、U・I ターン就職や町内就職の増加、特に女性活躍を推進する町内企業の増加や子育て環境の充実を背景に、転出入が概ね均衡する状況を見込んでいます。この間の人口移動の増減数は、社人研推計準拠ケースと比較して概ね 2～5 割程度に緩和されると想定しています。

2045 年以降は、地元回帰志向や子育て・生活環境を重視した U・I ターンの進展により、転入が転出をわずかに上回る緩やかな転入超過へ移行する場合を想定。この場合においても、人口移動の増減数は社人研推計準拠ケースと比べて引き続き 3～5 割程度抑制され、全体として人口減少幅は緩和されるとしました。

パターン②（移動率による推計）

パターン②は、移動率を用いて推計しています。進学・就職に伴う若年層の構造的な転出超過は当面継続するものの、施策効果により、2025～2035 年にかけて転出超過の規模は社人研推計準拠ケースと比較して概ね 3～7 割程度に縮小すると想定しました。

その後、町内就職や U ターン就職、近隣地域への通勤・就業の定着により転出が徐々に抑制され、2035～2050 年にかけては流出規模が社人研推計準拠ケースと比べて約 4～5 割程度に縮小することを見込んでいます。

さらに、2050 年以降は若年層を中心とした転出入が概ね均衡するとともに、子育てや生活環境を重視した回帰・定住、家族の介護等を契機とした世帯単位の移動により、30 代前半を中心に小幅な転入超過が生じると想定し、全体として人口減少幅が緩和されるとしています。

	2030 年	2035 年	2040 年	2045 年	2050 年	2055 年	2060 年	2065 年	2070 年
社人研推計準拠	-1,253	-1,124	-1,026	-925	-818	-717	-607	-504	-409
パターン① (独自推計)	-1,026	-893	-808	-723	-642	-562	-439	-299	-180
パターン② (独自推計)	-1,027	-920	-854	-777	-701	-598	-502	-403	-322

※端数処理の関係で総人口の推計値とは若干値が異なる場合があります。

■ 推計の根拠

本町の将来人口は、社人研による将来人口推計を基本としながら、町民アンケートから把握した結婚・出産に関する希望や、これまでの人口動態、今後のまちづくりによる効果を踏まえて推計しています。

出生については、町民アンケートから算出した「町民希望出生率 1.78」を、町民が希望する子どもの数を実現できる環境づくりを進めた場合の一つの目安としました。

ただし、近年の本町の合計特殊出生率は概ね 1.2～1.3 で推移していることから、短期間で大きく上昇するのではなく、子育て支援や仕事と子育てを両立できる環境づくりなどの取組を重ねることで、段階的に上昇していくことを想定しています。

人口移動については、進学や就職を契機とした若い世代の町外への転出が今後も一定程度続くことを前提としています。その一方で、町内での雇用の確保や U・I ターンの促進、子育て・生活環境の充実、公共交通や生活基盤の維持・充実などに取り組むことにより、転出をできるだけ抑えけるとともに、将来的には若い世代や子育て世代を中心とした転入・定住につなげていくことを見込んでいます。

このように、本推計は人口減少そのものを止めることを前提とするのではなく、町民の希望の実現と各種施策の着実な推進によって、出生数の減少や転出超過を少しずつ緩和し、人口減少のスピードを抑えていくという考え方に基いています。

■ 目標人口

3つの人口シミュレーションを比較すると、パターン①は、合計特殊出生率の比較的早期の上昇や社会移動の大幅な改善を見込んだ、より積極的なケースとなっています。

一方、パターン②は、これまでの合計特殊出生率や人口移動の実績を踏まえながら、今後の施策効果によって合計特殊出生率や社会移動が段階的に改善していくことを想定したケースです。

本町では、人口減少が今後も続くことを見据えつつ、若い世代が結婚・出産・子育ての希望をかなえられる環境づくりや、町内での雇用の確保、U・I ターンや定住の促進などに継続して取り組むことで、人口減少の緩和を目指します。

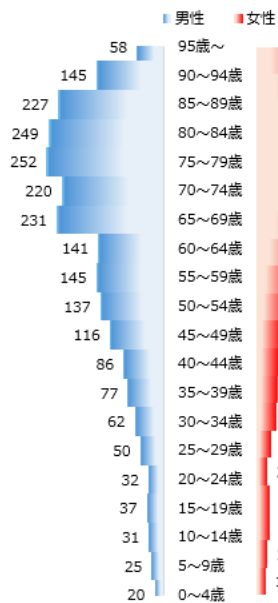
このため、本計画では、より現実的かつ施策の効果を着実に積み重ねていくケースであるパターン②を目標人口の基礎として採用し、2045 年に 5,755 人、2070 年に 3,229 人を維持することを目標とします。



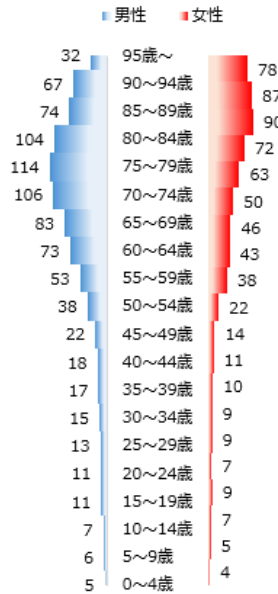
■ 社人研推計と町の将来人口設定による人口ピラミッドの比較

社人研推計

<2045 年> (総人口：4,597 人)

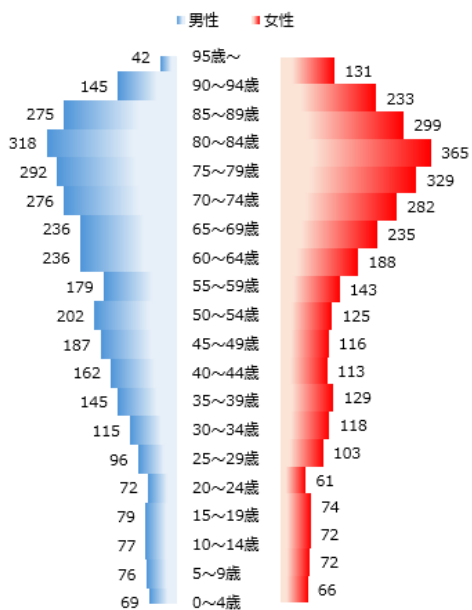


<2070 年> (総人口：1,542 人)

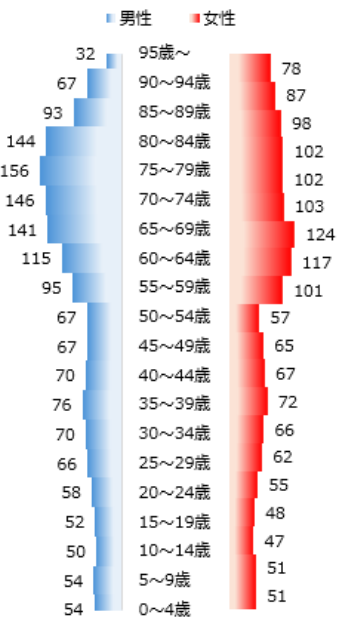


身延町人口ビジョン (パターン②)

<2045 年> (総人口：5,755 人)



<2070 年> (総人口：3,229 人)



3 総合戦略

3.1 総合戦略の基本的な考え方

■ 人口減少の克服

身延町では、戦後の昭和 22 年（1947 年）に 40,091 人とピークを迎えた後は、減少の一途をたどり、~~平成 27 年（2015 年）で 12,669 人、68.4%の減~~令和 7 年（2025 年）で 8,921 人、77.7%の減となっています。また、人口ビジョンに示すように、今後も減少傾向は続くと思われ、2060 年には 2,455 人にまで減少すると推計されています。

人口減少の要因は自然減と社会減の双方によるものです。本町の合計特殊出生率は、1980 年代の 5 年間では 1.8 弱で、近年公表されたデータは~~平成 15 年～平成 19 年（2003～2007 年）が 1.26、平成 20 年～平成 24 年（2008～2012 年）は 1.35~~平成 25 年～平成 29 年（2013～2017 年）が 1.33、平成 30 年～令和 4 年（2018～2022 年）は 1.23 となっており、人口置換水準（~~2.07~~）を大きく下回り、生まれる子どもの数は減少しています。

年齢階級別の人口移動では、男性 45 歳から 79 歳の間に増加がみられるものの、各年齢階級全般的に減少しており、特に 15 歳から 45 歳の間が男女ともに大きく減少する傾向があり、進学・就職や結婚を機に転出が増加することが社会減の大きな要因となっています。

こうした人口減少問題の解決に向け、若者を中心とする人財の確保や定住化、雇用の創出、観光をはじめとする交流人口の拡大、結婚・子育て支援・教育環境の改善などの総合的な取り組みを推進します。（※人口は国勢調査による）

■ まち・ひと・しごとの創生と好循環の確立

国の総合戦略に触れられているように、地方創生は、「ひと」が中心であり、長期的には地方で「ひと」をつくり、「ひと」が「しごと」、「まち」をつくるという好循環を生み出すことです。「人口減少が地域経済の縮小を呼び、地域経済の縮小が人口減少を加速させる」といった構造的な問題を克服するためには、「しごと」が「ひと」を呼び、「ひと」が「しごと」を呼び込む好循環を確立することが重要です。このため、以下に示す取り組みを同時的かつ一体的に取り組みます。

■ しごとの創生

定住促進のためには、安定的な就労・雇用の場の創出が不可欠です。中部横断自動車道の開通~~は~~により物流が格段に向上し、企業等の効率化による経済的効果が生まれ、雇用の創出や企業の誘致が期待されることから、積極的に取り組んでいくことが必要です。しかしながら、国際競争に伴う企業の合理化が進む中で、地域外の他力に依存する対策を着実に推進することは厳しい環境でもあります。

本町において、将来にわたり、安定した雇用を創出するためには、身延山、下部温泉、本栖湖などの観光資源を活用した観光振興とそれに伴う雇用の創出も求め

られます。また、地場産業の振興や地域のニーズの高い~~福祉介護事業、サテライトオフィス事業~~の誘致などによって若年層や共働きの雇用の方も確保していきます。

■ ひとの創生

将来を担う小中学生のデジタルを活用した教育、英語教育、体験教育などの推進、高校・大学間の連携事業、若者が地域を知る機会、地域団体との協働事業などを通じ、地域人財の育成を積極的に進めます。また、結婚・出産・子育て支援を通じた、少子化対策を図るとともに若者が活躍できる環境を形成します。

■ まちの創生

身延町は中山間地域であるため、平野部が少なく、生活利便施設や医療福祉施設、教育施設が分散しています。このため、災害の危険性の少ない良好な条件をもつ地域・地区に子育て世代の住宅の建設など町土の活用を推進し、既存の公共施設跡地の利活用も図ります。また、生活、産業にデジタルを活用し、生活面では利便性の確保と質的向上を目指し、産業面では、広く情報発信し、販路拡大等を目指します。

4 地域ビジョン・基本目標と基本的方向

身延町では平成 17 年 12 月に「身延町民憲章」を制定し、総合計画におけるまちづくりの基本理念として、町民憲章を踏まえ、「身延町民であることに誇りと自覚をもち、力を合わせて安らぎと活力にあふれた、ひらかれたまちづくりを進める」ことを掲げ、まちづくりを進めてきました。

一方、少子高齢化の進展や若年層の転出などによる人口減少は、本町の将来に関わる大きな課題となっています。本町が有する豊かな自然、歴史・文化、地域に根付く産業や人財などを将来に引き継ぎ、町民一人ひとりが豊かで幸せに暮らし続けるためには、こうした地域の魅力や強みを活かしながら、人口減少に伴う様々な課題に対応し、「住みたい」「住み続けたい」と思えるまちづくりを進めていく必要があります。

このため、本総合戦略では、総合計画に掲げる将来像や政策と、まち・ひと・しごと創生の考え方を踏まえ、次の4つを目指すべき地域ビジョンとして位置付けます。

1つ目は、多様な人や地域が関わり合い、新たな交流や活動が生まれる『つながる』まちです。

「日本一のしだれ桜の里づくり事業」をはじめとした地域資源の活用や、多様な人財の活躍を通じて、町内外の人々が交流し、誰もがまちづくりに関わることのできる環境をつくります。

豊かな自然や歴史・文化など、身延町ならではの魅力を町内外の多様な人々に伝え、様々な形で身延町とつながる機会を創出することで、町への関心や愛着を育みます。こうしたつながりを交流人口・関係人口の拡大、さらには将来的な移住・定住へとつなげていきます。

2つ目は、子どもから高齢者まで、誰もが安心して暮らすことのできる『安らぐ』まちです。

豊かな自然環境の中で安心して子どもを産み育てることができ、身延町で育つ子どもたちが健やかに成長できる環境を整えます。また、子どもから高齢者まで、誰もが健康で安心して暮らし続けることのできる地域づくりを進めます。

3つ目は、一人ひとりの思いや地域の可能性を活かし、新たなことに『挑める』まちです。

誰もが自分らしい豊かな暮らしを実現しながら働くことができる環境を整えるとともに、「あけぼの大豆6次産業化事業」「子どもの夢を叶えるプロジェクト」をはじめ、身延山や下部温泉などの地域資源と人財を組み合わせ、新たな価値や仕事を生み出す取組を進めます。こうした挑戦が次の挑戦につながる、地域経済の好循環を生み出していきます。

4つ目は、『つながる』『安らぐ』『挑める』まちの実現を支える『しくみ』が整ったまちです。

人口減少が進む中であっても、必要な行政サービスや地域の暮らしを持続していくため、行政運営や地域を支える仕組みを整え、3つの地域ビジョンの実現を下支えします。また、ドローン物流や自動運転をはじめとするデジタル技術など、新たな技術を暮らしや行政サービスに効果的に取り入れ、地域課題の解決や生活の利便性向上につなげます。

こうした「しくみ」によって「つながる」「安らぐ」「挑める」を支え、人口減少社会においても、世代を超えて誰もが安心して住み続けることのできる、持続可能な身延町を目指します。

5 基本目標と基本的方向

本町では、平成27年（2015年）に策定した人口ビジョン及び第1期総合戦略に基づき、将来にわたり持続的に発展する社会を実現するため、5つの基本目標に取り組んできました。

第2期総合戦略及び~~身延町~~デジタル田園都市国家構想総合戦略は、第1期総合戦略の枠組みを維持し、地方創生のより一層の充実・強化に取り組んできました。

総合計画と一体的に策定する今回の総合戦略についても、国から示された情報・内容を本町の取組・課題と照合し、必要な視点~~を~~はアクションプラン~~で~~への取り込みを進めます。

基本目標1．つながる

町民一人ひとりがまちづくりに関わり、町内外の多様な人や地域とのつながりを生かして活動できる環境づくりを進めます。交流や情報発信、学び、子育て・教育、地域文化などを通じて関係人口を広げ、将来的な移住や定住にもつなげます。

<基本的方向>

- 1 町民参加・協働の推進（政策Ⅰ 施策1）
- 2 様々な交流の推進（政策Ⅰ 施策4）
- 3 町の認知度向上に向けた情報発信（政策Ⅰ 施策5）
- 4 移住の促進（政策Ⅰ 施策7）
- 5 歴史と文化遺産の継承（政策Ⅰ 施策13）
- 6 地域とともにある学校づくり（政策Ⅰ 施策14）
- 7 子ども・子育て支援サービスの推進（政策Ⅰ 施策16）

K P I（重要業績評価指標）

基本目標 2. 安らぐ

住まい、公共交通、防災・防犯、救急、高齢者支援など、日々の暮らしを支える環境を整え、子どもから高齢者まで誰もが安心して住み続けられる地域づくりを進めます。

<基本的方向>

- 1 生涯にわたる健康づくりの推進（政策Ⅱ 施策 5）
- 2 公共交通の充実（政策Ⅱ 施策 8）
- 3 住環境整備の推進（政策Ⅱ 施策 9）
- 4 定住の促進（政策Ⅱ 施策 10）
- 5 地域防災力の強化（政策Ⅱ 施策 12）
- 6 救急・応急救護体制の充実（政策Ⅱ 施策 13）
- 7 地域防犯と安全確保の推進（政策Ⅱ 施策 15）

K P I（重要業績評価指標）

基本目標 3. 挑む

農業、商工業、観光、伝統産業などの地域資源を生かし、起業・創業、就農、人財育成、雇用、結婚・出産など、一人ひとりが希望する未来に挑戦できる環境づくりを進めます。

<基本的方向>

- 1 効率的な農業振興と担い手の確保（政策Ⅲ 施策 1）
- 2 特産品生産を活かした農業経営の展開（政策Ⅲ 施策 3）
- 3 地域資源を活かした商工業の振興（政策Ⅲ 施策 6）
- 4 商工業の振興と企業立地の受け入れ（政策Ⅲ 施策 7）
- 5 地域資源を活かした伝統産業の振興（政策Ⅲ 施策 8）
- 6 地域資源の効果的な活用（政策Ⅲ 施策 9）
- 7 地域資源を活かした観光の振興（政策Ⅲ 施策 10）
- 8 少子化対策の充実（政策Ⅲ 施策 12）
- 9 挑戦を支える人財育成と活躍促進（政策Ⅲ 施策 13）
- 10 雇用の安定と勤労環境の充実（政策Ⅲ 施策 14）

K P I（重要業績評価指標）

基本目標 4. 支える

「つながる」「安らぐ」「挑む」の実現を下支えするため、道路や公共施設、情報提供、行政サービスなど、人口減少社会においても地域の暮らしと活動を継続できるしくみを整えます。

<基本的方向>

- 1 遊休農地等の活用（政策Ⅳ施策 11）
- 2 町道等の整備の促進（政策Ⅳ 施策 13）
- 3 情報提供の充実（政策Ⅳ 施策 14）

K P I（重要業績評価指標）